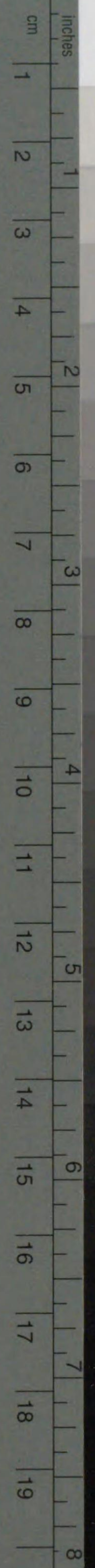


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19




Kodak Color Control Patches


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch 1]	[Patch 2]	[Patch 3]	[Patch 4]	[Patch 5]	[Patch 6]	[Patch 7]	[Patch 8]	[Patch 9]
[Patch 10]	[Patch 11]	[Patch 12]	[Patch 13]	[Patch 14]	[Patch 15]	[Patch 16]	[Patch 17]	[Patch 18]

584

584-14
1200501523533





エト U 81

584

14



叢書

第八卷



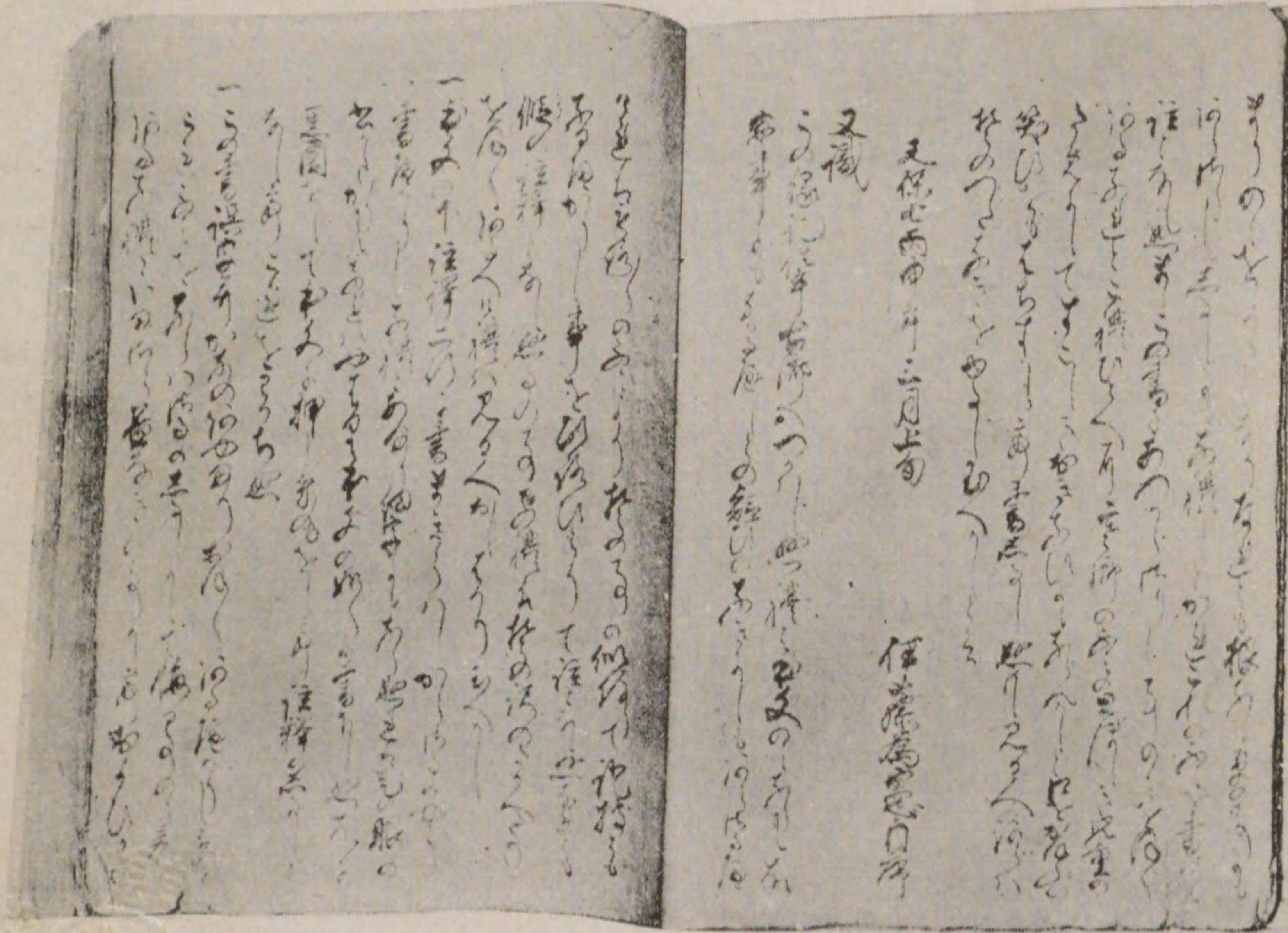
大慈寺の観音像と玉林寺の観音像

平鹿郡大森町大慈寺の観音像(上)は全長(臺座を除く)一尺六寸三分の御像で、北秋田郡大館町玉林寺の観音像(下)は厨子に入り、比内三十三観音の稱あるものである。

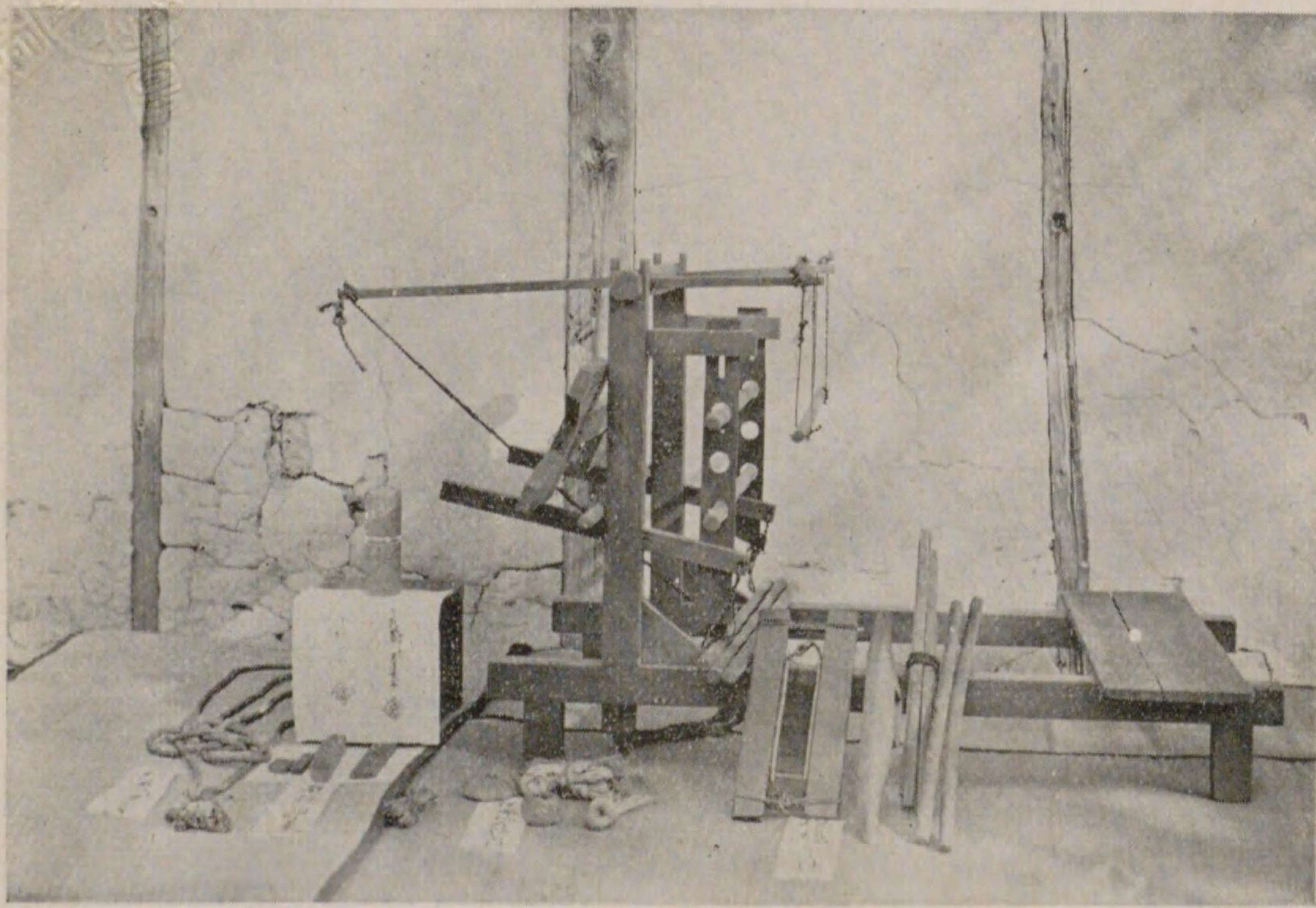


後の世も現世の苦難劔の難經味をうけて今宿の里
 ×
 天くたる鳳凰山の桐の澤玉の御寺に駒そいさめる。

機織の布細布狭き本原の「記縁角鹿」筆眞者著



(鹿角郡毛馬内町伊藤良三氏藏)



(同郡錦木村黒澤熊吉氏藏)

。丈二長分五寸五申は布細・寸六は梭・寸五尺四さ長の臺



584-14

秋田叢書第八卷 目次

解

題

秋田六郡三十三觀音巡禮記——鹿角緣記——月出羽道(仙北郡)

秋田六郡 三十三觀音巡禮記

鹿角緣記

伊藤 爲憲著

自序(四)——「總記」(四)——錦木塚由來(四)——錦木墳緣記(六)——細布(七)——月山(八五)
——古館(九)——仁叟寺(一〇五)——千手觀音(二五)——擅毘盧長者(二六)——大日堂(三〇)——五
の宮嶽(二六)——天狗橋(三〇)——大崖(二五)——十和田(二七)——集宮大明神并陣場之事
(二六)——銚子の瀧(二六)——十和田山人の事(二七)——銅山(二六)——溫泉(二八)

月出羽道 仙北郡(一)

菅江 眞澄著

一 卷 一八七

月出羽道 一八九

境 邑 一九七

荒河邑 二〇八

上淀川邑 二二一

中淀川邑 二三五

二 卷 二七九

强首邑 二八〇

金山澤邑 二九八

九升田邑 二九九

高城邑 三二〇

三 卷 三五七

大卷邑 三二二

寺館邑 三三六

峯吉河邑 三三九

四 卷 四五三

心像村 三九九

小杉山村 四一五

半道寺村 四三〇

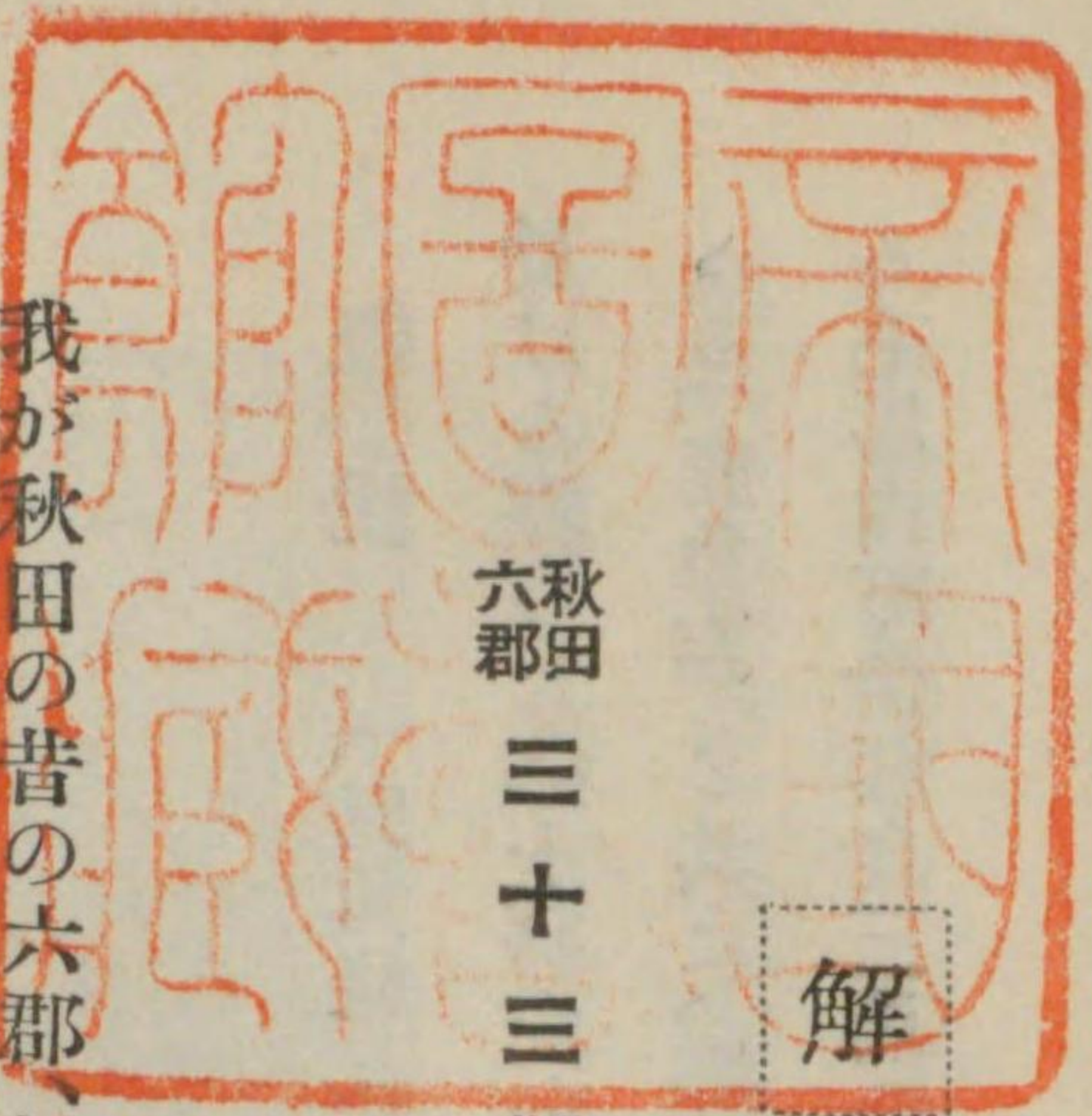
外小友邑 四九四

口 繪 寫 眞 版

◇大慈寺の觀音像と玉林寺觀音像

◇菅江眞澄翁の手簡

◇著者眞筆「鹿角縁記」の原本と袂布細布の織機



秋田 六郡 三十三 観音 巡禮 記 一 卷

解 題

校訂者 細谷 則理

我が秋田の昔の六郡、即ち雄勝、平鹿、仙北、河邊、秋田、山本の中に三十三観音といふがある。そは後朱雀天皇の長久年中、平鹿郡御嶽山鹽湯彦命の臣、卜部氏致の末孫といふ滿徳長者保昌が、紀州熊野神社の靈夢により大佛師定朝に三十三體の佛像を作らせ、比叡山の教圓阿闍梨の開眼供養を得て歸り、之を六郡の名山巨刹三十三所に奉納して、順禮所と定めたそれである。物換り星移り幾百回の春秋往來する間に、殆んどそを知る人無きまでに忘れられた。これを甚だ遺憾として秋田の人鈴木定行、加藤政真の兩人、享保年中その跡を尋ねつゝ順禮し、辛うじてそを探得、その緣起を記せるのが即ちこの秋田六郡三十三観音巡禮記である。本書は主として緣起を記せるものなれど、時には普通の歴史の記載せざる史實を語り、又天變地妖等を説くこと詳なれば、郷土史を資益すること尠少でない。故に、これは實に郷土史研究家必讀の書である。

本書は大別すれば享保年中に成れる原本と、寛保年中に何人かゞ加筆せるものとの二種となるやう

解 題

なれど、數部を對照比較するに皆多少の出入差異あつて、殆んど同一のものはない。従つて原本と確認すべきものがないから、今はその中最も原形に近いと思はれるを以て定本とした。

後人の加筆と思はれるものも妄に削除せず、その少きは「イナシ」と記して之を區別し、その多きは「備考」としてその項の後に附記した。時には(一本何々)と記したのも有るは、文章の都合に因つたのである。

序文その他に、漢文風に書けるものと、假名交體に記せるものとの二種あるが、その意味に差異なければ今は假名交體のものを取る。然れども、尙多少顛倒して讀むべきものゝ交りてあるは恣に改めず原形を存したのである。

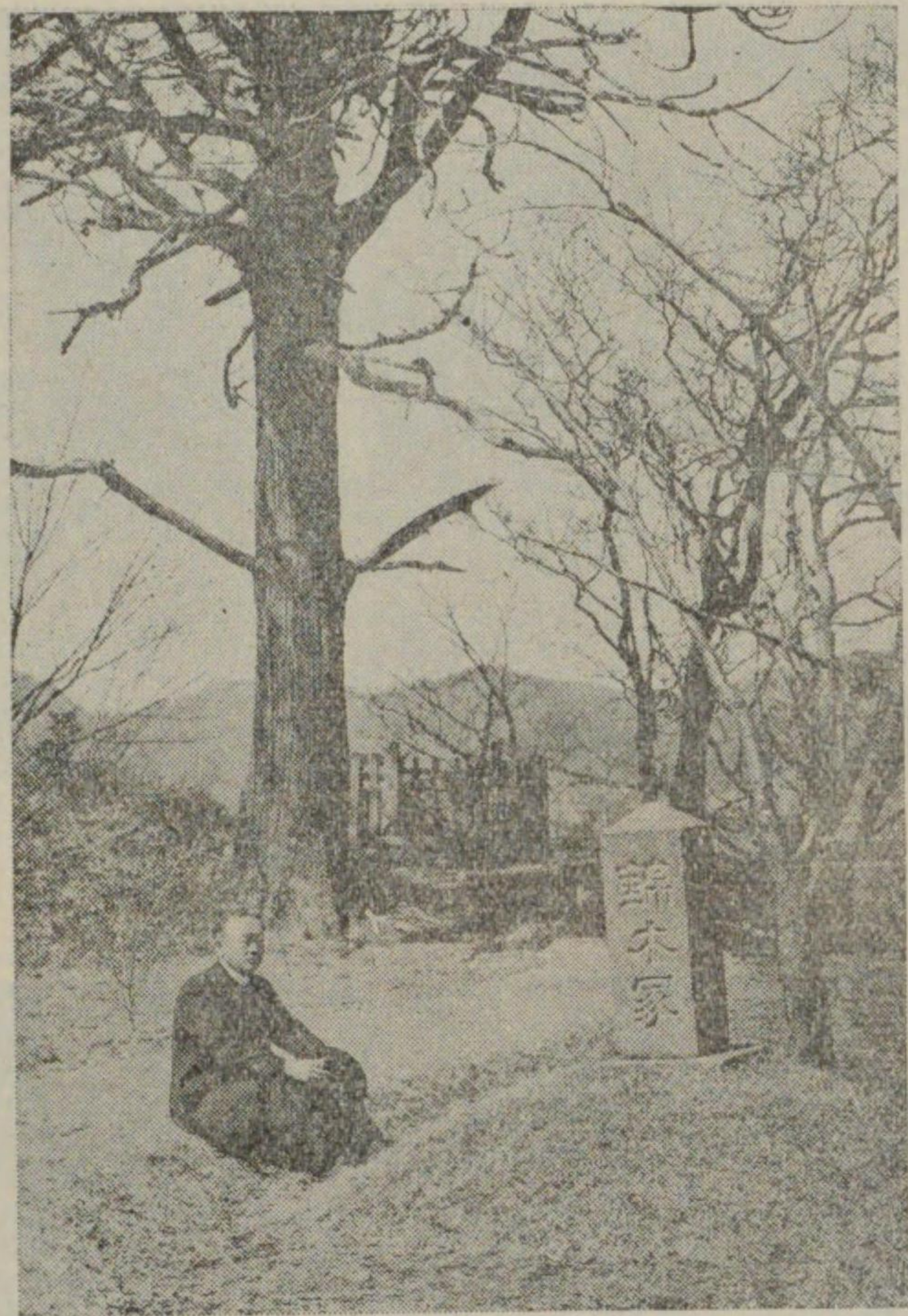
鹿角縁記 一卷

高橋 克三

概説 「鹿角縁記」は今から百餘年前、伊藤宗兵衛翁(爲憲)によつて編出されたもので、鹿角郡に於ける纏つた郷土研究の最初の文獻である。明治四十年内藤調一翁(内藤湖南博士の嚴父)の著述にかゝる「鹿角志」と共に、郷土資料の雙璧といはれて居る。其の原本は紙本一冊もので、宗兵衛翁の生家たる毛馬内町伊藤良三氏の所藏にかゝるものである。

著者の略歴

本書の著者伊藤宗兵衛翁は、諱は爲憲、鹿角郡毛馬内町伊藤喜三右衛門の三男で、明和四年(紀元二四二七年)に生れ、幼少から資性慧敏で學を好み神童と目されたが、郷里に良師友がないので寛政八年正月(三十歳)江戸に脱走して、幕府の旗本の臣花房、鶴殿、并に竹本氏に仕へ、兼ねて童兒



(村木錦郡角鹿)塚木錦

師となつて學資を得る傍ら専心學を修めた。此間折衷學派たる山本北山、又は朝川善庵の門に出入し精苦最も努めたものゝ如くである。やがて竹本氏長崎奉行となるに及んで、宗兵衛翁も其の公用人に擧げられ扈從して長崎に至り、奉仕の傍ら和漢の學について研鑽を積まれた。晩年江戸に在住して「鹿角縁記」を完成さ

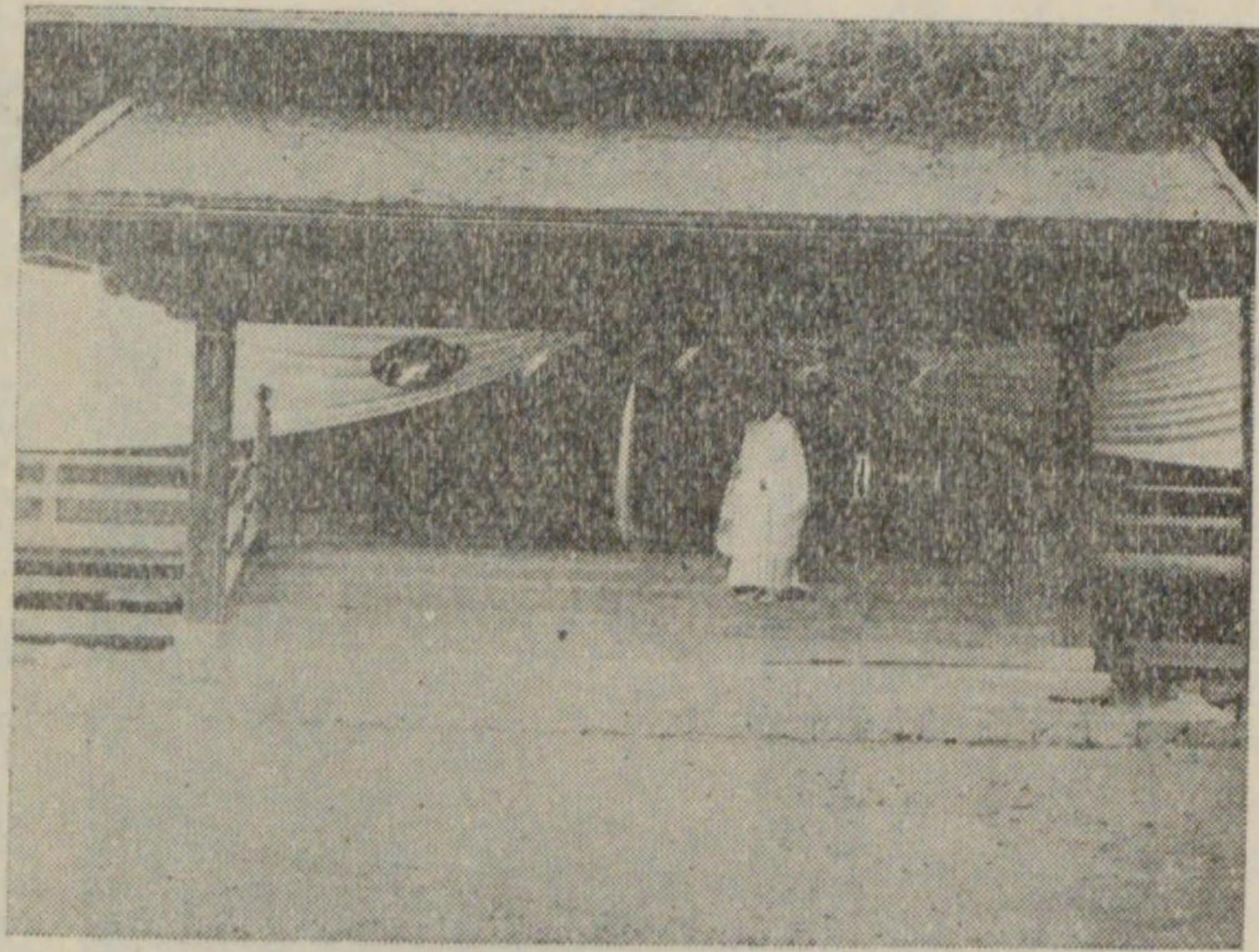
れたのである。

本書の内容 本書は項を分つこと十八、引例豊富考證該博で、著者の非凡な記憶力と研究の深さが窺はれる。江戸時代に於て朱子學に反對して起つた折衷學派に屬する學者は、一般に考證學に造詣が

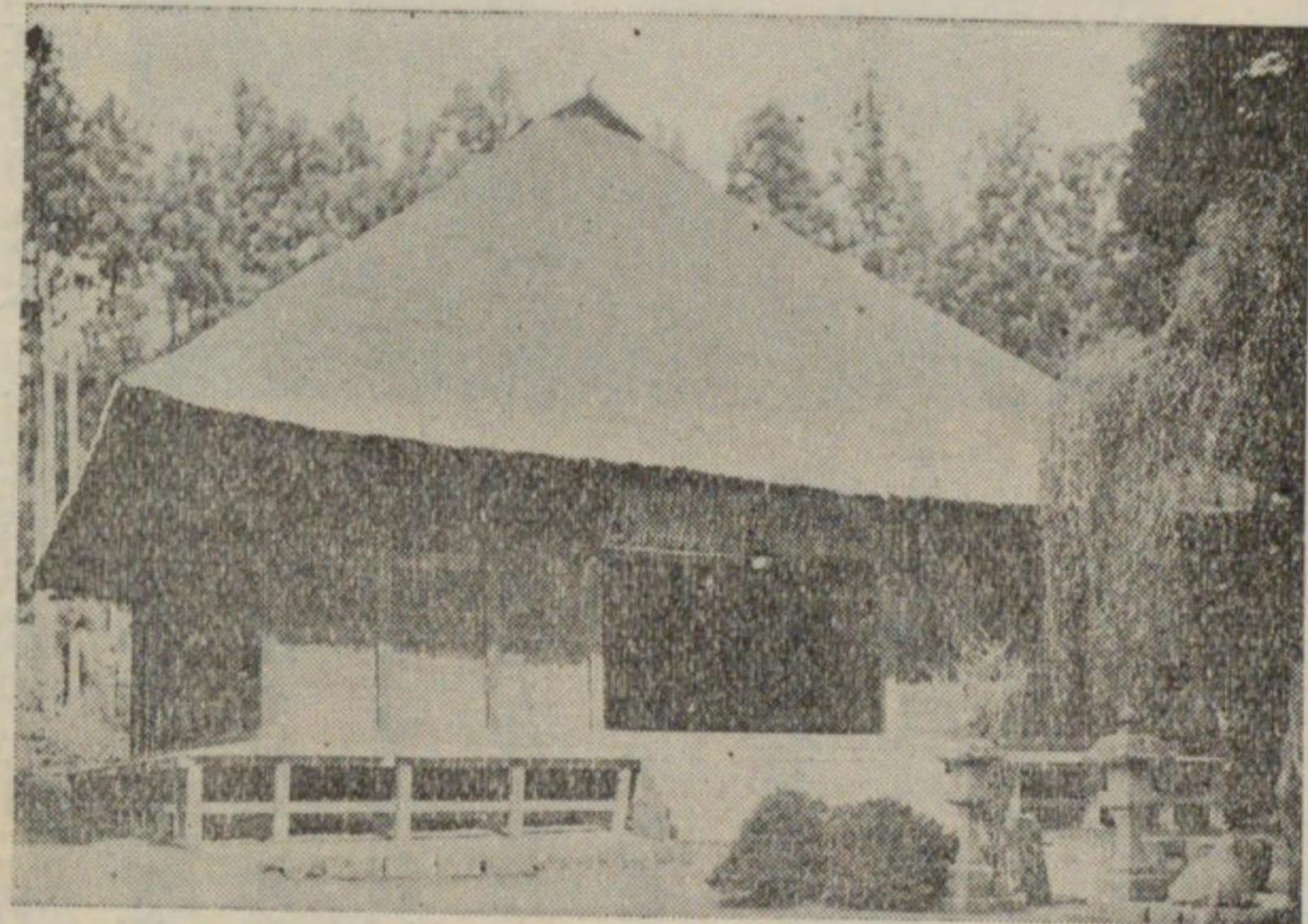
深く博學洽聞であるが、著者もこの思想を酌んで居るといふことは、本書を通讀しても頷かれる。大正十年秋大町桂月先生が本郡に來遊の際、談偶々鹿角縁記に及び一覽に供したが、著者の博學に驚き、「稀

に見る多識の人」
と嘆賞されてあつた。

鹿角郡に及ぼした影響 著者は、鹿角郡に於ける中央學界に接觸した最初の人で、これが間接に、郷學たる泉澤、内藤兩家に傳はり、鹿角郡



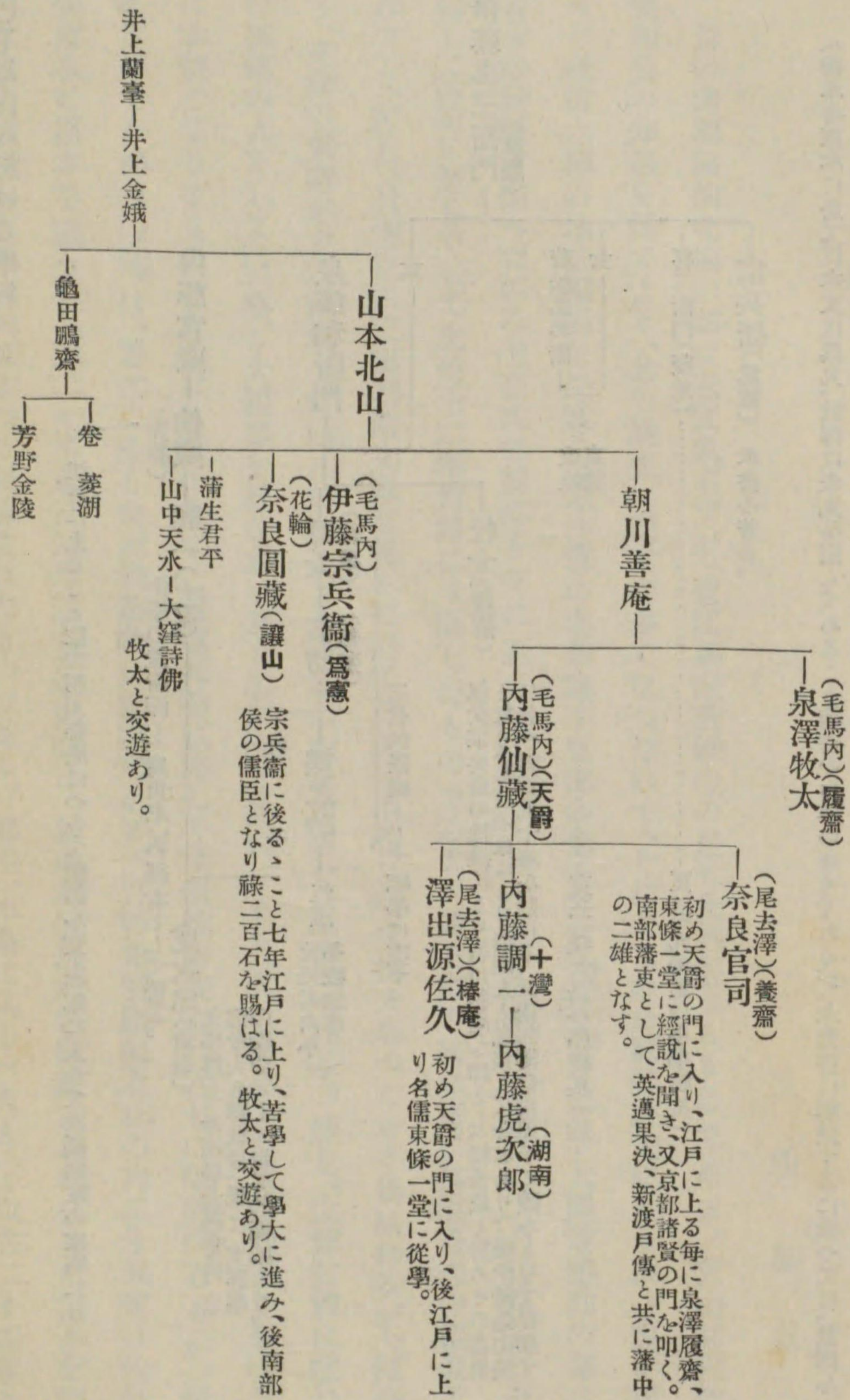
縣社月山神社の殿の一部



大日堂々字(寛文六年建築)

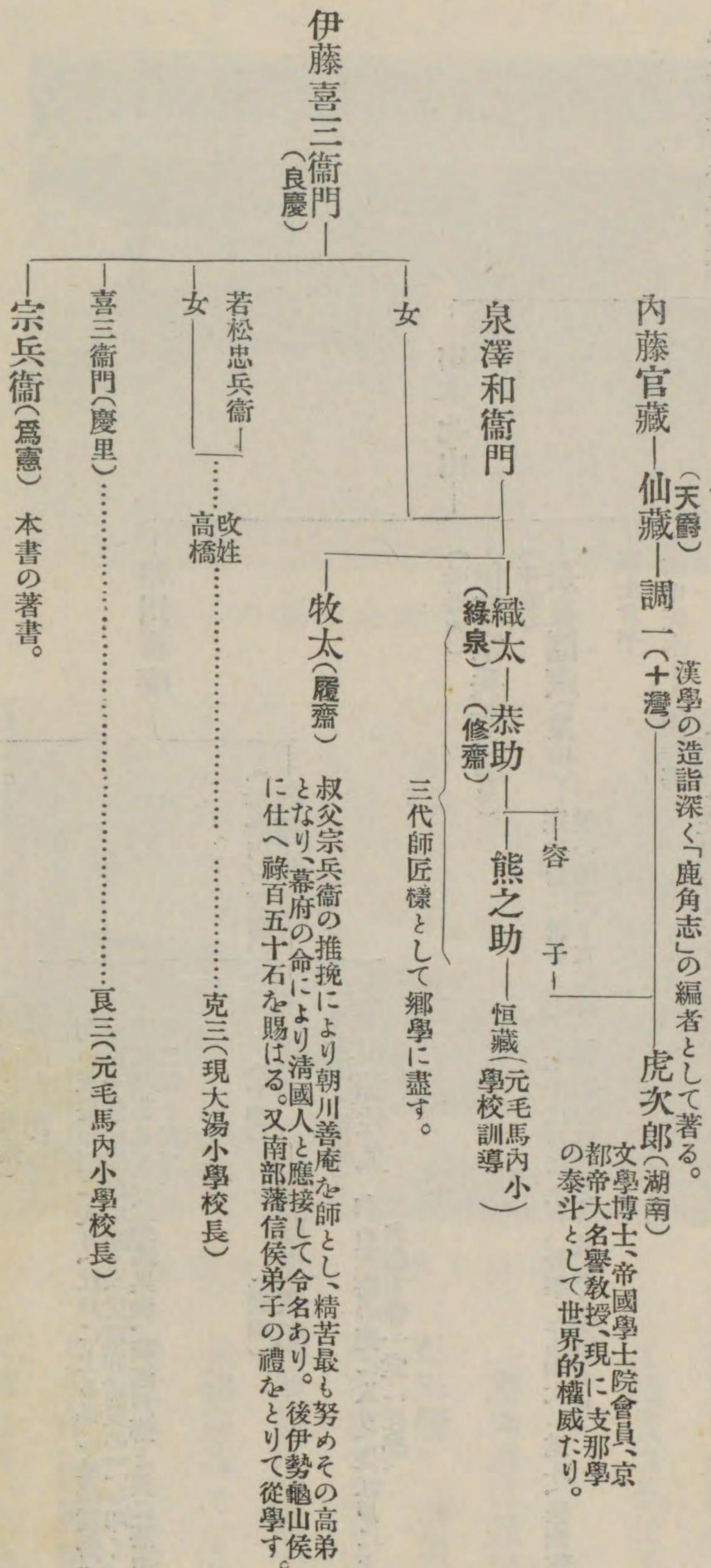
に於ける思想上に影響を及ぼしたことは多大であるが、其の詳説は拙著「近世鹿角郡學統考」に譲る。

○江戸時代に於ける折衷學派と鹿角郡の學統



○毛馬内に於ける學統

江戸に上ること數次朝川善庵につきて儒學を質し、郷に入つては櫻庭家の家宰たり。



(尙本書原本に於ては本文は黒丸註釋は朱丸を施してあること著書の自序の通りであるが、本叢書に輯録するに當つては、註釋を「」で圍ひ本文と區別した—編者)

月出羽路 仙北郡 二十五卷

大山 順 造

月の出羽路仙北郡の部は未完成本だが、菅江眞澄著録中の最も大部冊なるものである。天樹院佐竹義和公の知遇を得てより、其の調査に便宜も多くなつたので、それまでの日記體遊覽記よりは一步を進めた秋田六郡の地誌編纂を決意し、先づ雪の出羽路平鹿郡の部十四卷外に別巻一冊ありを完成し、同雄勝郡の部は若干の材料を揃へたのみで正式に編纂するに至らず、而して月の出羽路仙北郡の部は二十五卷までを編し、完結に至らずして文政十二年角館に永眠したものである。仙北郡の部は實に眞澄最後の編著であつて、若し、月雪花の三出羽路完成を見るに於ては其の中心をなす物であつたかと思はれるが、随つて、老齡の眞澄が之に精根を打込んだ事によつて其の死を速めたとも見られる。然し、生涯を旅に送つた孤獨の人としては、斯る大編纂を思ひ立つ其の事が既に異例であり、其の快心の事業に殉ずる事は眞に本懐とするところであつたに違ひない。遊覽記物に比しては個性の發露に乏しい傾向はあるが、何と言つても努力の跡は、形式の整うた出羽路物に顯著である。月の出羽路仙北郡の内二十四卷は佐竹侯爵家に原本を藏され、第二十五卷は、去る大正十四年中、仙北郡雲然村後藤慶太郎氏にその寫本を藏する事を深澤本會編輯員によつて發表されたものである。即ち、本集に入るべきものは、右二十四卷の

原本と一卷の寫本近氏藏自筆稿本によりて校訂とに據るものにて、在來流布寫本よりは一卷を増す事となつた。尙ほ平鹿郡植田村近利左衛門氏藏するところの物は、雄勝郡杉宮吉祥院より出でしものにて、永らく月の出羽路の寫しとせられ三十三卷鉄本ありになつて居るが、之は眞澄直筆の稿本たる事疑ひなく、排列の順序にいさゝかの差あるのみならず語句にも違ひがあつて、彼此對照して訂正推敲の經過が知られ、又挿入の拓本は原物であつて筆で模したのではない。語句の差といふは、

兜社は上荒河邑武田金右衛門が林の内に在り。此の社今は敗類こぼれて跡たにあらねど、古キ山繪圖を見てそのあらましを記す。此兜は甲斐信玄の寶器、世にいふ諏訪法性の兜にして諏訪明神の神寶、神代のものなるよし。今土中埋しども、また盜人のどりにしどもいへり云々。

とあるを、近氏藏稿本には、

兜社上荒河邑金右衛門が林の内に在り。此社今は敗類に及しか、古キ山繪圖を以てそのあらましを画也。此兜は甲斐信玄の重寶、もと諏訪明神、神器なるよし、神代のものならむといへり。今土中に埋しといひ、またうせたりともいへり。

となつて居る如きその一例で、又挿畫も、稿本の方は實景からの簡単なスケッチや、覺え印を含んだ草畫が多く、祭の旗に二王の圖あるを、稿本にては單に「二王」と文字にて書き、又天狗數人あるを、稿本には一人を描きて「五人位」と註し置く等、對比して興味が深い。卷々の關係を検するに、

稿本近利氏本一卷吟邑苅柴の關

一卷の面日日記まで。

同 四卷峯吉川邑かたひらの里

二卷峯吉河邑より高善寺まで。

同 五卷刈和野邑みをつくし

二冊にて三卷全部の内容。

同 六卷心像邑一羽禰

同 七卷北檜岡邑桃のゆまつり

四卷北檜岡邑より檜のおちはまで。

同 八卷袖雄伴邑鳥の峯踰

四卷、内小友外小友云々より同卷末まで。

同 九卷神宮寺邑笠置の里

五卷笠置の里より祠官佐々木氏家系譜まで。

同 十卷神宮寺邑杜のわか松

主として六卷の八幡宮由來之事外二十數項。

近利氏藏本十卷の末に「右之通あらまし當村古說書印候以上文政十年亥二月菅江眞澄様 仙北郡神宮寺村肝煎重右衛門同傳馬方專右衛門長百姓富樫傳一郎藤井宇左衛門細谷孫太郎傳助傳右衛門傳九郎利右衛門七郎右衛門忠右衛門伊兵衛」と見え、當時眞澄の調査の經路を示して居るのは面白い。實査の場合等にも、よく肝煎を利用したものゝやうで、此の方の例證としては、仙北郡金澤西根村照井八十八氏藏書簡口繪が、参照があるが、御用

金澤新西根村

肝煎殿

菅江眞澄

未得貴意候得共奉一翰候秋寒之至に御座候得共舉家無之御別條奉珍賀候小子無異回在仕候且又今般金澤近邊所々舊地取纏仕候處先は貴村親郷に御座候得は先に記録仕度尙又御聞合承度事と

も多分候間金澤荒町和右衛門方迄御越し可被下候其節委曲巨細可申述候

早々頓首

八月二十九日

とあり、藩の援助ぶりもよく判る。

- 同 十一卷神宮寺邑さしの玉水
 - 同 十二卷花館邑柳の若葉
 - 同 十三卷大曲西根邑にじの瀧なみ
 - 同 十四卷内々とも邑矢向山
 - 同 十五卷大曲邑露の花燭
 - 同 十六卷戸地谷邑里の花その
 - 同 十七卷六郷西根邑霞むさくら田
 - 同 十八卷六郷高野本郷似手兒ノ寒泉
 - 同 十九卷六郷高野本郷諸寺院條
 - 同 二十卷のりのまし水
 - 同 廿一卷六郷七箇村之内寄郷十五邑霞む七瀧
 - 同 廿二卷神社ノ部もりのはまゆふ
 - 同 廿三卷神社部秋のみさやま
 - 同 廿四卷金澤邑安麻部の水草
 - 同 廿五卷金澤邑かぶと石
 - 同 廿六卷金澤邑杜の真柳
 - 同 廿七卷拂田邑部からす川まき
 - 同 廿八卷板見内邑えみしのさやぎ
 - 同 廿九卷横澤邑しらはた寒泉
 - 同 三十卷米澤新田邑猫清水
 - 同 卅一卷野田邑千代ふる齋槻
 - 同 卅二卷長野邑霞むやをとめ
- 五卷齋藤氏系譜より六卷の長戸呂まで。但し挿畫に違ひあり、取捨撰擇を示して居る。
七卷高關下郷邑より。中野邑三浦莊三郎家藏紫銅印は實物の印影で、七卷愛宕社まであり、金米山は無く直ちに八卷四ツ屋邑あり、錢の形は拓本。同新谷地邑まで。
七卷大曲西根邑より同虹川邑まで。
八卷小友邑より同大嶋村まで。
九卷大曲邑より同卷末まで。齋藤衆隣藏古錢實物拓本。
十卷川ノ目邑まで。
十一卷六郷西根邑より同二本柳まで。
十二卷六郷高野邑より同古碑圖まで。
十三卷々々頭より同古佛彌陀如來木佛の記事を添へあり。善證寺金砂石瓜形硯實物拓本、眞光寺古錢同上。
廣圓寺より十三卷々々頭に移り、同卷全部。
酒造祖神より十六卷卷末に至る。
十七卷々々頭より同中野新田邑まで。
十八卷々々頭より卷末まで。
十九卷々々頭より卷末まで。三浦氏藏鏡面梵字記年とも拓本。
祭あり。
十五卷々々頭より卷末までの外に十六卷諏訪神社の内臨時祭祈禱まで、及び同美佐夜麻祭あり。

二十卷々々頭より同福田邑まで。
二十卷板見内邑より同卷末まで。
廿一卷全部。
卷頭に朱書して「文政十一年戊子九月十二日初筆」とあり。
廿二卷全部、鏡の圖は拓本。
廿三卷々々頭より卷末まで。
里正五郎右衛門藏印は實物印影。
廿四卷々々頭より卷末まで。

以上が之まで世に知られた廿四卷分に當るが、廿三卷即ち稿本の卅一卷々頭の詠によつて知られる通り、この邊の卷は文政十二年に纏められて居るので、此の卷までの分は藩主へ捧げる事が出来たけれども、次の二冊分は、清書せられる前に眞澄が病に臥して其儘になつたものと推される。

同 卅三卷上雲然邑やさかのこやた
同 卅三卷下雲然邑生田の早苗
右二冊にて廿五卷に相當し上卷には西長野村まで、下卷には勝樂村より白岩堂ノ口村までを載せて居る。

筆の命毛長らへてかき流さばや文政十一年いふ若々しい氣持を抱きつゝ、逝ける眞澄の心には、目前に展開する人の世のすがたに對する、飽く無き研究心が最後まで燃えて居つた。昔と今とを、而して人と自然とを等しく愛しつゞけた此の旅人は、實に驚異に値ひする不思議な存在であつたと言ひたい。

秋田六郡三十三觀音巡禮記

六郡順禮記

出羽國雄勝、平鹿、仙北、河邊、秋田、山本。右六郡の内観音巡禮三十三所は、平鹿郡御嶽山鹽湯彦尊の臣ト部大連氏致の後胤、満徳長者保昌出家して保昌房と號し、人皇六十九代後朱雀院の御宇長久年中紀州熊野に參籠して、靈夢の告を蒙り都に登り、西國三十三所を順禮して観音の像を大佛師定長に作らせ、比叡山阿闍梨教圓禪師に開眼供養を受得て本國に歸り、右六郡の山々嶽々寺院等に、彼の佛像并に順禮の緣起を書かして奉納せしなり。其後都より阿闍梨教圓禪師尋來り、彼の順禮所の佛々に歌を詠ず。則ち御嶽山鹽湯彦神社の内、御嶽山湯の嶺白瀧観音を第一番と定め、秋田郡比内の庄根の井岩本山を三十三番として、教圓禪師と保昌房同行して札打納め歸京し給ふ。時に人皇六十九代後朱雀院の御宇長久年中なり(それより今百十五代今上皇帝の御宇享保十六辛亥まで六百九十餘年になる)。右六郡二十三所、年數六百九十餘年の星霜移代り有所知れず。不思議に此書を得て今享保十四年己酉季夏の頃より、

秋田御城下の住人鈴木定行、加藤政貞の兩人古跡を尋聞きて順禮し、最も順道に彼の札所を綴り、後人の旅行の爲と左の如く書記す者なり。

西國巡禮記

抑も順禮の由來を尋るに、爰に人皇六十五代の帝花山院御位を遁れさせ給ひ、御髪をおろして入覺法皇と申奉り、熊野權現の御夢の御告有りて、寛和二年丙酉三月十七日より那智山を打始め、六月一日に美濃國谷汲寺にて打納め給ふとかや(寛和二年より享保十四年まで七百四拾七年になる)。

札打時の文 種々重罪 五逆消滅

自他平等 卽身成佛

南無大慈大悲觀世音菩薩。

〔備考〕 一本に左の如く見えたれば参考の爲に附記しぬ。

『秋田三十三觀音巡禮記』

六郡

抑順禮の由來を尋るに、人皇六十五代の帝をば花山院と申奉る。御卽位の年故有て御位を遁れさせ給ふ。剩御装りをも落させましくて入覺法皇とならせ給ふ。或時熊野權現御夢の告をなし給ふによりて、寛和二歲丙戌三月十七日より、那智山を御札初として御巡國ましくけり。六月朔日美濃國谷汲寺

にて御打納め給ふとかや。是より代々の貴賤都鄙遠國に至るまで年毎に怠轉なく心を運ふ事、誠に大慈の誓盡せぬ印ならんかし。

寛和二年より寛保三年まで星霜七百五十八年。

一羽州雄勝、平鹿、仙北、河邊、秋田、山本六郡の内觀音巡禮三十三所は、先年平鹿郡御嶽山鹽湯彦尊の臣ト部大連氏致（まじ）の後胤、滿徳長者保昌出家して保昌坊と稱す。然るに人皇六十九代後朱雀院の御宇、長久年中紀州熊野山に參籠して靈夢を蒙る事あり。故に直に都に登り西國三十三所順禮して、觀音の像を、其頃定長（一本定朝）とて都に勝れたる上手の佛師有るに到り佛像を造らせ、比叡山の阿闍梨教圓法師を頼みて開眼供養し、これを提て本國に歸り六郡の山嶽寺院に安置せしめ、並順禮記を書しめて奉納す。其後都より教圓法師遙々と尋下り、彼の順禮所一佛毎に歌を詠す。御嶽山の内湯の峯白瀧觀音を第一番と定め、秋田郡比内の庄根、井岩本山を三十三番として、教圓法師と保昌坊同行して札打納め、教圓法師は歸京し給ふ。

長久元年より寛保三歲迄七百四年也。

一定長と云る佛師は六十八代後一條院御宇に法橋に至る、尤天下無双の名人也。金峯山藏王權現へ獅子狛犬を納る所、喰合て縁より下へ落ると古書に見えたり。定長七代の後胤院賢法橋と云るも妙を得て、柏の木を以て小鬼を造り菩薩谷と云所の地藏堂へ納る。或時其里人の娘懷妊して鬼子を生む、

皆不審を成す。前に彼木鬼朝に露を戴き濡て有り、別當不思議を立る所に鬼子生る。仍て鐵の鎖を以て之を繋く。後無其儀と云へり。

一運慶并に弟子安阿彌は、八十二代後鳥羽院より順徳院の御代の人也。文治、建久年中の事也と古記に有り。

出羽國雄勝郡平鹿郡仙北郡河邊郡秋田郡

山本郡、右六郡三十三所順禮札所并緣起

一平鹿郡仙北郡兩郡の境杉澤川實入野菩薩、祭神は近江國竹生島辨才天女也。人皇六十六代一條院、御宇寛弘二乙巳年九月九日、卜部大連の末流滿徳長者致尙、國家安全の爲守護神と崇處也。是に依て、此川上岩岨と正淵の上に宮殿を建立して南向也。社地東西貳百間、南北貳百八十間、松杉の内に寶殿東西貳拾間、南北七間也。樓閣は參十參間、岩岨の上に六間四間の舞殿、御湯殿は岩を切通也。鳥居は其儘の石を用ゐ、石壇寶殿に至るまで善を盡し美を盡せり。然るに正淵に大なる鮭頭登り來りて、御神樂の拍子に合せて水上に踊り尾を振るに霧雨の如し。魚の脊金銀の光りに似たり。鮭の身に注連繩をまごへり、見る人奇異の思ひをなせし處に即ち御託宣あり、我か宮居の北秋田郡男鹿嶽の上に坐す聖女、西海の鮭に注連を免るし此正淵に至り、天女の法水に逢はしめ鱗を淨くして歸り海を移す。世の人此魚にあたすへからすと、云云。

一正淵に百拾八間青赤白三岨の岩あり、神此處に跡を垂玉ふ。地福長者致昌此社に參籠度々に及び、信仰して此社を出でず、宮中の西の方に住居す。

一人皇六十九代後朱雀院の御宇長久三千年六月、地福長者致昌、此舞臺の東岩岨の上に七間四面の拜殿を造り、西國三十三ヶ所の第二番の札所紀三井寺の觀音の像を、大佛師法橋定長に作らせ奉納せり人皇百十四代中御門院の御宇、享保十四年酉の天迄六百八十八年也。

一地福長者先祖卜部大連氏致は鹽湯彥尊の臣下也。氏致の男氏尙より七代の孫滿徳長者致尙、平鹿郡、雄勝郡、仙北郡の隨處に、平鹿、仙北の境吉澤杉澤の流れを用水として田畑數多作らしめ、大家を造り寶藏棟をならべ、牛馬犬鶏多く飼ひ富み榮ゆ。

一地福長者實父は、光頼の真人の男大鳥居山頼遠か四男也。其子保昌實父は貝澤三郎武道か二男、出家して保昌坊と號す。諸國修行して紀伊國熊野那智山に參籠して、觀音の御利生に依り西國三十三ヶ所を順禮して、觀音を大佛師定長に作らせ阿闍梨教圓法師に開眼供養せしめて、其後本國へ歸る。雄勝を始め各六郡山々嶽々寺院に、彼佛體並に三十三所順禮記を書しめ是を奉納す。其後都より教圓阿闍梨尋來り玉ひて、同行して鹽湯彥尊の座せる御嶽山の内湯の峯白瀧の觀音を第一番と定め、秋田郡比内の庄岩本山にて三十三番の札打納め、教圓法師歸京し玉ふ也。

傳に云、教圓阿闍梨は勢州の大守藤原孝忠(息)第二の子也。八歳にして人皇六十五代花山院御

宇、寛和元年乙酉の年登山して慈惠大僧正の御弟子と成り、長暦二戊寅年大僧都と成り、七十代後冷泉院の御宇、永承二丁亥六月十日御壽七十歳にして寂す。能く唯識論を誦し、春日大明神の加護を蒙りし名師なり。

一承暦二戊午年地福長者致尙(昌)彼跡を追て順禮す。

一人皇七十三代堀川院の御宇寛治三己巳年三月十七日、致尙(昌)天狗に連れられて行方知れず。其弟正致、翌年庚午の春當國の住人將軍三郎清原武衡、同四郎家衡亂を起して兵戰の時滅亡しけり。依て保昌坊の系圖如斯。

傳に云、武衡、家衡は清原の真人武則の子也。源頼義公、同義家公、安部貞任宗任御退治の時當國の案内者なり。九ヶ年の軍終りて、武則軍功有に依て出羽國數ヶ所領知し給ふ。依て出羽奥州の鎮守府將軍となる。其後武衡、家衡朝家を掠め奉りしかは、寛治三己巳年勅命を蒙り源義家公官軍を率して出羽に下り、仙北金澤において武衡、家衡と戦ひ、同五辛未年右兩人を打亡し御歸陣あり。是を前後十二年の戦と云也。

一人皇八十八代後深草院の御宇建長年中、鎌倉最明寺時頼公諸國修行の時、當國の山々寺々順見して札を打玉ふと也。

一人皇百五代後柏原院の御宇永正六己巳年七月十八日、平鹿郡横手石町一木氏治部、同郡八澤木保呂羽山住人遠藤氏、保昌房古書を得て、絶たるを起して是を順禮す。

一人皇百八代後陽成院の御宇慶長十二丁未年、横手の住人羽多平勇軒齋、同所藤氏足利の末流鈴木定秀六郡順禮す。

一人皇百十四代東山院御宇元祿十一戊寅年、横手光明寺住僧白道和尚、六郡本覺寺住僧薰問和尚、小西淨心法師、敦賀屋道専法師各順禮す。

附云、薰問和尚は本覺寺十五世也。小西安譽淨心大徳は小西匡之より七代以前の人也。春淨菴開基也。淨心は愛娘の春智童女をさき立てしより發心して剃髮す。

右六郡三十三所觀音順禮所、年數既に七百余歳の星霜移り替りて有處知れず。然る所に不思議に此書を得て、享保十四己酉季夏頃より秋田御城下町の住人鈴木定行、同處加藤政貞古跡を尋ね求めて順禮し、彼の札所を綴りて、後人順禮の爲左の如く書認し者也。』

第一番 平鹿郡横手御嶽山鹽湯彦尊座湯の峯白瀧の觀音

御尊體は瀧壺に入て見え給はず。其後瀧の下に名水涌出る。觀音は瀧の中岩に立給ふ。彼の岩岨の上に役の行者住居し給ふ跡あり。

歌に

補陀洛や御たけの瀧の白糸にはるく来ては洗ふ欲あか。

此山は役の行者通開の嶺なり。

御殿(鹽湯彦神社熊野權現)、御堂(西向、嶽の頂にあり)、皇子殿(御殿東の臺西向)、湯の峯白瀧觀音(瀧の中岩にあり御堂南面)、關(伽の水(役の行者肌身を清むる水也)、山伏屋敷(役の行者山伏に教行の地也)、御手洗(十干水、十二支水、七星水、鷄鳴水、破軍水とも御殿前西の方平澤にあり)行者岩屋、經水(慈覺大師一切經を書給ふ水也、龍燈水とも云ふ)、鉢森、般若寺(御嶽山大坊慈覺大師御開基也)。

右は弘法、慈覺、一遍佛生定の靈地なり。

御嶽登山道筋 石町(八乙女屋敷、神樂男の居所有り)、久保野目(神女屋敷、隱座の林有り)、古瀨渡(板戸渡とも云ふ)、大鳥居山、丸山、平鳥通、明澤野、鳴見澤(下り居三社)、古真木長根、綱取越、瀧山下、道、地獄谷、滑、澤、行者屋敷、其外名所多し。先達を頼み登山すべし。

「明永御嶽山修驗大應院跡般若寺札所也。清水の般若寺は御嶽山般若寺の在院也、六代目宗圓建立云々、其所端堀院は十代目學心住す。清水の般若寺と號す。虎藥師慈覺大師御作。」

第二番 平鹿郡横手實入野十一面觀音

實入野菩薩堂中にあり。大旦那地福長者、紀國三井寺の觀音を大佛師定長に作らせ安置す。金

佛は弘法大師の御作也。

歌に

杉澤の清きなかれや實入野に岸打つなみは松風の音。

「此社寛治の頃兵火にて焼失す、是に依て金佛の觀音、弘法大師御作馬上の八幡燒跡に見えず、有所今以知れず。十一面觀音辨才天の像、東の岡に飛せ玉ひて焼すして殘らせ玉ふ。此所に札をうつなり。」

杉澤川正淵觀音辨才天の社水邊にあり。長者館水戸間(門)とて有り、實入野古谷地の下タに水戸間(門)有、尋ぬへし。」

第三番 平鹿郡横手三井寺觀音

「般若寺三世法光坊開基(三本杉あり、三井院とも云ふ)。」正觀音大佛師定長作。加賀美次郎遠光か般若寺防戰の時大鳥井山の川へ入り、其後慈覺大師の御作の藥師如來と共に三井寺に納む。三井寺は般若寺の院跡と云ふ、般若寺の古跡は横手林の内にあり。右澤に撞鐘埋みて在り。「兵火にて悉く失ふといへり。」

歌に

春は花夏は林の鐘の音常に教の絶えぬ般若寺。

第四番 平鹿郡横手無量壽寺千手院

中頃より寺號あり。卜部致尙長久年中是を建立す。千手觀音大佛師定長の作。「鎮守毘沙門天、毘首羯摩の作也。」

歌に

夏山の梢にせみのから衣澤の御寺の御法なるもの。

第五番 平鹿郡明澤村多武峯觀音

大佛師定長の作也。「藥師佛もあり。」此處は七高山の峯壹番の山也。筏の仙人鹽湯彦尊に名馬を獻上す。彼の駒に召され登天し玉ふ。歸り玉ひて彼の駒を放し玉ふ故、山を御駒ヶ嶽とも云ふ。鞍置き玉ふ處をは馬鞍と名付たり、明澤山麓也。古跡多し、尋ぬべし。「駒ヶ嶽、明澤、馬鞍、仙谷庄筏の里なごあり。」

歌に

峯の花麓のつゝし分け登り佛のをしへ明澤の月。

「御嶽の上に座す鹽湯彦の尊、通行の仙人より鶴毛の駒を得て登天し玉ふ、時に癸辰夏四月八日。秋八月八日卯の上刻明星共に天より下たる。依て此山を明星山とも、又明澤嶽とも、秋の峯共云へり。其後弘法大師、仙谷の庄にて仙馬の像を作り尊の白幣を馬上にかさり、明星山の東に當り

て高山の頂に於て大權現と崇奉る。是に依て御駒ヶ嶽と云ふ。此の仙人常に雄勝、平鹿、仙北の山路を遊行して清水の邊に現す。亦駒仙は、東海の邊氣泉の嶽の洞穴に住玉ふとも云へり。月泉大師御詠歌。

雲を分け明澤山にすめる哉峠の佛二つなき月。

第六番 雄勝郡杉宮三輪山杉林寺吉祥院

三面觀音 大佛師定長作。

杉宮本社藏王權現

正一位三輪大明神 靈社。

杉宮村正一位稻荷明神 元稻田山と號す。

仁王門 仁王、慈覺大師御作。

杉の木一夜に天より降りしとなり。古き宮故る寶物色々有り。秀衡殿御建立、其後當郡小野寺氏代々修覆と云々。慶長年中より大守公御建立。

來て見れば田ことの杉も眞直に末たのもしき觀世音なり。

〔備考〕 一本に左の如く見えたり。

第六番 雄勝郡杉宮村吉祥院

此宮林の杉、むかし一夜の内に天より降下り大林となれり云云。養老年中行基菩薩の開基也。三

輪山杉林寺吉祥院と號す。三面觀音、大佛師定長の作也。

歌に

來て見れば田毎の杉も眞直に末たのもしき觀世音なり。

本社 藏王權現 一座

正一位三輪大明神 一座

八幡宮 一座

是は藤原秀衡公の御建立、其後當郡小野寺氏代々修復し給ふと云ふ。「御寶物數々あり。」

慶長年中より領主源義宣公御建立也。西國坂東秩父百番の札所の觀音あり、辨天宮あり。毎年

十二月十七日市あり、是を三輪の市といふ。

「附云、本翁(山本鯉川の人)杉野宮へ參詣して八幡宮を開帳せし時、寺僧のいはく、此八幡宮の

扉は往古秀衡公の寄進也と有り、以來御宮燒失などの節彼扉のみ取出したるもの也、云云。」

仁王門の仁王は慈覺大師の御作也。一の鳥井二十丁餘あり。

元稻田山正一位稻荷大明神一座 杉宮社 別當眞言宗「知行七拾石と言へり。御室派也。」

第七番 雄勝郡小野村野中山小野寺

御本尊千手觀音 大佛師定長の作也。

昔小野の良實城跡、八十嶋、二つ森とて深草少將、小野小町の塚あり。八十嶋の北の方に芍藥九十九本あり。別當林とて岩屋あり、姥となり小町住給ふ處といへり。昔伊勢國分部左京といふ

人、諸國修行の時此所に來り此芍藥を見てかくなん、

言の葉の種に残りて古の跡なつかしき小野の古里。

時に、雄勝郡上曾氏返歌とおほしくて、

古の跡のあはれを訪ふこそはまことに花の都人なり。

教圓阿闍梨順禮の歌。

よもすから月小野寺の蘭の花うてなの露に身をやとすかな。

〔備考〕 一本に左の如く見えたり。

『御本尊千手觀音、大佛師定長の作也。此寺は慈覺大師住み給ふ菴の跡なりとかや、淳和の頃なりとぞ。其後國主小野良實公御建立。此寺にて慈覺大師、小町が古書を集めて百年の形を作らせ玉ひて體中に藏し入る、是を小野小町の百とせの像と云ふ。此像金澤古城の邊に有り。良實城跡、七辻馬出し、四十行馬館、登り堀、横合入堀、八十島、遠院、四(二)十八ヶ宿、小野出水、小町老女都より狂ひ出小野の古里へ來りて、昔見し清水に立寄り我影の水に浮ふを見て、

歌に

かはり行身の果なりや影に添ふかはらぬ小野の清水なるもの。

斯なん詠せしとかや。園に芍薬九拾九本有り。此芍薬に百九十八首の歌あり、内九拾九首は深
艸少將、同九拾九首は小野小町の歌也。是を名付て法實經花と云、八十嶋の北の方に有り。小町
芍薬實植の歌。

實植して九拾九本のあなうらに法實歌のみ絶えな芍薬。

二ツ森とて深草少將、小野、小町の塚あり。別當林、相思塚といふあり、小町存命の時深草の少將
の骨を埋めしとなん。一つは小町塚也、依て二ツ森といふ。岩屋は小町老女となりて此所に住
居す、是を別當林といふ。岩屋に籠り居て人に見えず、實方の中將、吾妻の歌枕尋ね下り玉ふ時
此所に來りて斯なん、

なき宿やありし昔の雲の月小野の人かなしはし逢みん。

其時岩屋の内より小町返歌。

有無の身やちらて根に添ふ八十嶋の霜のふすまを重くとぢぬる。

小町の辭世。

いつとなく返さはやなん假の身の五つの色もかはり行くなり。

八十嶋の嶺の洞大に鳴動して、小町靈魂出て朝日に映じけるとなん。然りといへども身體平生
の如しと也。或時桑ヶ崎の御堂に遊び、千草の花を詠めて薬師を友とし、又或時は、持佛の觀音
に向て無盡の像を顯して歌を吟す。諸民悉く不審をなす。○桑ヶ崎御堂薬師如來は深草の少將
の持佛也。又山田薬師といふ十一面觀音は小町の持佛也。小町老女數多の桑を實植して、陽葉
を取りて蠶をあやなし、糸を取らせ織延て紬とす也。老女昨子、老男才治とて有りしとかや。
鳳凰山洞善寺とて桑ヶ崎に有り、良實公の菩提所と云へり。昔、伊勢國分部左京亮と云し人諸國
修行して此所に來り、芍薬を見て斯なん。

言の葉の種に残りていにしへのあとなつかしき小野の古さと。

雄勝郡上曾氏返歌とおほしくて、かく、

いにしへのあとのあはれを問ふこそはまことに花の都人かな。

附て言、或書に分部左京亮政壽は伊勢人、江戸よりの巡見使にて寛永十四年下向、又上曾八右衛
門治俊は藩士にして、分部氏の案内として出役したる人也。久保田住、家祿四百石。
教圓阿闍梨順禮の歌に

夜もすから月小野寺のその、花臺の露に身をやとすかな。

能因法師の歌書に、小野小町の跡は八十嶋に有と云云、小町は人皇五十四代仁明帝の御宇承和の
頃の人也。其時は花の姿なりとぞ。承和元年より人皇百十五代今上皇帝享保十八子年まで八百

九十九年也。』

第八番 雄勝郡鮎川村東鳥海山千手觀音

大佛師定長作。慈覺大師西の鳥海山より此山へ至らせ玉ひて東の鳥海山を開基し玉ふ。山の上に池あり、是則鳥の海なり。

歌に

東より西に移ろふ鳥の海雄勝の空もはれし夕立。

第九番 雄勝郡横堀村横堀山正音寺

本尊十一面觀音。

古書に赤塚九歳ヶ崎十蓮寺、本尊十一面觀音、大佛師定長作と有り。十蓮寺の跡、御影石にて土の下に拾間四面石居の跡有り。正音寺は再興の寺と云々。

重くとも五つの罪のいつとなく十の蓮花に座すとおもへは。

〔備考〕 一本に左の如く見えたり。

『第九番 雄勝郡横堀村正音寺十一面觀音

本尊菩薩。古書に赤塚九年か崎十蓮寺、本尊十一面觀音、大佛師定長作と有り。十蓮寺の寺跡、「御影石にて」土中に拾餘間四面の礎有り。正音寺は再興の寺にして淨土宗也。

歌に

重くとも五つの罪は何となく十の蓮華に座すとおもへば。』

第十番 雄勝郡上院内觀音堂

御本尊十一面觀音、大佛師定長作。地藏菩薩、慈覺大師の御作。今は愛宕山長樂寺とかや。

歌に

樂みの遠からぬ身は苦の修行薩埵の慈悲にやすむ院内。

第十一番 平鹿郡大森村龍淵山大慈寺

古書に今宿の觀音堂とあり。

正觀音、大佛師定長の作。彼の所は劔ヶ鼻白象の嶺といふ、是より八澤木保呂羽山へ參詣すべし波宇志別神社、出羽九神の内吉野の奥院といふ。誕生の釋迦佛金峯山法音寺と號す。

歌に

後の世も現世の苦難劔の難經味を受けて今宿の里。

〔備考〕 一本に左の如く見えたり。

『古書に今宿の觀音堂とあり。無寂禪師古院取立瀧淵山大慈寺と號すとあり。右の古院、阿氣の新在家今宿郷大谷地に卜部氏御堂建立。昔此所遠近の高山澤々の流水落合て大川と成る、尤清

き流れにして風景能き所也。于時人皇六十八代後一條院御宇寛仁四庚申年春三月大地震、大風山を飛し大雨土砂を流し、忽ち平地流をせき留め洪水海原の如く、大波山の如し。毒蛇毒を起し常に雲霧晴れずして、人民の煩多く田畑絶たり。是に依て廣淵大崎に此の観音を安置す。其後水流を通し日月赫々として照り、また此水東へ流れ水色血の如くにして、毒蛇寸々に切れ流るゝ事良久しく、後に此所古谷地となる。観音の古跡也。

観音 左 行基菩薩御作

本尊 観音 中 大佛師定長作 御堂北向

観音 右 慈覺大師御作

行基、慈覺の御作は劔ヶ崎に立玉ふ。後に卜部保昌坊此崎に移す。上溝の里観音、三洞に立、弘法大師の御作。元と日天子、月天子、七星の洞と云ふ、則弘法大師の御開基也。

此観音、中頃大森引附城内白象の峯劔ヶ鼻に四方面之御堂、城主建立す。兵戦の時瀧淵山大慈寺に入る。是に依て此寺に札を納る也。白象峯は、人皇四十五代聖武天皇御宇天平二十戊子年、此山に普賢菩薩出現の地也。飛去り玉ふ跡に御劔残る、依て劔ヶ崎と號す。其後行基菩薩、弘法大師通行山道、吉野越といふ。八澤木保呂羽山は波宇志別尊座、是吉野奥の院誕生の釋迦佛也。金峯山法音寺と號す。尊の御甲石、御鞍掛石、御劔澤(又御澤とも云ふ)、尊の御劔雉子と變すとあり。

り。抑保呂羽山大權現は、紀の國牟婁郡保呂羽山の麓下居の里に現來し玉ふ。人皇四十六代孝謙天皇天平寶字元年丁酉年八月十五日、下居の里より保呂羽山の頂に移し奉り大權現と號す。

教圓阿闍梨巡禮の

歌に

後の世も現世の苦なん劔のなん經味をうけて今宿の里。』

第十二番 平鹿郡朝日岡観音

大佛師定長作。

彼堂に傳教大師、智證大師、慈覺大師、弘法大師御作の御佛數多在す。

仁王門 仁王、慈覺大師御作なり。

朝日さす峯の佛の誓にはまるる心を御手にもらさし。

〔備考〕 一本に左の如く見えたり。

『第十二番 平鹿郡横手朝日岡正観音

立像「御丈け壹尺」大佛師定長作。此所は傳教大師、智證大師、慈覺大師、弘法大師佛生清淨の靈地なり。下座天照大神宮、此御堂清將軍武則公御建立、其後の領主小野寺氏代々造營修葺すといふ。清將軍の像あり。白木の弓一張、矢一本、是田村將軍の奉納といふ。又弓箭あり、是は藤原

秀衡の奉納也。太刀二振、長四尺三寸、同三尺八寸、佐藤勝信奉納す。古館は天狗館ともいふ。又名水あり、「酒の泉あり。」仁王門の仁王は慈覺大師の御作なりと云ふ。

歌に

旭さす峯の佛のちかひにてまゐる心を御手にもらさす。』

第十三番 仙北郡金澤村萬年山祇園寺

古書に、金洗澤鍛冶屋布金洗の観音と有。

正観音 大佛師定長作。

八幡太郎義家公城の跡、金洗城又厨川の城とも云り。

八幡宮有り、鎌倉権五郎塚有り、厨川流の末目半のかじか有り、石のからうと、古跡多し。

同所専光寺に三途川姥御前の尊像有り、慈覺大師御作と云ふ。

わけ行は大悲の光いやましに湧出る水金洗澤。

〔備考〕 一本に左の如く見えたり。

第十三番 仙北郡金澤村萬年山祇園寺観音

古書に金洗澤鍛冶屋敷金洗観音とあり、大佛師定長作正観音なり。

八幡太郎義家公の城跡(金洗城又厨川城共云り)(一本安部貞任か城の跡に今)八幡の宮有り。鎌倉権

五郎塚あり、矢立塚と云ふ。厨川の宿の内に流る、川有り、此流に目半の河鹿有り。石の唐櫃有

り、古跡多し。矢杭向城兵糧籠置し故飯詰とも云ふ。祇園寺に義家公の御直垂、御袈裟有りしと

なん、今は六郷の永泉寺に有り。此寺、元六郷伊賀守殿の牌所也。

歌に

わけゆけは大悲の心いやまして湧出る水金洗ひ澤。』

第十四番 仙北郡六郷村東光山本覺寺

本尊正観音、河内國藤井寺の観音を寫す。中頃大檀那本堂伊勢守殿古院取立再興す。本堂殿城跡、藤森川に古院の跡あり。

諏訪大明神の社あり、武藏坊辨慶の古迹有り。春日野、鶯野とて廣き野あり、此處に春日大明神の社有り。是より眞早嶽に參詣すべきなり。眞早山大権現、大同年中田村麻呂の御建立といふ。

御詠歌に

日出つるや光も深き藤の森大悲のちかひ本覺の寺。

〔備考〕 一本に左の如く見えたり。

『正観音、河内國藤井寺の観音を寫奉り、大佛師定長作。古書に曰、出羽國山本郡眞早嶽の頂において、弘法大師七座の護摩を修し玉ふ。時に日天子七童子雲下に至り是を守護し玉ふ、山の名を

眞如十形山といふ。又慈覺大師傳來して寶山とも云ふ。弘法大師の開基也。田村將軍建立の靈地也。是眞早嶽也、大自在觀音大權現と號す。人皇五十一代平城天皇御宇、大同三戊子年六月此御山に觀音堂御建立也。觀音鎮守春日大明神、多門天、本堂家の氏神なり。人皇七十三代堀川院の御宇長治二乙酉年六月、大和國奈良郡、山城國鞍馬山より勸請す。依て春日野、鶯野とて廣き野あり。

私に曰、春日野は今若林野と云ふ、道より上の野也。鶯野とは道より下、土崎林野の邊なり。

人皇百一代後花園院御宇康正二丙子年大地震、是に依て下山す。古跡は山の頂に在り、是則本覺寺札所の觀音也。

私に曰、下山の時に元本堂村前山に觀音有り、是より蛇森に遷すと見えたり。本覺寺古院又此麓に有りと見えたり。今は民家なり。然とも今に其所、座主林と云ふ。同所熊野權現の宮は武藏坊辨慶の建立也。

私に曰、是亦元本堂村にあり、右觀音堂續きの北の山也。

中頃、大旦那本堂伊勢守吉高公古院御取立再興す、則東光山本覺寺と號す。吉高公歸依の僧東光坊と云あり、西國に住居す。藤原氏なりといへり。或時吉高公夢中に、藤森川の邊に庵室ありて老僧一人まします。立寄みれば一身金色の光あり、御名をとへは東光坊と宣ふ。吉高公夢覺て

夙に起き、人を以て尋ね玉へは夢に違はず。則請して歸依し奉る。是に依て古院本覺寺を建立す。彼の名を表して東光山と號すとかや。人皇第四百四代後土御門院御宇延徳二庚戌年十月、右觀音蛇森に引取御堂建立し玉ふ、東向。夫より暮林觀音とも云ふ。本堂出羽守殿蛇森院に住居す、依て此觀音又蛇森へ移して御堂建立し給ふ。本覺寺は本堂村にあり、其後兵戰の時又寺に遷す。天文四乙未年領地増して本堂氏牌所とす。本覺寺の什物本堂大膳法名覺心の直垂、鎧、兜、馬具、太刀四振り、長刀一振、鎧二筋あり。教圓阿闍梨巡禮の

歌に

日出るやひかりも深き藤の森大悲の誓ひ本覺の寺。

遊行十九世の上人、春日の別當藤性房、同社家大次賀人見正御旅宿の時御詠歌。

鶯の聲なかりせは雪消ぬ長閑にかすむ春日野に來て。』

第十五番 仙北郡田澤村黑尊佛森の觀音

大山の半腹に黑尊佛後光の内に三十三體あり。前は田澤の瀉にて二里四方といふ。御座の島とて「八疊敷程の」白砂の嶋有り、浮木の明神とて有り。黑尊佛は金輪際より出生したる自然石の御佛也。瀉より半里程前に觀音の像立てり。田澤寺は禪宗也。是に觀音座す、大佛師定長作。爰に札を打。教圓阿闍梨巡禮の

歌に

有かたや自然石佛黒尊佛逢ふもまれなる観音の慈悲。

「仙北郡院内村観音嶽の頂に石の寶殿あり、慈覺大師作。仁王門の仁王同作也。西明寺時頼公諸國修行の時、此嶋へ出て月を待侘て御歌に、

遅くいづる月にもある哉足引の山のあなたの佛こひしき。」

第十六番

仙北郡小杉山村圓滿寺十一面観音

慈覺大師御開基、大佛師定長作。「古書に、此観音中頃白岩雲岩寺に御座す。時に閻魔王宮より書たる物來る、名付て地獄文と云ふ、此寺に有りとかや。鎮守月山大權現、昔、仙北本町の城主戸澤能登守藤原盛安公の御祈願所也。「戸澤殿の古跡秋田郡藤倉の澤に有り。教圓阿闍梨巡禮の」

歌に

野を越て山路に入れば時鳥小杉山にもほそんかけたり。

第十七番

仙北郡峯吉川村高寺山高善寺

本尊千手観音 慈覺大師御作。

大同二年田村將軍御建立。峯吉川は、かたひらの里といふ、白糸瀧名所なり。御本堂に札打。別當峯澤山福城寺といふ。

たふとやと峯吉川の觀世音瀧の流れもほとけく〜と。

〔備考〕 一本に左の如く見えたり。

『御本尊千手観音、慈覺大師御作。同観音は大佛師定長作。養老年中行基菩薩御開基也、大同二年田村將軍御建立。峯吉川は片平の里と云ふ。別當鞍馬山萬松院長養寺の末院、峯澤山福城寺と云ふ。白糸の瀧不動尊御立、名所也。本堂に札を打也。教圓阿闍梨巡禮の』

歌に

尊とやと峯吉川の觀世音たきのなかれもほとけく〜と。

白糸の瀧は不動明王。坂ノ上利仁公の御歌

落瀧津暴せる布の白糸や手にむすひつゝなかれ行なり。

小野の中將の歌

夏と秋と行かふ瀧の白糸に紅葉折てむ帷子の里。

藤原定秀の歌

白糸の瀧のゆかりや人をして暑さそまさる帷子の里。

阿闍梨教圓の歌に

尊とやとおもへはいと、峯吉の川のなかれも佛こそきく。

古跡名所、峯の観音立像、薬師佛立像、山谷大日坐像、胎内潜り阿彌陀、白瀧不動明王、帷子、里釋迦立像、川原地藏立像、多門天、廣目天、岩屋洞、制多迦、矜羯羅、火天、水天、風天、雷神等也。傳來の聖僧名將、聖德太子、役行者、行基菩薩、弘法大師、智證大師、慈覺大師、教圓阿闍梨、月泉良印禪師、一遍上人、左大臣源誠綱公、田村將軍利仁公、俵藤太秀郷公、小野良實公、源頼義公、同義家公、清將軍武則公、藤原秀衡公、佐藤庄司勝信等願望の靈地也。座禪石(行の座ともいふ)、行者螺合野、注連かけの観音、袈裟掛の観音。』

第十八番

仙北郡境村唐松山光雲寺観音

本尊不空罽索観音、「原彦(平座)の観音とも云。」大佛師定長作。本堂唐松山「大權現は、八幡太郎義家公前後十二ヶ年の合戦終りて、小野寺前司太郎道綱に命じて境の庄寄附ましまして御建立の靈地なり。」荒川山の内玉の明神有り、此山皆水晶の玉の如し。尋へし。』

歌に

もろこしを移すや名のみ唐松の川風涼し法のかよひ路。

第十九番

河邊郡岩見村雨澤山千手院

古書にツクシ森と有り。御本尊阿彌陀、薬師、千手観音、大佛師安阿彌の作、地藏二體慈覺大師の御作。いつの頃よりか、彼のツクシ森より千手院へ移し奉る。此寺の後に古館あり、安倍の通寛、同武文、同武芳住居す。其後岩見殿と云ふ人住けるとなり。森の下に清き淵あり、岩の上に辨才天の宮有り。

歌に

いく度も心をはこふつくし森千手の誓ひかたき石山。

「輪寶山水晶林、釋迦、薬師の尊像自然石と云へり、弘法大師の傳來なり。川口(目)、米木、平尾鳥二二三の高山とて有り、尋へし。」

第二十番

河邊郡戸島の庄寶川村法喜山観音院(寺)

本尊正観音、慈覺大師御作。

歌に

積置し御法の山を今を見る清くなかる、寶川の水。

第二十一番

秋田郡太平庄太平山元正寺

本尊正観音 慈覺大師御作。

古書に、太平山四天王寺、本尊正観音、大佛師定長の作。四天王は慈覺大師の御作とあり。中頃大檀那大江元正七間四面の御堂を建て、中尊阿彌陀、釋迦、薬師、観音、慈覺大師の御作安置し給ふ。之に依て四天王寺と云ふ。後薬師如來は太平山に飛給ふと云へり。同庄寺庭村に万谷山安

樂院とて一字有り、本尊阿彌陀、前立四天王慈覺大師御作なり。昔は大寺と見え石居の跡有り。其外此澤に名所古跡多し、皆々慈覺大師御作なり。

嬉しさよ太平山も雲晴てあゆみをはこふ慈悲の古寺。

〔備考〕 一本に左の如く見えたり。

第二十一番 秋田郡大平山元正寺

本尊正觀音、慈覺大師の御作。

則ち同大師の開基なり。古書に、大平山四天王寺の本尊は正觀音にして大佛師定長の作と有り。四天王寺は慈覺大師の御作。中頃大旦那大江、元正と云人有り、七間四面の御堂を建立す。中尊阿彌陀、釋迦、藥師、觀音は慈覺大師の御作にて安置し玉ふ。是に依て四天王寺と云へり。後に藥師は大平山に飛玉ふと云へり。「時移り大江氏牌所とす、依之元正寺と云。」同庄寺庭村に萬谷(喜)山安樂院とて一字の堂あり。「昔は大寺と見えたり、礎の跡あり。萬谷(喜)山安樂院入道平、秀長の歌に」

秋やけふ來ぬとはかりの言傳に長閑に蕙せ松風の音。

其外羽黒權現、觀音、不動、毘沙門慈覺大師の御作、尤古跡多し。歌に

嬉しさよ大平山の雲晴れて歩みをはこふ慈悲の古寺。』

第二十二番 秋田郡藤倉村藤倉山長命寺

本尊祕佛の觀音也。一刀三禮慈覺大師の御作、同く御開基也。仁王門仁王の御丈ケ一丈二尺、運慶の作。古き杉有り、神木なりと云ふ。一王寺といふ小社の下に大川有り、櫻ヶ淵とて垢離搔場也。妹脊石、是を石神と云。名所舊跡多し。則開眼の時慈覺大師の御歌に
妙なるや佛も御法る時節也我住む菴に冥加あらせ玉へ。

教圓阿闍梨の歌

紫の行末ななき命寺藤倉山の杉の正躰。

第二十三番 秋田郡山内村松原龜像山補陀寺

池の中に宮あり、補陀洛山觀音、閻浮檀金の御佛也。月泉和尚古院取立建立し玉ふとかや。當寺開山月泉和尚一派の本尊也。石の嶺、座禪石、龜像山、龜が淵、向の山は羽黒山、月山權現立玉ふ石居の跡あり。湯澤臺杉生大明神の社有り。熊野權現は月泉和尚勸請と云ふ也。

歌に

はるくくと來て松原の入相に寢に來る(行く)からすニツ三ツ四ツ。

第二十四番 秋田郡寺内村龜甲山古四王堂(寺)

人皇三十四代推古天皇御勸願所、聖德太子御開基、佛法最初四十八ヶ寺の内也。正觀音、則聖德

太子の御作也。「丈六の釋迦、鎌倉將軍惟康親王の御建立。」古書に、縣城龜甲山四天王寺中心東門院、中興田村將軍の御建立。大悲寺は昔當寺の坊中也。本尊十一面觀音、閻浮檀金の尊像也。人皇八十九代龜山院御勅願處、普門院(山)と云。今は御城下寺町に有り。札は寺内村本堂に打へし。

歌に

年ふるや龜甲の山の池に生ふる眞菰菖蒲ものりの大悲寺。

第二十五番

秋田郡新城の庄石名坂村高倉山龍泉寺

「行基菩薩御開基」田村將軍御建立、慈覺大師再興(開基)の靈地也。御本尊大勢至菩薩祕佛也、行基菩薩の御作。正觀音と地藏菩薩は慈覺大師の御作、十一面觀音は大佛師定長の作也。墨染櫻、阿彦の池等名所多し。阿彦の館は中頃鹽越佐土住すこかや。佐土軍配團扇、並に作の面三ツあり。」

歌に

墨染のさくらも實入(の)る高倉の阿彦の池に月澄るなり。

第二十六番

秋田郡男鹿椿村に一字堂有り、補陀洛山長谷寺と云り。古書に岩島打浪の觀音と有り。御本尊十一面觀音、慈覺大師の御作なり(一本に、大佛師定長作)。妙頓森とて石山有り、石の下より名水湧出る。此石に浦島太郎釣りたりし王餘魚とて岩に付きたるあり。此岩穴に海士が先の地藏とてあり。浦島此處に來りし時、海士と現し先達し玉ひし故に、あまが先の地藏といふことなり。其外名處多し。此里の入口山崎に、本山赤神山大權現の一の鳥居あり。「浦島大明神の神社あり、太刀一振あり。」

歌に
岩島や實に打浪の觀世音利益のふかき西の海面。

第二十七番

秋田郡男鹿眞山赤神山光飯寺

本尊十一面觀音、大佛師定長の作也。椿村より門前村に出て、本山へかけ越にするがよし。女人は霧澤越に參詣すべき也。本山には慈覺大師一刀三禮の觀音御在す。秋田城介安倍秀友(一書に秀安)の母公、眞山へ掛越にさはりありとて歌に

信心は胸に佛の有るなるにきり立ちへたつ横あひの道。

是より霧澤といふ。

「大保田阿彌陀堂、慈覺大師の御作。周の代の楚の卞和(是を楚夫と云へり)を神にいひし社あり、楚夫か池とて有り。」

歌に

峯二つかけし山路の木の間より眞如の月をなかめぬるかな。

第二十八番 山本郡八森村瀑峯山天龍寺

觀音、地藏菩薩、不動明王、慈覺大師御作。人皇五十五代文德天皇の御宇仁壽年中、慈覺大師御開基也。觀音は瀧壺に入る大瀧也。天龍寺坊中瀑峯山松源院、並に修驗慈覺(光)坊、泉長坊、右天龍寺、松源院共に慈覺大師御開基。其後松源院を同郡川又村に移し、寶塔を建立して佛舍利を納め、釋迦、觀音、地藏を安置す。前立は不動明王、各慈覺大師御作也。是に依て川堂川村(一書に川堂村)と號す、又寶塔寺とも號す。人皇六十一代朱雀院の御宇、天慶七甲辰年八月大地震にて、彼寶塔伽藍、人家共に沼の中に埋み入る。其後八森に移し再興す。大旦那山邊、藤原氏の時、人皇八十五代後堀川院御宇元仁元甲申八月御堂建立す。此外名所多し。

歌に

岩をたて山をかこひの瀧の壺たゝ觀音と唱ふ聲のみ。

第二十九番 山本郡荷上場村高岩山

本尊觀音、大佛師定長作。弘法大師、慈覺大師傳來の靈地也。來迎石、回廊岩、籠目岩、籠山、地獄谷、浮上平。中頃平氏古跡取立、米白川の末小繫村川原、藤琴川の流の上に大伽藍を立て、坊中數多建立すといふ。

歌に

名のみきく高岩寺の明の鐘積む煩惱も消えて行くなり。

第三十番 山本郡小繫村七倉山寶藏觀音

弘法大師、倉毎に觀音の像を彫付給ふ、是七觀音にて御座すとなり。副川の尊御建立の靈地なり。

正觀音 大佛師定長の作也。

是より森吉山、又田代へも行くなり。慈覺大師觀音の像を作て納給ふ。森吉山は藥師鎮座也。

阿仁は大竈殿、金倉ヶ澤といふ。人皇四十三代元明天皇の御宇和銅年中に青銅を獻上すとなん。

七倉や石碑の光はからかに流るゝ音もみのりなるもの。

〔備考〕 一本に左の如く見えたり。

『寶藏の正觀音、大佛師定長作。弘法大師、倉毎に觀音の像を彫付玉ふ、是七觀音也。又石牌陀羅尼の觀音とも云へり。副川の尊 辛酉四月八日初て天神七尊を七峯に祭り奉る。麓には五大尊を祭る。人皇五十三代淳和天皇の御宇、天長二乙巳年弘法大師開基の靈地也。天神七代、地神五代を崇奉るといへり。川向には天滿自在天神を勸請す、依て七座の天神と號す。是より森吉山、又田代へも行也。森吉山は藥師佛鎮座の靈地也。阿仁は大竈殿、金藏か澤と云ふ。人皇四十三代元明天皇の御宇、和銅六年癸丑青銅を獻上す。田代か嶽は比内早口村の水上茶臼嶽、田代

嶽、烏帽子嶽とて有り。田代嶽には慈覺大師觀音の像を作りて納め玉ふ。ここに田代九十九枚有り、苗代水の池有り、又御手洗池有り。何れも山の上にある。

歌に

七倉や石牌の光りほからかなかれの音も御法なるもの。

第三十一番 秋田郡比内の庄大館鳳凰山玉林寺

御本尊馬頭觀音、大佛師定長作。「正觀音は淺利家持佛の觀音也。」鳳凰石、三太刀川、桐の澤有り。中頃大旦那淺利家建立の寺也。十狐村より今大館へ移す。「洞地は大館山の内にも有り。」

歌に

天くたる鳳凰山の桐の澤玉の御寺に駒をいさめる。

第三十二番 秋田郡比内の庄松峯山

人皇五十二代嵯峨天皇の御宇、弘仁八丁酉年弘法大師此山を開基し、金銅を以て大日如來、阿彌陀如來、大自在觀音を作り、白銀を清め大圓光の鏡を作り、天長地久四民安全を祈る所也。弘仁十三壬寅年左大臣誠公、森吉の仙家に至りて此山の御堂建立。

人皇五拾五代文德天皇の御宇天安元丁丑三月三日、大地震にて御堂、佛、鏡、澤に埋む。又人皇五拾九代宇多天皇の御宇、寛平三庚亥年宇多天皇御勅歌、並に菅相承勅命に依て月山大權現の額を

書き、御勅歌に添へて出羽郡司良實子小野四品良房に勅命を下し給ふ。

いやましの光も時に埋るゝあらはれ照せ松峯の月。

于時寛平七乙卯年六月十五日御建立、奉行小野四品良房、是則宇多天皇の御勅願所。

我頼む人まつ峯の觀世音名と世と共に御手に洩れまじ。

〔備考〕 一本に左の如く見えたり。

第三十二番 秋田郡比内松峯不動明王

不動明王祕佛也、弘法大師御作。前立二童子、御堂東向なり。末社藥師堂、山の神、宇賀神の兩社。具利伽羅不動瀧あり。岩屋十一面觀音、弘法大師の御作、本堂南向也。正觀音、大佛師定長作。

抑此御山は人皇五十二代嵯峨天皇の御宇、弘仁八丁酉年弘法大師御開基。金銅を以て大日如來、阿彌陀如來、大自在觀音を作りて、白銀を清め大圓光の鏡を鑄て天長地久四民安全を祈る處也。奥の院大山頂に甲石有り。北の方に權現岩、胎内潜り岩、天神岩、岩の上に松の古木、小はせの木あり。大日岩、藥師岩、劍の峯、天狗の釣橋、大天狗岩、小天狗岩有り。佛法僧と唱ふる鳥有り、三光鳥も住めり。弘仁十三壬寅年左大臣滿言公（一書誠公）、森吉の仙家に至りし時此堂を建立し玉ふと也。人皇五十五代文德天皇の御宇、天安元丁丑年三月三日大地震にて、御堂、佛、鏡共に澤に埋し也。人皇五十九代宇多天皇の御宇寛平三辛亥年、此山へ天皇より御製、并菅相承へ勅命有て

月山大権現の額を書しめ給ひ、御製の御歌を添玉ひて出羽、郡司良實公の嫡子、小野、四品良房公に宣下有り。

御製に

彌増の光りも時に埋るゝあらはれてらせ松峯の月。

寛平七乙卯年六月十五日御堂建立、奉行小野、四品良房公也。則宇多天皇御勅願所也。此山の形は則山と云文字也、此山の後は大山也、世の人御月山といふ。月山大権現一座、松峯山鳥居東向、左右は並木の松、古木多し。宮の林は松、杉、雜木山也。大山の前流るゝ川は不動瀧の流、拂川といふ。往古より當國の太守造營し玉ふ所也。人皇百一代後小松院御宇應永十二乙酉年以來、秋田郡比内庄司淺利家代々修葺すと云ふ。右本社の街道並木の杉、別當修驗金藏坊先祖より代々取立し也。人皇百十三代今上皇帝(靈元天皇)の御宇、寛文十二壬子年佐竹石見源義房公再興し鎮守とし玉ふ。時に別當職、眞言宗松峯山千手院是を勤る也。御祭禮毎年四月八日、十八日、廿八日、九月九日、十九日、廿九日。縁起如斯。別當修驗 傳壽院。

歌に

わたたのむ人を松峯觀世音名と世と共に御手に洩れまし。』

第三十三番

秋田郡比内の庄花岡村岩本山信正寺

本尊大悲觀世音。古書に根の井と有り。中頃出羽庄司の末流川田治郎信正再興す、依て信正寺と云ふ。其後淺利左衛門尉定頼の菩提所也。宗祇、見齋諸國行脚の時此所にて宗祇

岩本の御法の鐘の聲きけは 見齋 いかなるつみも世に残るまし。

と詠しけるとなり。三十三所札打納なり。

念彼力に過去現在の罪消えて有りや無しやの根井の白瀧。

〔備考〕 一本に宗祇の下左の如くあり。

『宗祇法師諸國一見の時此所にてかくなん。』

岩本の御法の鐘の聲きけは 見齋 いかなるつみも世に残るまし。

庭に榎の木あり、太サ九尋廻る古木也。花岡村根井の權現とて古き宮木、古木數多有り。此堂、

昔田村將軍利仁通夜し玉ひ、瀧の音聞玉ひ願成就せしとて御詠歌

思ひある心の内も瀧なれや落とは見えて音そイのイきイゆる。

補陀落や三十字一文字二字添へて札打納む願ひ成就。

歌に

念比力に過去現在のイも罪消えて有りや無しやの根井の白瀧。』

また一本に、この項の後に左の如く書き添へたり。

一六郡七高山、保呂羽山、御駒嶽、御嶽之頂、眞旱山、小鹿本山、高岡山、田代之頂比内の早口水上。右七高山は弘法大師、慈覺大師女人禁制し給ふ山也。

享保十七壬子南呂吉辰

嘉藤氏政貞

一慈覺大師ハ贈號也、僧名ハ圓仁ト云フ。人皇五十四代仁明帝時代之僧也、小野小町同時也。承和五年戊午入唐、同十四年丁卯年歸朝也。然ルニ、五十六代清和帝貞觀二年庚辰圓仁奉勅命秋田郡男鹿山ニ下向祭赤神、造營既成就而同五年癸未歸京、同六年甲申正月十四日於叡山前唐院入滅スト、赤神權現之有緣起。以是考ルニ、秋田ニ四年逗留シ玉フ間ニ六郡回リ玉ヒ、佛造立シ玉フナルヘシ。貞觀二年ヨリ寛保三癸亥迄八百八十四年也。

一弘法大師、僧名空海ト云ヘリ。羽州湯殿山迄ハ下向有ケレトモ、六郡ハ馬國ノ故赴ク間敷トテ來リ不給ト云リ。爾レハ處々ニ御作佛有事不審。但、於都造リ玉フヲ授リ得テ當國ヘ持參シタルヘシ。諸山開基ト云ル事猶不審。

一聖德太子ハ人皇三十一代敏達天皇御子、同二年癸巳正月元日誕生、廿一歳ニテ成攝政ニ三十四代推古天皇御代專ラ勤玉フ。同二十九年二月五日薨ス、四十九歳。寛保三癸亥迄千百廿三年也。

一田村利仁將軍ハ人皇五十代桓武天皇之時之人也。生歳不知、空海、最澄(傳教大師也)圓仁(慈覺大師也)之同時之人也。延暦二十年辛巳東夷征伐ニ當國迄下向、此時建立成ルヘシ。右辛巳ヨリ寛

保三癸亥迄九百四十二年也。

一行基菩薩ハ人皇四十六代孝謙天皇勝寶二年庚寅入寂ス。寛保三癸亥迄九百九十四年也。

一最澄ハ傳教也、叡山中堂草創ハ五十代桓武帝延暦七年戊辰也。寛保三癸亥迄九百五十六年也。

一空海入唐同二十三年甲申五月也。最澄入唐同年七月也。翌年乙酉歸朝也。空海ハ夫ヨリ三年目

大同元丙戌歸朝也。

一五十二代嵯峨天皇弘仁十三年六月最澄入寂ス。寛保三癸亥迄九百二十二年也。

一空海高野山草創ハ五十二代嵯峨天皇弘仁七年丙申ナリ。寛保三年癸亥迄九百二十八年也。

一同入定ハ、五十四代仁明天皇承和二年乙卯三月廿一日、壽六十二歳。寛保三癸亥迄九百九年也。

二圓仁ハ慈覺大師也、五十四代仁明帝承和五年戊午入唐、同十四丁卯歸朝也。

二同入滅ハ、五十六代清和帝貞觀六年甲申正月十四日、壽不知。寛保三癸亥迄八百八十年也。

一貞觀八年丙戌最澄ハ諡賜ニ傳教大師、圓仁ハ諡賜ニ慈覺大師。

一六十代醍醐天皇延喜二十一年辛巳十月、空海ハ諡賜ニ弘法大師。右傳教、慈覺ヨリ五十六年遲シ。

一七十三代堀川院寛治五年癸未、源義家公仙北金澤清原武衡、家衡ヲ誅ス。寛保三癸亥迄六百五十

二年也。

一八十二代後鳥羽院文治元年乙巳三月廿四日、平家於海上滅亡、先帝御入水。寛保三癸亥迄五百

五十九年也。

一八十四代順德院建曆二年壬申正月廿五日、淨土宗黒谷法然上人入寂ス。寛保三癸亥迄五百三十二年也。

一九十代後宇多院建治元年乙亥、一遍法師時宗ヲ開基シ成ニ遊行上人。寛保三癸亥迄四百六十九年也。

一同御宇弘安五年壬午十月十三日日蓮法師寂ス。寛保三癸亥迄四百六十二年也。

二百九代後水尾院元和元年乙卯五月七日大坂落城、秀頼公自害、壽二十三歳。將軍家康公七十四歳天下一統ス。寛保三癸亥迄百二十九年也。』

昭和五年十二月

細谷則理 校訂
國本善治 校字

鹿角縁記

鹿角縁記序

みちの國南部鹿角郡は邊鄙ひなの地なれども、錦木の舊跡、十和田の靈湖、米代川の勝景、天狗橋、銚子の瀧等の奇觀あり。しかはあれどその舊跡勝地の知る人のなく、たま〜錦木の古跡をしれりといへども又由來縁記をも知る人なし。嗚呼、勝地舊跡の埋れん事を老父おしみしかは、その兒童たりしころ、むかしかたりを聞き事のみをして由來縁記をしるしけるを、ひとつの巻となし鹿角縁記と名附て、かくれたるを顯はせるのみと爾云へり。

文政ひのこのいとし霜月十五日老父に代りて序

伊藤 爲善

鹿角縁記後序

さきのごとし、予かふるさと竹馬の友なりし内藤氏何かしなるもの、東都へまいりしのおりから、けふの細布を、錦木の縁記を添へてもて来て予にあたへられぬ。ひさしくはこのそこにありしか、何くれの序に、かのにしきゝの縁記の出たりしを見侍りしに、そのいまをさりし事ちとせあまりのごし月をへしなれど、わつかなるふみのちりうせもやらず、いまになからへありし事の幸ひなりしなれば、かのにしきゝのゆかりをもとゝして、けふの郡の奇事靈蹤の事どもをのみ、ひとつ、ふたつをかきしるしぬ。もとよりふみの事をもならはさゝしなれば、てにをはもしらさりしゆへ、ひなの言の葉にしてつたなかりせは、あやまりのみをゝかりしなり。なれども、根なし草の事にもあらさりししるしにもなれかしと、かれこれのふみを書抜て註となしぬまゝ、この書にあつからさりし事のみをほくあるなれと、これひとへに寒郷のふみとほしき兒童のためにして、すこしきおきなひにもならんかしと、口をおほふの笑ひをもはちすして書しるしぬ。もし見る人のあらは、そのつたなきをゆるし玉へかしと云。

鹿角縁記後序

さきのごとし、予かふるさと竹馬の友なりし内藤氏何かしなるもの、東都へまいりしのおりから、けふの細布を、錦木の縁記を添へてもて来て予にあたへられぬ。ひさしくはこのそこにありしか、何くれの序に、かのにしきゝの縁記の出たりしを見侍りしに、そのいまをさりし事ちとせあまりのごし月をへしなれど、わつかなるふみのちりうせもやらず、いまになからへありし事の幸ひなりしなれば、かのにしきゝのゆかりをもとゝして、けふの郡の奇事靈蹤の事どもをのみ、ひとつ、ふたつをかきしるしぬ。もとよりふみの事をもならはさゝしなれば、てにをはもしらさりしゆへ、ひなの言の葉にしてつたなかりせは、あやまりのみをゝかりしなり。なれども、根なし草の事にもあらさりししるしにもなれかしと、かれこれのふみを書抜て註となしぬまゝ、この書にあつからさりし事のみをほくあるなれと、これひとへに寒郷のふみとほしき兒童のためにして、すこしきおきなひにもならんかしと、口をおほふの笑ひをもはちすして書しるしぬ。もし見る人のあらは、そのつたなきをゆるし玉へかしと云。

天保七丙申年三月上旬

伊藤爲憲自序

又識

鹿角縁記

この縁記、往年古郷へつかはしぬれど本文のみなりし故、實事にもなるへしとの疑ひのなきにしもあらざるへければ、もろくのふみより、その事の似侍りて證據ともなるへかりし事をひろひとりて註となしぬ。なれども假の註釋となしぬるの事なれば、その譯のたかへる事もほくあるへければ、見る人おしはかり玉へかし。

一本文の下註釋二行に書、まきはしからざるのやう書へかりしなれど、あまり細字にもなりぬれば老の眼の書かたかりしなれば、やはり本文の如くに書下しぬ。故に黒圈をして本文に押し、朱丸をして註釋のしるしとなしてこれをわかちぬ。

一この書、誤字、並加なのあやまりおほくあるへかりしなれど、これ、ふみをならはざるのしるしにて悔る事のみ多くあるなれど、いままさら益なきの事にしておよひかたかりしなれば、みる人、かれこれを察し給へかし。

丙申三月上旬

六十九歳

翁 伊藤爲憲自書

鹿角縁記

奥州南部領七郡志和、和賀、裨貫、岩手、閉伊、三戸、鹿角の内鹿角郡は、高よつよろつあまりの郡にして、東は來満山俗に鉢巻と云。此山の半腹より上へ横に往還の道あり、人の鉢巻をいたせしが如くなるゆへ名附となり。攝州帶仕山は、その山の半腹をひをいたせる形容のあるによりて、帶仕山と名附といへるも同じ事なりき。に至り三戸郡に隣り、西は月山の後秋田領と境をなし、南は梨子の木峠にして岩手郡に續き『大和物語に、みちのくに、いはてのこほりよりたてまつれる御鷹世になくかしかかりければ、になうおほして御手鷹にし玉ふけり。名をは、いはてとなんつけ玉へりける。それを、かのみちに心ありて、あつかりつかふまつり給ける大納言にあつけ玉へりける云々。按に、南部領七郡の内岩手郡三戸郡と云ふは、いま世にある郡附に、陸奥國五十四郡の内右岩手、三戸のふた郡の名これなく、盤井、盤前といへる郡の名あり。岩手郡はその郡の内にもこれあるや。三戸郡と云は五十四郡の内似よりたる名もなければ、何と唱へ

けるや。大和物語に、みちのくにいはての郡よりたてまつれる御鷹とあるなれば、文武天皇のころも岩手郡といへけるにや。盤提山の歌に、口なしのひまは一入染のうすもみちいはての山はさそしくるらん。○日本紀、仁德天皇四十三年秋九月依網屯倉阿弭古捕異鳥獻於天皇召酒君示鳥曰是何鳥矣酒君對言此鳥類多在百濟得馴而能從人亦捷飛之掠諸鳥百濟俗號此鳥曰俱和云々。令云、主鷹司正一人掌調習鷹犬事云々。○五雜俎、鷹産於遼東渡海而至登萊其最神駿者能見海中諸物輒撲水而死故中國之鷹不及高麗産云々。又曰、教鷹者先縫其兩目仍布囊其頭閉空屋中以草人臂之初必怒跳顛撲不肯立久而困憊始集臂上一度其餒甚以少肉啖之初不令飽又數十日眼縫開始聯其翅而去囊焉囊去怒撲如初又憊而馴乃以人代臂之如是者約四十九日廼開戶縱之高飛半餉群鳥皆伏無所得食方以竹作雉形置肉其中出沒草間鷹見即奮攫之遂徐收其繚焉習之既久然後出獵擒縱無不如意矣云々。北は清水峠、小瀧山に連りて津輕領と境をなせり。東西五里餘四十八里南北十四五里にして、四方連山の一郡なり。此郡東の方より流るゝの川を古川と云ひ、南より流るゝを花輪川と云ひ、此川を神田川と云、神田といへる村あればなり。いにしへは神田とて一國に二ヶ所三ヶ所の御田ありて、その年の初穂を大神宮へ神供に收めしとなり。この神田村もいにしへ御田ありて、神供を納めけるのゆへに右の名あるや。武州芝崎村にも往古御田ありけるとなり。芝崎村は、いま江城の神田橋の邊をいへけるとなり。足立郡にも神田村と云ありとなり。この、けふの郡の神田村もその類なるへし。又攝津國にも神田村と云ありけるや、夫木集に大江匡房の歌に、千早振神田の村の稻なれば月日とともひさしかるへし、と云々。職原抄云、御稻田者往古在諸國七十一代後三條院御宇被定置子五畿内神事時奉供御稻也秋刈稻何社者云稻幾束納之臨祭時春之爲米而備供物也云々。一説、御稻田者天子東宮中宮之供御稻也自諸國以稻輸大炊寮於是女丁八人春之爲米渡内膳司故云御稻田也云々。男女始生爲黃四歳爲小十六爲中二十爲丁六十爲老云々。又丁夫民年二十以上成丁蓋人壽百歳爲期一幹十年則丁當四十強壯時故曰丁云々。北より流るゝを前川といへり。此の三つの川の流れ、かくの如くの流にして、鹿の角によく似たるか故に鹿角郡と名附しとなり。いにしへは狹の郡といへるとかや。兩所に官所ありて南を花輪と云、又上の郷、或は上浦ともいへり。北を毛馬内狹の里と云ふと云、又下の郷、或は下浦ともいへり。右兩官所の間二里あまりにして、その半程なる鶴田村と云を兩郷の境となせり。『上の郷、下の郷、或は上浦、下浦と云は、諸國にて何郡何の庄、又は何の郷何領と云に同し事なりしを、庄とはとさへさるなり。例せば武州豊嶋郡矢盛の庄、或は麻布領、又相州鎌倉郡玉繩の郷、又上野國邑樂郡館林領佐貫庄大嶋郷、又三州額田郡深溝の庄深溝の郷、又山城國愛宕郡土車の庄、或は櫛田郷、又は土車の里といへるか如く、いつれの國にもその郡々の村名には、何庄何郷何領と唱へけるなり。けふの郡、けふの里、花輪領、毛馬内領といへるか如し。』かく、四方につらなりし山々より流るゝの川落合て大川となり、西の方なりし岩の脇といへる兩山の、僅

なる間を流る。これを米代川よほしといへり。大川にして羽州能代の海へ流れいりしなり。此岩の脇左りの方なる山の岨石山戴に男神、女神の祠あり。これ伊弉諾、伊弉册尊の兩神なりといへり。河の上なる峩々たる嵯峨高山の岩石を切穿ち、僅に往來の道を通し、所々に棧を設けて數百間のあいた棧道をなしぬれば、おたやかならざりし嶮道なり。【棧は山きはの道たえたる所に、はしをかけて道とするを棧と云と云々。○險嶮險也深陷不可測曰險易天險不可升也地險山川丘陵也王公設險以守其國云々。嶮山險也云々。】通り過ぎぬれば平地にして田野なり。米代川は大川の事なれば、能代の海より通船もあるべかりしなれども、河中所々に岩石のおほくありて、船のりかたければ通船もなかりしなり。岩の脇をすきて白根山といへる金山あり。河を渡して村多くあり。土深井と云ふ所に關所あり。これ奥羽の境にして秋田、南部の境なり。此のけふの郡西の方は秋田領と境をなせしか、いにしへより國境の確と分らざるにや、邊民の邊薪を採り、秣を【秣穀粟飢馬一日以粟着馬口一銜之行曰秣云々。】刈れるものの境を争ひ、口論鬭争に及びしことの多年にして年々止むことなく、既に刃傷にも及びぬる程なれば、終に延寶年中秋田、南部の兩家より公訴とはなりぬ。故に、かの兩家の士の境を司されるもの江府に出て、數年逗留し御穿鑿ありて、同八年公儀より檢使は下され繪圖を兩家へ御渡しありて、峯々谷々の分ちもなく境をわけられ、逐一御裁許ありて繪圖朱引の通り兩國の境極れり。しかしてよりこのかた、春秋兩度兩家の士の立會て、峯嶺谿谷に至るまで水注川曰溪注瀆曰谷云々雙方より草を刈わけて境となせり。ゆへに、いまは絶て境を争の事なかりしなり。上の郷花輪よりは秋田十二所の士へ立會、毛布の里よりは大館の士へ立會しなり。北の方は津輕領と境をなせしか、むかしよりして不和の國なるの故にや、南部、津輕の士の立會て境を改し事のなければ、春秋ともに國の境を廻り、立木をけつりて何領と書しるせしとなり。津輕にてもしかりしとかや。元來津輕は南部家の被官たりしか、天正のころか故ありて津輕の領主とはなれりといへり。【被官職原抄云、大政官被官也註官與宣通也被管大政官之義也又自大政官被官之義也云々。吾妻鏡、長尾爲宗同新六定景宗二郎景房同四郎義行並熊谷二郎直實以下平家被官之輩率三千餘騎精兵同在石橋山邊云々。】それよりして、いまに兩家不通なり。隣國の不和なる事、餘國にはあるべからざりしなり。

錦木塚由來

錦木塚は狹の里より十七八町も南にして、古川と錦木の里との間往來のかたはらにして、野ひろき芝生の中にあり。塚のしるしの石なりとて、うす白くやはらかなるやうの餘程大いなる石あり。そのかたはらに杉一樹ありて塚のしるしとはなせり。いまは名のみにして、こけむしたる石の叢の中に横たはり、杉に音つるゝの風のみにして、とむらひ尋るのものも稀なりせば、猶哀れなる古跡にてそありける。此錦木の由來を尋るに、遠きむかしの事にして人皇十三代成務天皇の御宇、奥州の民千戈を動すことた

ひくなり。そのゆへは、みちのくの州は殊さらに都へ遠ふさかりひなの事なりせば、分て地理のあきらかならずして民の境をあらそひ、小なるものは大に勝事のならざりしゆへ、おのつから黨を結ひてたゝかひあらそうの故に、郡司を置いて邪非を正しぬる。爰に大己貴命より二十六代の苗裔に狹名太夫といへる人あり。同じ御宇の三年奥州へ下向し給ひて、里吏村長を置いて地理の上下を分ち、町數の限界を定められ堤を築き、溝を堀しめ農耕の道を教へられしかは、是よりして民大に歡ひ服して境を争ふの事もなく、民人にきやへり。【成務帝は四十九歳ニシテ即位シ玉ヒ、武内宿禰ヲ以テ大臣トシ玉ヘリ。是大臣ノ始トカヤ。此御宇、國々郡毎ニソノ司ヲ置レ政ヲ成シメ、又武具ヲ備ヘ封域ヲ定メ經界ヲ正シヌレハ、地理分明ニシテ民争ヒ奪事ナク、天下靖寧ニシテ四海悅服セリト云ヘルナレハ、狹名太夫此郷ノ任ニシテ豊岳へ下向セラレシ乎。○武内宿禰ハ日本紀、景行天皇五十一年命武内宿禰爲棟梁之臣云々。同成務天皇二年以武内宿禰爲大臣云々。宿禰釋日本紀云、古皇子大兄云近臣少兄云宿禰少兄義也云々。職原抄、宿禰者所謂氏骨也朝臣連真人忌寸道師臣稻置等類是也云々。日本紀、天武天皇十三年冬十月己卯朔詔曰更改諸氏族姓作八色之姓以混天下萬姓一曰真人二曰朝臣三曰宿禰四曰忌寸五曰道師六曰臣七曰連八曰稻置是日守山公云々以下十三氏賜姓曰真人同十一月戊申朔大三輪君云々以下五十二氏賜姓曰朝臣同十二月戊寅朔大伴連云々以下五十氏賜姓曰宿禰同十四年六月乙亥朔大倭連云々以下十一氏賜姓曰忌寸云々。公事根元云、舊事本紀曰大歲辛酉正月庚辰朔宇摩志麻治命先獻

天瑞亦豎神楯以齋矣謂五十楯亦云今木刺繞於布都主劍大神奉齋殿内即藏天璽瑞寶以爲之天皇鎮祭之時天皇寵異特甚詔曰近宿殿内矣因號足尼其足尼之號自此而始矣云々。貝原日本釋名、朝臣、あは吾也、吾孀のあと同し。そは添也。むはおん也。臣をおみと云、おみ、おん、同し事也、おんのおを略せり。わか身にそへる臣を略してあそんと云也。日本紀私記云、朝臣は帝王相親之詞也。言は我身に隨ひ添の臣也。又尸にも朝臣あり、そのすしならば貴賤によらず稱すへし。尸にあらざれども朝臣と稱する事あり。日本紀第九卷神功皇后の御歌に、武内宿禰をうちのあそかどよみ給ふ。萬葉の歌にも、人をさしてあそとよめり。後世には、四位は殿上人をも朝臣と稱す。一説、朝庭の朝の字は朝暮の朝と意かはれり。されど訓をかりて、あさおんどよむ。おんはおみ也、臣の事也。此の説は朝庭の臣と云こと也云々。○封域、以土封物曰封又封建也又五十里爲封云々、域區域也界局也又宇内曰域中云々。○經界、經緯也境界也又分畫也云々。織縱曰經橫曰緯又南北爲經東西爲緯又經綸經理常經理又縱橫爲經回旋爲營云々。○靖寧、靖安也詩曰靖四方書嘉靖殷邦寧安也左傳著於丁寧又康寧也。帝、その勳功を褒美なし玉ひて、【勳功、王功曰勳以勞定國曰功。○褒美、左傳序因行事以正褒貶、又漢武紀褒德錄賢又褒讀爲報報拜再拜也云々。】豊岳を改められて狹の里と名附られり。狹の字を以て稱號しぬればなり。それよりして狹郡狹の里とはいへるとなり。狹名太夫官に居ること三十七年、十四代仲哀天皇二年狹郡豊岳の里において薨せられたりとかや。【豊ト云ハユタカナ

ル事ニシテ豊饒ノ地ヲイヘリ。故ニ日本ヲ豊葦原瑞穗國トイヘルハ、五穀豊饒金銀珠玉ソノ外萬ノ物ニ至ルマテ豊ニシテ、富貴ノ國ナレハナリ。故ニ異國ニテモ我國ヲ上國ト稱シ、又君子國ト云ヘルトナリ。又豊ノ兩州ハ民居富貴タリ、故ニ國ノ名ト爲トナリ。又三州豊川ハ、河上ニ長者アリテ民屋豊饒ナルカ故ニ豊川ト名附トナリ。此狹ノ郡豊岳モ、五穀豊饒ニシテ民民ユタカナレハ豊ノ岳ト名附ラレシ乎。○山海經云、大荒之中有東口之山有君子之國其人衣冠帶劍云々。續日本紀云、文武帝慶雲元年秋七月粟田朝臣真人自唐國至初至唐時有人來問曰何處使人答曰日本國使唐人謂我使曰承聞海東有大倭國謂之君子國人民豊樂禮義敦行今看使人儀容大淨豈不信乎語畢而去云々。○五穀者稻黍稷麥菽也、又九穀者黍稷麻麥稻粱菰大小豆也云々、又黍稷稻粱二豆二麥也云々。○薨卒也斃也崩也云々、崩山壞也。禮註疏自上墜下曰崩王者死如從天墜地以其尊在民上曰崩云々。白虎通云、天子稱崩何別尊卑異死生也天子曰崩大尊像崩之爲言崩也伏強天下撫擊失神明黎庶殞涕海內悲涼諸侯曰薨國失陽薨之言奄也奄然亡也大夫曰卒精炤終卒卒之爲言漸精氣窮也云々天子曰崩將軍曰薨節不忠終君之祿祿之言消也身消名彰庶人曰死魂去亡死之爲言漸精氣窮也云々天子曰崩將軍曰薨諸侯曰卒大夫曰死去又天子崩曰登遐云々。その後、狹名太夫八代の後胤に大海といへる人あり。その子政子女、よく絹布をたくみにする事をなせり。ある時いろくの鳥の毛をましへ織て、毛布をおりはしめられしか殊の外美事なりしかは、そのころ、同じ里の兒女ならひて毛布を織れりとかや。爰に

同郡草城の邑の長子某と云ものあり。かの政子を戀ひしたひて、にしきを立る事三年なれば、すてに千束におよひぬる。政子女、はしめのほどは父のころをも恐れ又は人に恥るの心ありて、かの染木をも取り入れさりしか、年を越へ月を重ねて、かの長子の容貌を見侍りぬれば、はしめの面影には似もよらす瘦衰ひて、恨むるの聲心身にも入みぬれば、我ゆへにかく瘦おとろへて戀ふるにやと思ひやりければ、身は古川の里にありぬれど、心は草城の邑にあることちしけるなれば、手業の事もやすすみぬれば、父大海いかりていけるは、先祖文石不幸にして民間に落、家まつしくていまは民人たりといへども、狹名太夫より八代の後にして家名よく人の知りぬれば、里子に嫁せしめ家名を恥かしめん事口おしく、先祖への不幸の至りなりとて、是を制して嫁する事を許さざりしかは、長子これよりして病の床にふし、日々に瘦つかれぬれば飲食も咽に通ふらず、鍼藥のしるしもなくして三十四代推古天皇七年七月十日、遂に命たへてけり。政子女これを聞て大にいたみ、なきかなしむ事の止めかたく、同じ月の中の五日といへるに政子も命落しぬれば、父大海大になけきかなしみしか、悲歎のあまりに長子の亡骸を乞ひて政子とともに同じ穴となし、かの千束の錦木をもともに埋めて一緒に葬れり。ゆへに錦木塚と號せりとかや。塚平曰墓封曰塚高曰墳又塚墳也釋名冢腫也象山頂之腫起云々。先是人皇三十一代敏達天皇第五の宮瑞籬の皇子は、物部の守屋大臣の女岩手姫の皇子なれば、守屋敏達帝ノ御宇、百濟、新羅ヨリ重ネテ經論ヲ奉ル。帝文史ヲ好シテ佛教ヲ非トス。厩戸ノ皇子、馬子ノ大臣甚タ佛法ヲ好

ミテ崇敬ス。時ニ疫病大ニ起ル。守屋奏シテ曰、是異佛ヲ信シテ國神ヲ輕ンスルニ依レリトテ、堂ヲ毀チ佛ヲ燒テ其灰ヲ難波ノ堀江ニ流シ、ソノ僧ヲ遠裔ニ逐ヒ退ケリ。然レトモ馬子又佛法ヲ再興セリ。敏達帝崩シテ用明帝位ニ即セラル、僅ニ二年ニシテ崩ス。其後崇峻帝位ニ即ク。同帝ノ節守屋、穴穗部ノ皇子ヲ立テ帝トセントス、馬子從ハスシテ推古ヲ奉シテ穴穗ヲ殺セリ。馬子、諸王群臣ト共ニハカリテ守屋ヲ殺シ、遂ニ物部ノ族ヲ亡セリト也。故ニ守屋ハ五ノ宮ノ皇子ノ外祖タレハ、皇子ノ列ヲ除カレ遠流セラル、ナリトナン。○厩戸皇子ハ聖德太子也。○日本紀、敏達天皇十四年三月物部弓削守屋大連與ニ中臣勝海大夫ニ奏曰何故不_レ肯用_ニ臣言_一自_レ考_ニ天皇_一及_ニ於_レ陛下_一疫疾流行國民可_レ絶豈非_ニ專由_ニ蘇我臣之興_ニ行佛法_一歟詔曰灼然宜_レ斷_ニ佛法_一丙戌物部弓削守屋大連自詣_ニ於_レ寺_一踞_ニ坐_ニ胡床_一斫_ニ倒_ニ其塔_一縱_ニ火_一燔_レ之並燒_ニ佛像與_ニ佛殿_一既而取_ニ所_レ燒餘像_一令_レ棄_ニ難波堀江_一云々。】の故によりて皇子の列をのそかれ、庶人となし奉りてみちの國へ配流せられけり。しかるに此州の部吏猪人といへるもの、蘇我の馬子の下知によりて皇子を弑し【弑下殺_レ上曰_レ弑_レ奉_レらんとせしか、北奥の部吏摩磨と云ふもの竊に五の宮を迎ひ奉りて、宮造をなし甚た恭敬し奉りしかは、はしめ弑し奉らんとせし猪人はしめ、五郡の官司等豊岳に來りて敬伏し奉りし事二十六年なり。然してのち三十六代皇極天皇元壬寅年、五の宮七十三歳にして配流救免ありて上京し給ひぬ。】皇極天皇、元年壬寅正月位ニ即セラル。依テ大赦ヲ行ハレ五ノ宮配流勅免アルカ。】配所におはしませし事五十二年、此時當國の産物毛布細布三百反、砂金百兩奉り

しか、これよりして貢物とはなれり。【貢獻也薦也。】帝、大織冠鎌子にの玉はく、朕伯父七人叔母十人なりしか、幸ひ五の宮の命残り。祖父大兄の皇子にひたひ逢へる思ひをなせりとて、御落涙甚し。【皇極天皇ハ、敏達天皇ノ曾孫押坂彦人大兄ノ皇子ノ孫ニシテ、茅渟王ノ女也。縁起ニ、父大兄ノ皇子ニ再會ノ念ヲナストアリ。大兄ノ皇子ハ祖父ニシテ父ハ茅渟王ナリ、不審。】その時鎌子毛布細布の由來を叢聞に達しぬれば、帝御感涙を押へさせられてのたまはく、狹名太夫むかし勳功の臣、その上名家なりしか、命なるかな政子女に至りて家斷絶せしと御痛哭に堪へざりしか、一字の堂を草創し【創始造曰_レ創。】亡魂を慰むへしとの給ひて、正觀音一軀、御長一尺八寸なるを五の宮に賜りぬ。これ、僧の善信百濟國より持來りし木像の觀世音にして、ありかたき勅願なりき。同じく四年五の宮一字を造立し、賜ふ所の觀世音を安置し奉り錦木山觀音寺と稱號せり。三十七代孝德天皇大化元乙巳年八月二日導師惠正法師敬白と、錦木塚の縁起に見へたり。その後何れの御宇の年中にありけんか、この寺兵火のために焼失せりととなり、いまはなし。惜哉邊土にありかたき勅願の寺なれば、むかしを憐むものありて寺を再興し、古跡の埋れぬやうにあらまほしきなり。いにしへの此郷の習ひにして、女を戀ふる事のあるなれば、尺余なるの木をまたらに染つかねて、その戀ふる女の家の門に立しとなり。女いなめはその木を取捨し事なれば、百夜三年も立し事にして千束にもおよひし事になりぬれば、その男の志しの深き事を感し、錦木を取り入れて逢ひしとなり。かの、またらに美しくいろとり染し木なれば錦木とはいへるな

り。草城の長子は三とせにしきゝを立ぬれど、嫁することのゆるさゝりしかは戀ひ死せりとなん。政子もかなしみにたへかたく、ともに死せりとなり。

後拾遺

能因法師

詞花集

大藏卿匡房

錦木はたてなからこそ朽にけれけふの細布むねあはしとや。

おもひかねけふたてそむる錦木のちつかもまたてあふよしもかな。

同

藤原永實

いたつらにちつか朽にし錦木を猶こりすまに思ひたつかな。

千載集

賀茂重保

錦木の千束にかきりなかりせは猶こりすまにたてまし物を。

堀河院百首

藤原仲實

いはねども思ひそめてき錦木のはひさす色に出やしなまし。

同

藤原顯仲

錦木の千束の數は立てしをなと逢事のいまたたくなる。

六百番歌合

法橋顯昭

錦木にかきそへてこそ言の葉も思ひそめつる色もみゆらん。

千五百番歌合

小侍從

たてそめてあふ日をまちし錦木のあまりつれなき人心かな。

新後撰

前大納言隆房

人しれぬ心にあつるにしきゝの朽ぬる色や袖にみゆらん。

同

花山院内大臣

うき名をや猶たてそへん錦木の千束にあまる人のつらさに。

千束立しかどのしるしもたへはてゝ名のみを殘るにしきゝの里

爲憲。

いまは千つかたてししるしもなく名のみ残りしか、その名も知る人の稀になりぬれば、尋るの人もなく埋もるゝ事の猶あはれなり。むかし、かの男の通ひし道の跡を狭の細道といふ。此道にいまも露なしといへり。三とせあまりもかよひし事なれば、地祇の神もあはれにおほしめしけるにや、露けきの憂ひをも遁れしめしかと思はるゝなり。草城の邑よりは古川の里へ一里あまりもありしなり。かの男政子にあはて歸りし曉は、小流になみたの顔を洗ひけるとなん。依てその小流れを涙川といへり。いまも細道のかたはらにあり。又憂ひ川ともいへるなり。

錦木のむかしの跡を見るにさへ哀れを袖になみた川かな

爲善。

かの男の通ひける道の間に、紀の國坂、松挂か谷といへる山坂のありて、男の通ひける夜ことに、梟の松挂に鳴きて物さひしかりしとなり。いまに紀の國坂、松挂か谷といへるあり。梟の事をみなせ鳥と云となり。人丸の歌に、深山路の木かけこくらき夕くれにや、すさましくなくみなせ鳥といへり。鴟鴞は凶鳥なれば、かの男の政子女に逢はさりしものしるしにもありけるにや。鴟鴞の賦にも、昔在賈生有識士忌茲服鳥、又樂天か詩に梟鳴松挂枝狐藏蘭菊叢といへるの詩、よく松挂か谷に梟の鳴きし事にあへり。男の通ひしは樂天よりは百六七十年も前の事にしあれど、からもやまとも、古今ともに人の心の同しければ、いにしへの人の詩歌にもひとしきことのみありしなり。【鴟鴞詩註鶴鴞也五雜俎梟鴞鴞鴞鴞訓狐猫頭皆一物而異名種類繁多鬼車九首則惟楚黔有之世不恒見云々。梟不孝鳥一名流離說文日至捕梟磔之以頭挂木上今謂挂首爲梟又古人以午日賜梟羹又標其首以木故標賊首謂之梟首云々鴟梟食母破鏡獸名食父黃帝欲絕其類故使百祠皆用之祀云々。吾山か物類稱呼に、擧白集にのりすりおけと鳴く。おのれか毛衣の料にやとあり。又俗に、夜明けなは巢つくらうと鳴くとも、又片田舎のものは五郎七ほうこうと鳴くとも、又薩摩の國人は、此月とつこうとなくといへりとなり。百囀千聲隨意移といへり。予かけふの里の土人は、のりつけまふはふと鳴くといへり。意に隨て移ると云ふは實にむへなりき。又貝原か釋名に、梟はその毛ふくる、鳥なる故也。るはろと通す。一説は、くらふなり。梟は惡鳥にて、その母をくらふもの也。ふはは、也、はとふと通す、らとろと通すといへり。

○賈生前漢賈誼字（平）雒陽人爲長沙王大傅二年有服飛入舍止於坐隅服似鴞不祥鳥也云々。○異物志云、有鳥如小鷄體有文毛土俗因形名之曰鵬不能遠飛一行不出域也楚辭服訓狐也其名自呼因而命之云々。○白居易字樂天華州下邳人唐代宗生於大曆七年壬子德宗貞元十四年擢進士第二武宗會昌六年卒七十五歲云々。白氏文集十卷摠計二千五百九十四首也云々。詠歌大概抄云、寔此文集ニウトマンハ無下ノ事ナルヘシ。凡樂天カ文ハヤサシクシテ然カモアハレフカキ故ニ、和歌ノ心ニ通ストイヘルトナリ云々。此錦木塚は千有餘年のむかしの事なりしなれど、雨の降り物憂き空の鬱陶としてものかなしきの折からは、塚の下より機織の音のきこへしとなり。物見か坂とて塚の近き邊りにあり。この所より、かの政子女の亡魂の姿あらはれ見へしとなり。【魂神也、左傳人生始化曰魄既生魄陽曰魂又心之精爽是謂魂魄云々。禮記魂氣歸于天體氣復地易遊魂爲變云々。蓋魂神也陽也氣也魄精也陰也形也云々。又遊氣曰魂精爽爲魄云々。○神道大意ニ云、僅ニ一念動ケハ是心地境ニ移ル。故ニ天地ヲ感スレハ天地ノ靈我心ニ歸ス。心ニ草木ヲ感スレハ草木ノ靈我心ニ歸ス。畜類ヲ感スレハ畜類我心ニ歸ス。心ニ他人ヲ感スレハ他人ノ靈我心ニ歸ス。字書ニ曰、鬼トハ歸也。然レハ則鬼神ハ心ノ賓客也、他ヨリ來テ他ニ歸リ、家ヲ出テ家ニ歸ルカ如シト云々。神道大意ハ吉田兼俱ノ作也。】故に物見か坂といへり。この坂よりは見ゆるなれど外よりは見へすとなり。いつの比にてかありけん大湯村の郷

土何かしなるもの、あやしみて塚を堀見けるに、大いなる石一つありけるを堀出せしとなり。是則いまありし錦木塚のしるしの石なりとなん。魂を幽石に埋め、骨を窮塵に委ぬといへるは實にむへなりき。石の側に杉一樹あり。これもむかしの墓印の杉なりといへり。數百年の前より今に至る迄も、廻り寸尺の同じけるとなり。誠にふしきなりき。

錦木墳縁記

抑當錦木山觀音寺者人王三十六代皇極天皇之御願所當國之大守【大守職原抄云、成務天皇五年始開國郡一別封境置國造此今國守是也卅六代皇極天皇御宇以國造改國司焉至四十二代文武天皇朝改國司云國守唐名刺史秦世始置刺史也又云守國守也又云受領古者四年或有善政則八年此言重任也。職員令云、大國守一人掌祠社戶口簿帳字養百姓勸課農桑糺察所部貢舉孝義田宅良賤訴訟租調倉廩徭役兵士器仗鼓吹郵驛傳馬公私馬牛寺僧尼名籍事上也上中下國之守又然也云々又太守國守惣號也云々前漢景帝中元二年改刺史爲太守也云々本朝親王任國守云太守也又前漢武帝初置刺史十三人十一代成帝更爲牧秩宰二千石後漢光武帝建武十八年復爲刺史十二人各主一州云々其後云大守又云刺史云々唐太祖武德元年改太守云刺史云々。唐類函曰、郡守秦官秦滅諸侯以其地爲郡置守丞尉各一人守治民丞佐之尉典兵云々漢景帝中元二年更名郡守爲太守凡在郡國皆

掌治民進賢勸功決訟檢奸云々。漢書百官表云、郡守秦官掌治其郡秩二千石云々牧養民之官守太守尹刺史同猶今之知府云々秦始皇帝滅諸侯以其地爲三十六郡所謂三十六郡者三川河東南陽南郡九江象郡會稽潁川碭郡南海薛郡東郡鄆邪齊郡上谷漁陽右北平遼西遼東桂林鉅鹿邯鄲上黨大原雲中九原鴈門上郡隴西北地漢中巴郡蜀郡黔中長沙內史。敏達天王第五之宮瑞籬之皇子御建立也其源者人王三代成務天皇之御宇【宇天地四方爲宇又宇者天能覆萬物形如屋宇名之爲宇云々。】奥州之黎民動干戈度々也黎黑也黎民黑髮之人猶秦言黔首黔黑色也凡民以黑巾覆頭故謂之黔首云々。○干戈干盾也又作扞盾兵器干櫓之屬所以敵目扞身也戈平頭戟長六尺六寸鈎子戟也如戟而橫安又嚮下爲鈎云々戟兩刃也兵器兩邊橫刃長六寸中刃長七寸半云々。其由來地理不分明而爭奪民境小者無勝大結黨而鬪爭故置郡司黨朋也輩也又五百家曰黨云々鬪競也爭也鬪也競也云々。○職原抄、郡司昔每一郡有大領小領主政主帳云之郡司近世如郡代職也云々。日本紀、成務天皇四年上略今朕嗣踐寶祚夙夜兢惕然黎元蠢爾不悛野心是國郡無君長縣邑無首渠者焉自今以後國郡立長縣邑置首即取當國之幹了者任其國郡之首長是爲中區之藩屏也云々同帝五年秋九月令諸國以國郡立造長縣邑置稻置並賜楯矛以爲表則隔山河而分國縣隨阡陌定邑里因以東西爲日縱南北爲日橫山陽曰影面山陰曰背面以百姓安居天下無事焉云々。日本紀、三十七代孝德天皇大化元年八月詔初而定天下戶籍田畝菑地水陸之利百姓之數矣又大化二年凡郡以四十里爲大郡三十

里以下四里以上爲中郡二里爲小郡其郡司並取國造性識清廉堪時務者爲大領小領強幹聰敏工書算者爲主政主帳云々又五十戶爲里每里置長一人掌按檢戶口課殖農桑禁察非違催驅賦役凡田長三十步廣十二步爲段十段爲町段租稻二束二把町租稻二十二束云々凡諸國部內郡里等名並用二字必取嘉名云々。正邪正比奧州之五郡從大己貴命二十六代之苗裔狹名太夫大己貴命素蓋鳴尊子也。神代卷云、素蓋鳴尊娶稻田姬生大己貴神云々。○苗裔遠孫也苗胤裔遠也末也裾也衣邊也又種類也云々又胤繼也云々。同帝三年當國御下向置吏長分地理上下一定町數限堺令開堤溝教農耕之道吏民吏吏所使者受命於天謂之天吏受命於君謂之官吏府史之屬亦曰吏云々長吏郡縣官長也又長秦制十里一亭亭置一長主督盜賊云々。○堤防也言累糟如堤坊之高又堤塘也謂土手也。○溝水瀆也。○農耕田之毗曰農又種也左傳其庶人力於農穡註種曰農斂曰穡云々犁曰耕云々。自

是農夫等悅服而無爭境民人賑帝褒美其勳功改豐岳里狹名以狹字稱號狹名之太夫居官三十七年仲哀天王二年於狹郡豐岳薨從成務天皇三年至仲哀天皇二年凡六十七年也居官謂三十七年者不實狹名太夫八代之後胤政子女得工布絹或時雜色々之鳥毛織始毛布其頃同村里兒女習之織毛布爰同郡草城之邑長子某戀慕政子女而立錦木三年既及千束政子女初程者有慙父心重月而見彼容良吾故不似初面瘦恨聲入身中如爲礙身乍有古川之里心有草城里而奴業良荒父大海曰先祖文石不幸而落民間家貧而雖間民自狹名太夫八代家人知之嫁里子聰家名先祖不孝至也制之不嫁許長子自是伏病床斷針藥飲食推古天王七年七月十日遂卒政子女哭泣無止

隔々大痛暈到而同月十五日誘引無常風命業忽落大海悲歎餘乞長子亡骸同穴政子女以千束之錦木埋之故號錦木塚其後敏達帝王子第五之宮臣守屋岩手姬之皇子也故除皇子列奉成庶人配流奧州當國部吏猪人依蘇我馬子下知爲奉弑北奧之部吏有摩鷹竊奉迎五之宮宮造奉恭敬猪人初五郡之官司等來豐岳敬服三十六年皇極天王元壬寅年五之宮七十三歲配流有勅免而上京有配所五十二年此時當國產物毛布細布三百反砂金百兩獻自是爲貢物帝曰大織官鎌子大織冠鎌子天兒屋根命三十三代之孫也居于和州之藤原故天智帝之朝詔賜藤原姓也云々。朕伯父七人叔母十人幸五之宮殘命父大兄皇子爲再會念御落淚甚朕古者上下共稱谷絲與帝舜言稱朕又伊尹大甲言惟朕以懌又離騷屈原曰帝高陽之苗裔兮朕皇考曰伯庸又莊子雲將曰朕願有問也至秦始皇帝二十六年始專爲天子自稱云々考爾雅父爲考云々白虎通云尙書曰不施予一人或稱朕何亦王者之謙也朕我也或稱予者予亦我也不以尊稱自也但自我皆謙云々。其時鎌子毛布細布由來達叡聞帝押御感淚狹名昔勳功臣且而名家也命哉至政子女家斷絕堪痛哭草創一字之堂慰亡魂賜正觀音一軀御長一尺八寸末法之僧善信自百濟持來木像難有勅願也同四年五之宮造立一字所賜之安置觀世音稱號錦木山觀音寺孝德天王大化乙巳八月二日導師惠正法師敬白。大化乙巳大化元年也日本始建年號謂大化也前漢武帝即位之元年始改元曰建元一年有號始此云々是中華年號之始也。○善信緣起僧善信トアリ、善信ハニナリ。○日本紀、敏達帝十三年九月從百濟來庶深臣有彌勒石像一軀佐伯連有佛像一軀是歲蘇我馬子宿禰請其佛像二軀乃遣鞍部村主司馬達等池邊直氷

田使於四方訪覓修行者於唯於播磨國得僧還俗者一名高麗惠使大臣乃以為師令度司馬達等女嶋曰善信尼年十歲又度善信尼弟子二人其一漢人夜菩之女學女名曰禪藏尼其二錦織壺之女石女名曰惠善尼馬子猶依佛法崇敬三尼乃以三尼付水田直與達等令供衣食經營佛殿於宅東方安置彌勒石像屈請三尼大會設齋此時達等得佛舍利於齋食上以舍利獻於馬子宿禰馬子宿禰試以舍利置鐵質中振鐵鎚打其質與鎚悉被摧壞而舍利不可摧毀又投舍利於水隨心所願浮沈於水由是馬子宿禰池邊水田司馬達等保信佛法修行不懈馬子宿禰亦於石川宅修治佛殿佛法之初自茲而作云々。○日本紀、崇峻天皇元年善信尼等謂大臣曰出家之途以戒為本願向百濟學受戒法是月百濟調使來朝大臣謂使人曰奉此尼等將渡汝國令學戒法了時發遣使人答曰臣等歸蕃先道國王而後發遣久不遲云々蘇我馬子宿禰請百濟僧等問受戒之法以善信尼等付百濟國使恩率首信等發遣學問二年春三月學問尼善信等自百濟還住櫻井寺櫻井寺在西山○司馬達等繼體天皇十六年自南梁來和州坂田原草堂奉仕佛云々。○水かゝみに、繼體天皇の御宇にもろこしより人わたりて、佛を持したてまつりてあかめおこなひしかとも、その時の人、もろこしの神となつて佛ともしりたてまつらす、又世の中にもひろまり給はすなりきと云々。○攝州天王寺記に云、太子御乳母月益日益王照と號して、三女相ともに薙髮寺に入り、佛乘に志して四天王寺引聲堂の南に草堂を結ひ念佛修行せり。是則和朝比丘尼の開祖たりと云々。愚按に、此三女は前の善信尼等の三尼なるか、日本にて尼の初まりは善

信尼なり。右の三女和朝比丘尼の開祖と云ふものは不審。○職原抄云、古者出家必執治部省之牒印而剃髮謂之得度治部省牒印謂之度緣又云於此寺令剃髮僧尼掌知幾人之數一事也一說度緣者自朝家擢度者書式也諸寺有闕失則其寺僧綱告於玄蕃玄蕃記之告於治部省治部省此告於大政官自大政官奉勅而令出家也其符云度緣焉或云出家勸於人事也云々。五雜俎、嘉定乙亥僧德明遊山忽得奇菌歸以供衆毒發僧行死者十餘人德明承嘗糞獲免有日本僧定心云者寧死不汚至庸理折裂而死至今菴中藏有日本度牒其僧姓平民日本國京東相州行香縣上守鄉元勝寺僧也寧死非命不汚其口亦庶幾陳仲子之風矣云々。愚按、嘉定宋寧宗年號也嘉定乙亥者嘉定八年也當日本仁皇八十四代順德院建保三年乙亥也今歲至天保六乙未年凡六百二十一年。○釋氏要覽云、祠部牒自尙書省祠部司出故稱祠部。按僧史略云、唐會要曰則天延載元年五月十五日勅天下僧尼隸祠部此為始義取其善禳惡福解災也。續會要云、天寶六年五月制所度僧尼仍令祠部給牒此為始也云々。○前漢哀帝令博士秦景傳西國浮圖經于京師佛經入中國之始也云々又後漢明帝夢金人丈六飛至殿庭問傳毅毅對曰臣聞西域有佛陛下所見無是乎云々又同帝令博士蔡經往天竺求佛經及沙門以來此浮屠入中國之始也云々浮圖塔也佛也今謂僧曰浮圖又作屠云々同帝永平十年丁卯佛法初至有印度二僧摩騰法蘭以白馬馱經像一屆洛陽勅於鴻臚寺安置同十一年戊辰勅於雍門外別建寺名白馬寺即漢土佛寺始也云々鴻臚即司賓寺也胡廣釋云鴻臚也臚傳也所以傳聲贊道九賓也秦有典客漢乃因之云々。鴻

臚ハ腹ノ前ヲ臚ト云、鴻ノ鳴クトキ聲ヲ出ス處ナリ。故ニ鴻臚ハ聲ヲ傳ルト云心ナリ。異國人來朝ノ時ハ通事ト云司サアリテ兩國ノ志ヲ傳ルト云々。○後漢明帝聽陽城侯劉峻等出家、此僧始也又洛陽婦女阿潘願爲尼何充捨宅以安之此尼始也云々。焦氏筆乘續集曰、佛典世謂漢明帝時始通中國、不知明帝之前已有之劉向列仙傳曰歷觀百家之中以相檢驗得仙者百四十六人其七十四人已在佛經云々。○折疑論曰、在昔周昭王甲寅二十四年四月八日夜有大光明來照殿庭王問大史蘇由曰昨夜有光來照庭是何祥瑞蘇由對曰西方有聖人生此所現之靈瑞也王曰於周如何由曰卽今無事後一千年聲教被於此土遂以此事勒諸石埋於南郊至後漢明帝甲子永平七年僅千歲矣此先知之一也又周穆王壬申五十二年二月中有白虹一十二道南北貫通連宵不滅王問大史扈多曰是何瑞也扈對曰此西方大聖人入滅所現相也王曰吾常以此爲患今既滅矣吾何患哉扈多曰王何必患前代大史蘇由嘗誌勒于石曰千年之後聲教流被此土方今七十九年矣王奚患哉此先知之二也云々。○寶基本紀曰、本朝垂仁天皇御宇神明託倭姬皇女曰地神之末天下四方人夫等其心神黑焉因茲奉代皇天西天真人以苦心誨諭教令修善隨器授法以來大神歸本居止託宣矣云々。○後漢牟子理惑論曰、佛者諡號也猶名三皇五帝佛乃道德之元祖神明之宗緒佛之言覺也恍惚變化分身體散或存或亡能小能大能圓能方能老能少能彰能隱蹈火不燒履及不傷在汚不染在禍無殃欲行則飛坐則揚光故號爲佛也云々。○舍利釋迦佛旣化其身有骨子如五色珠光瑩堅固名曰舍利因造塔以藏之云々。

顯昭か袖中抄

にしきゝあらてくむ

にしきゝはちつかになりぬいまこそは人にしられぬねやのうちみめ。

顯昭か云、にしきゝと云はよのふることにて、むかしよりいひつたへたるにつきてふたつのやうあり。一には、陸奥國のおくのゑひすは、おとこ女をよはらんとする時文をやることはなくて、一尺はかりなる木をまたらにいろとりて、その女の家にかとにたつるに、あはんと思ふ男なれば、そのにしきゝをほとなくとりいれつ。おそくとりいるればしるて猶たて、千束をかきりにてたつれば、まことに心ざしありけりとてその時にとりいれてあふといへり。或は千束になりてもとりいれぬは思ひたへぬといへり。いまの歌は千束たてゝあふよしのこゝろをよめるなり。にしきゝとはいろくゝにまたらなれば云也。ひとすちたつる木を束といはん事いかと疑はらるゝ故に、薪をこりてたつと云義いへれど、それは別事也。またらなるひとすちなりとも、なごちつかといはざらん。弓にもとつかといふは、ひとつなれといへり。いをも束鮒といふはひとにきりといふ也。されは、あまたをゆひあはせずともちつかともいひつへし。和語抄云、にしききのかすはちつかになりぬらんいつかみたちのうちは見るへき。今云、これは今の歌同心也。詞をいひたかへたる也。匡房卿歌云、おもひかねけふたてをむるにしきゝのちつかもまたてあふよしもかな。又、千束すきてもなをたつるよしをよめり。藤永實歌云、いたつらにちつか朽ぬるにしきゝの猶こりすまにおもひたつかな。一には、にしきゝといふは灰の木也。ものゝ

いろ／＼にあふゆへに、その木をはひにやきてさせはいふなり。東國の紺布のいろの光めてたきは、その灰の木をさすなり。やかてそのはひの木をにしききと申なり。その木をえりてたつれば、にしき、のちつかとは云也。ものいろにあふゆへにはひて、とくあふへきしるしに、けさうふみにもちゐてかどにはたつるなり。されは、にしき、またらにいろとるといふ事は、た、にしき、といふにつきていふなるへし。さるあらしきふるまひにて、千束までいろとりてたてんこともいか、こそおほゆる。此義あしくも侍らす。奥義抄云、はひの木にて、にしき、のいとをもそむればにしき、といふ。又たき、をいろとれるなり。されは、ちつかとも云ともあれど、千束にまで色とらん事いか。又能因か歌に、錦木はたてなからこそくちにけれけふのほそぬのむねあはしとや。是はいろとりたる木ともおもひてん。私云、此歌にもた、にしき、といふはかりなり、いろとりたるとも見へす。無名抄云、陸奥におとこ女をよはらんとおもふとき消息をはやらて、薪をこりて日ごとに一束その女の家の門にたつるを、あはんとおもふおとこのたつる木をはほととりいれつれば、其後は木をはたて、ひとへにいひよりてしたしくなりぬ。あはしとおもふ男のたつる木をは、いかもとりいれぬは、千束をかきりにして三年たつるなり。それに猶とりいれぬは、おもひたへてのきぬ。此木をにしき、といふ事は、こまほこのさほのやうに、またらにいろとりてたつればいふなりとそ、しりたりとおほしき人は申せど、實にはさもせぬとかや。にしき、といふにつきていへるにや。私云、此義いか、ときこゆ。はしめには薪をこり

て日ごとに一束たつといひ、後には、またらにいろとりたればにしき、といふといへり。いろとる義にてはたき、一束といふへからす、た、木一束といは、いろとる義あるへからす、おほつかなし。ひとかたにいひとをすへし。結に、實にはさもせぬとかや、にしき、といふにつきていへるにやとあるは、あしからす。又云、あらてくむかどにたてたるにしき、はとらすはとらすわれやくるしき。あらてくむといふは、山かつのいやしきやとのめくりにかきをして、みつくみにしるはわらはくにて、そのかきをしめたるをいふ也。私云、ふるき文どもには千束たつとあれど、日ごとに三年たつともいはず。文をやる事はいくたひとまなければ、三年までならずとも千束たつる事もあらん。又このにしき木の歌を、にしきと書たる本あり。それはにしき、といふ同事か、きとこと同音なればかよひてかけるなるへし。たどひ彼所の詞なるにても同事と心うへし。かのえひすは、女はらみぬれば、をんなこならはわかめにせん、をのこ、もたるものはわかよめにせん。をのこならはわかむこにせんなど、やくそくしてその木をかどにたつる也。そのはらみたる時よりちきりてたつれば、にしき、といふなりともいへり。又五色木ともいふ。私云、このこきの事も、た、ことはにつきていへることなし。或はにしき、とは、にしきこり木といふへきを詞を略したるなりといふ人もあれど、これらはみなおしはかり事也。又能因歌枕に云、にしきとはたき、をこりて、あつまのえひすのけさうふみやるにつけて、よふ女のもとにやるなり云々。今案に、是も錦木をにしきとかきなしたるか。又にしき、は女のかたにたて、にしこ木

はたきゝをこりてけさうふみをつけて、よふ女のもとへやる木にや。又にしきゝにとりて、たゝ木はかりをはたてすして、はひの木にもふみをかきつけて女のかごにもたつるにや。それをもどりいれねは、たてなからくつといはんことたかふまし。うちまかせてはふみをつくるそいはれたる。申文をもうるはしきことには、木にはさみてこそはあけもしたつる事にてあれば、いはひてはひの木に文をつけてたてんことはいはれあるを、にしきゝたつといふ事をむねとして、文つくる事をいひのこしたるにや。又このやうにて、あるひはいひつたふへきゆかりもなきものは、門にふみをたて、いひかはすへきたよりあるなからひには、にしき木にふみをやる事もやあらん。おほつかなし。いかさまにもたきゝをこると書たれば、はひの木はかなへり。わさと、またらにいろとると云へからす。

袖中抄に、みちのくのおくのえひすは、男おんなをよはらんとする時ふみをやる事はなくて、一尺はかりなる木をまたらにいろとりて、その女の家のかごにたつると。又一には、にしきゝといふは灰の木なり。ものゝいろくにあふゆへに、その木をはひにやきてさせはいふなり。東國の紺布のいろの光めてたきは、そのはひの木をさす也。やかてそのはひの木をにしきゝと申なり。その木をえりてたつれば、にしきゝのちつかといふなりと。又薪をこりて、日ごとに一束その女の家のかごにたつると。又こまほこのさほのやうに、またらにいろとりてたつれはいふなり。又にしきゝの歌を、にしき木と書たる本もあると。にしきと、たきゝをこりてけさうふみやるにつけて、よふ女のもとにやるなり。又

はひの木にもふみをかきて、つけて女のかごにたつるにや。申文にもうるはしき事には、木にはさみてこそあけもしたつる事にてあれば、いはひてはひの木に文をつけてたてん事はいはれあるを、にしき木たつといふことをむねとして、文つくることをいひのこしたるにや。いかさまにもたきゝをこると書たれば、はひの木はかなへり。わさとまたらにいろとるといふへからすと、顯昭人々の説をあけていへり。然るにこのにしきゝの事は、いまの世よりは千年もさきの事にして、そのころは、おくのえひすのふみつくるすへもしらさりし世の事なりせば、いかてか、はひの木に文をつけ乙女の家門にたつる事はあるへきや。これ都の人の遠ふきひなの國の風俗をもしらさりしなれば、おしはかりし説のみをほかりしなり。顯昭は後鳥羽帝の御宇のころの人にして、今の世よりは六百年もさきの人なりしなれば、そのころとても、しつのおのこの文つくる事をしらさりしなり。ましてちとせもさきの事なるをや。されは、尺餘なるの木をまたらに色とりてたつるといふは本説にして、うつくしくいろとりてたてし事なるへし。五色木ともいふといへるなれば、またらにいろとりしなるへし。かならずしも、はひの木に文をつけてたつといふ事はあるへからさりしなり。又こまほこのさほのやうにまたらにいろとりたつれば、にしきゝといふとなりといへるは、實には左もせぬといへる如くおかしき説なりき。又薪をこりて、日毎に一束女のいゑの門にたつといふ事はあるへからさりしなり。日ごとに女の取りすつる事もやあるならば、たつる事もあるらんか。日々三とせをもたつるならば千束にもなるへけれとも、左は

あるへくも思はれさりしなり。三年錦木を立るといふよりして、たゞ大數をあけて千つかといふなるへし。【文書之習若過若減皆存大數之義也云々】實に千束をたつと思ふへからず。なれども、ちとせもさきのむかしの事にして人もすなほなりせば、虎と見て石にたつ矢もあるなれば、思ひこみし事ならば、千束までいろどり立し事もあるらん。【前漢李廣出獵見草中石以爲虎而射之中石沒矢視之石也他日射終不能入云々。又楚熊渠子夜見寢石以爲伏虎射之沒金飲羽下視之其石也復射矢摧無迹渠而見其誠心則金石爲之亦穿而況於人乎云々。古歌に、虎と見て石に立矢もあるものをなと我戀の通ふらさるへき、云々。】いまの世の人ならば、も、夜なりともおほつかなき事なりき。又かのえひすは女はらみぬれば、をんなこならはわか女にせん、おのこもたるものはわかよめにせん、をのこならば我むこにせんなど、やくそくしてその木をかごにたつる也。そのはらみたる時よりちきりてたつれば、にしこきとはいふなりともいへりと書けり。女はらみたるの時よりわかよめにせん、むこにせんなど、約束してにしき、をかごにたてちきりし事ならば、女いなみてにしき、を取り捨し事もあるまし。まして千束たてぬる事は、猶あるましき事になん思はれしなり。はらみたる時よりちきり置き、その木を門に立ると云事はあるましきなり。まのあたり見ぬ事は大にたかへるの事あるなれば、まして都人の、あまさかるひなの事をしるへきにもあらされは、おしはかりし説もまゝありしなり。この錦木細布の事東國名勝志といへる繪本に、錦木塚は安佐蟲、小湊の間にあり。にしき、の里こゝなり。それ

より狩場澤馬門を過てけふの里なりと書けり。又東國旅行談といへる小冊にも、津輕青森より四里半武藏の方、安佐蟲宿といふ所にしき、塚といふあり。此邊すへて布を織、絹紬を織て商ふ。近世色々うつくしきしま織などあり。いづれも巾五六寸、長五尺はかりあり。是細布なり。安佐蟲宿より二里、小湊宿にけふの里ありと書けり。これ大なるいつはりなり。狹の里錦木塚は、前に錦木の由來にいへる如く狹郡けふの里にあり。いまは鹿角郡といへるなり。安佐蟲小湊は津輕にして、鹿角郡より丑寅の方野邊地馬門の方にして南部津輕の境なり。けふの郡よりは三四十里もへたゝりし也。右の繪本、旅行談の兩書は、寶曆天明の比の板本にして近きころの本なりしなれど、まのあたり見すしてつたへき、を書けるにや。大にたかへるの事のみなり。【風俗通、故傳聞不_レ如_二親見_一見_レ之人斯爲_レ審矣云々又大約目所未見語多_二矛盾_一以傳_レ訛云々】仙臺多賀の門碑を坪の石ふみと心得しものもあるなれば、まして小冊の誤りむへなりき。壺のいしふみの事顯昭か袖中抄に、石文とは陸奥のおくにつほの石ふみとあり。日本のはてといへり。但田村將軍征夷の時、弓のはすにて石の面に日本の中央のよしを書付たれば、いし文といふといへり。新選歌枕に信家侍從の申しは、石面長_サ四五丈斗なるに文をゑり附たり、その石をつほさいふと以上袖中抄土人の云、南郡北郡野邊地と七戸の間に坪村石文村坪川あり。むかし石文は坪川のきしに在りしを、いつの比にかありけんその郷の主の感する事ありて、此碑を山の中へ引て埋て、その上に祠を立て石文明神と祭たり。石甚た重かりし故に、千引の石とも云しとなりと。石碑

の事赤水先生の東奥紀行にあり。六百番歌合顯昭か歌に、思ひこそ千島の奥を隔てねとえそかよはさぬつほの石文。【碑方者謂之牌圓者謂之礪又特立者謂礪云々】野田の玉川も、南部閉伊郡野田村に玉川といふあり。能因の歌に、夕されは汝風こしてみちのくの野田の玉川千鳥鳴くなりといへる歌も、この野田の玉川にて詠しぬるのよしなれと、いまは玉川も仙臺のやうおもはれしなり。末の松山も仙臺と心得しものもあり。能因か、にしききは立なからこそ朽にけれけふのほそぬのむねあはしとやと詠しぬるは、能因みちのくへ下向のころ、けふの里をもたつねたるへし。こはその時の歌なるへしと思はるゝなり。野田の玉川の詠歌もそのせつなるへし。

細布

狭の細布は古川の里兵の丞といへるものゝ家にて織れる、機はりせはき布にして、巾五六寸もあるへく青苧の麻のあらき布なりき。この布を織なせるのせつは不淨を忌む事にしなれば、織ぬるの女の小用なりとも、はたより下りぬれば穢れぬるとて、その日は織らざりしとなり。かく潔齋にしておりなせるの布なればにや、安産の守ともなりぬれば産室の綱にも用ひぬ。又、すこしなりとも着帯に添ぬれば安産なりとなり。いにしへは貢物と成せしよしなれと、いつの比よりか貢のたへぬるか、いまはなし。然はあれど御代替りのせつ國巡りの御方へは、にしきゝの由來なりければこの細布をも奉りしなり。

千とせあまりをも経ぬるむかしの事なりしなれと、いまに絶さるの事の奇特にそありける。この布は、たはりのせはくて、さなから身をもかくさぬせはぬのなれば、むねあひかたき戀ともよみ恨みにもよせあはぬを種としよめるなり。能因の歌に、にしきゝはたてなからこそ朽にけれけふの細布胸あはしとやと詠せしも、實に理にこそきこへけれ。新拾遺伏見院の御製に、

夜とともにむねあひかたき我戀のたくひもつらきけふの細布。

又歌枕名寄に藤原仲實の歌

石文やけふの細布はつゝに相見ても猶あかぬけさかな。

又堀河院百首大江匡房の歌

しつはたにおるてふけふのせは布は常にもあはぬむねそくるしき。

錦木細布を詠しぬるの歌も多くありしなり。むかし芦田原町といへる町のありて、細布を持行き賣たりし町のよし。今に、けふの里の近き邊りにその舊跡のありしなり。にしきゝ、ほそぬの事はふるき由來なりけれど、知る人の稀なりし事こそうらめしけれ。又錦木の謠に、上略みちのくの、けの郡の名にしおふ細布のいろこそかはれ、錦木の千度百夜いたつらくやしきたのみなりけるそふしきにやな、これなる市人を見れば夫婦とおほしくて、女性の持玉ひたるは鳥の羽にて織たる布と見へたり、又男の持たるは美しくいろどりかさりたる木なり、いつれを見るもふしきなる賣物かな、中略これは細布とて、は

たはりせはき布なり、我持てるは錦木とて、色とりかされる木なり、いつれも當所の名物なり、中略此山
かけににしきゝ塚とて、これこそ三年まで錦木立たりし人の古墳なれ、とり置くにしきゝの數ともに塚
につき込めて、これをにしき墳と申、中略こなたへ入らせ玉へとて夫婦のものは先に立、かの旅人を伴ひ
つゝ、けふの細道分くらして錦木墳はいつくそ、中略秋寒けなる夕まくれ嵐木からし村時雨、露分かねて
あしひきの山のとかけも物さひて松挂に鳴く梟、蘭菊の花にかくるなる狐すむなる塚の草、紅葉は染て
にしき墳は、これそといひすてゝ夫婦は塚の内にそ入りにける、中略ふしきや、さもふる塚と見へつる
か、内はかかやく燈のかけあきらかなる人家の内に、はた物をたて錦木をつみてむかしをあらはすよそ
ほひなり、中略女は塚の内に居て秋のこゝろも細布の、はた物を立てはたおれは男はにしきゝとりもち
て、さしたる門をたゝけとも内よりこたふる事もなく、ひそかに音するものとははたの物音秋の蟲の
音中略さめなは錦木も細布も夢も破れて、松風さつゝたるあしたの原の野中の塚とそ成にけると、に
しきゝの謠にあり。今に雨のふり物憂き空のかなしきの折からは、塚の内より機織の音のきこへしと
いへるも、かの幽魂の消へやらぬをもふしきなれ。守れ塚幽魂は飛れ夜月一失れ屍愚魂は嘯れ秋風といへ
るなれば哀れなり。【李華詩、魂魄結兮天沈々鬼神聚兮雲霧々々々。○宮人斜葬宮人之處也長安舊墻
外長三里曰宮人斜風雨夜多聞歌哭聲云々後宮嬪妃叢家曰斜云々。風雨ノ夜歌哭ノ聲ヲ聞クト云へ
ルモ、カノ幽魂ノキエ失ヌラモアルナランカ。】この錦木の謠は、人皇六十二代村上天皇の御宇應和三

年八月廿日、【白虎通云、皇者何謂也亦號也皇君也美也大也天之惣美大稱也時質故惣之也號之爲皇
者煌々人莫違也煩一夫擾一士以勞天下不爲皇云々。】叡山の良源と南都の仲算と、清涼殿にお
ひて最勝王經を講するのみきり宗論ありしか、【良源村上帝康保三年八月天台座主六十五代花山院寛和
元年正月三日入滅號慈惠大師又元三大師云々。○神社考云、南京松室仲算者初不知何許人也空晴
法師過興福寺北門有兒年可六七歲時問之兒曰我無父母又無居住晴與俱還兒髮赤貞偉及長博學
内外所謂仲算也算後不知終云々仲算六十四代圓融院貞元二年入滅南都碩學也云々按云入滅又不
知終孰是哉。○金光明最勝王經十卷唐三藏沙門義淨奉制譯云々。義淨三藏所譯經第七大辨財天女
品云、爾時辨財天女於大衆中即從座起頂禮佛足白佛言世尊若有法師說是金光明最勝王經一者
我當益其智慧具足莊嚴言說之辨所有患苦盡消除解脫貧窮言說之辨四方星辰及日月威神擁護得
延年云々。○公事根源云、最勝王經、是ハ大極殿ニテ八日ヨリ十四日迄七ケ日ノ間最勝王經ヲ講セラレ
テ、朝家ヲ祈申侍ナリ。此經取分テ國家ヲ護持スル功能ノアルニヨリテ、荒玉ノ年ノ始ニハ先講セラル
、ニヤ。天平元年十月大極殿ニテ講セラル、。又文武天皇九年五月ニ始テ金光明經ヲ宮中、並ヒニ諸
司ニテ講セラル。是ナン始トハ可申歟ト云々。○義淨奉制譯云、國師論師三藏尊者共西域之稱也國師三
藏皆美稱也經律論通スルヲ以三藏ト稱シ論難徵詰凡及聖ニ通シ乃至論ヲ作ヲ論師ト云ヒ國舉テ歸依ス
ルヲ以テ國師ノ號ヲ立ツト云々。尊者梵云阿利夷華言尊者謂德行智具可尊者之者也。○釋氏要

覽云、沙門出家之都名也梵云沙迦彌曩唐云勤息謂此人勤修善法息諸惡云々又云沙門那或云桑門又沙門梵地婆訶羅唐言日照云々又云善覺又云離諸纏聚故名沙門云々。】その事に依て、仲算等同列の僧三人佐渡の國へ配流なりしか、三年の後勅免にて歸洛せしか參内の時、島中にありて何事をか仕り、何れの工夫ありやと勅定ありしかは三人ともに、謠物を作り是を舞遊ひ候得し勅答しけるに、その謠舞の形を觀覽に備ふへしとの仰あれば、三僧ともに立て謠ひ舞ひければ觀感ありて、その謠物の文讀を書記し奉るへしとの御詔にて、是を書寫し奉る。その數十章ありける。【配流或流刑流罪或左遷左遷左手足不_レ如_レ右強_レ尊_レ右而卑_レ左故謂_レ貶_レ秩爲_レ左遷也左遷貶下也又左官人道尙_レ右舍_レ天子而仕_レ諸侯故曰_レ左官今降_レ秩者亦謂_レ之左遷或謂_レ左授又人道尙_レ右以_レ右爲_レ尊故非正之術曰_レ左道謫官曰_レ左遷又手足便_レ右以_レ左爲_レ僻故凡幽猥皆曰_レ僻左云々。○流遣而遠去如_レ水之流云々。○職原抄云、左遷有_レ罪言_レ解_レ高官降_レ中下官也本朝例孝謙帝天平寶字元年七月二日右大臣藤原豐成被_レ左遷太宰權宰_レ矣六十年代醍醐帝昌泰四年二月二十九日右大臣菅原道真同前也六十三代冷泉院安和二年三月二十六日左大臣高明又同前六十六代一條院長德二年四月二十四日內大臣伊周亦然也云々。○勅天子制書曰勅製也帝王制度之命也詔照也帝王詔告之命也又璽書詔書也御印曰璽璽印也信也古者尊卑共_レ之秦漢以來唯至尊以爲_レ信云々詔者李斯曰議命云詔或言_レ制命也勅者漢世帝王命令曰勅也歷代因_レ之云々。○禁秘抄云、勅書書_レ黃紙自_レ唐太宗貞觀_レ始_レ之上卿奏_レ之主上書_レ日凡詔書勅書勅府以上書_レ日云々。

宣命

天皇_我詔_{止長久}故征夷大將軍右大臣源家綱朝臣_詔勅命_平開食_止宣通_{文武之道}見_仁

義之源_一海內清平_爾萬國安靜_{多利}須聞_疾疾病難治_久性命有疆_早早_久薨_仍仍_崇崇_號號_忽忽_感感

忠功_多故是以大政大臣正一位_上賜_{天皇}勅命_{開食}宣

延寶八年五月廿一日(コノ字勅字)

御印

○日本釋名云、詔ハ天子ノヲホセヲ云、ミコトハ御言ナリ、ノリハツクル意、宣ノ字ヲモノルトヨム、ノタマフナリト云々。】一芭蕉ニ東北ニ源氏供養四錦木五何々といへる、十六章の内なりといへり。いまの能の事なりとなり。しかるにその世の錦木といへる謠本に、錦木は立なからこそくちにけれけふの細布むねあはしとやといへる、能因の歌あり。能因は後朱雀帝の御宇の比の人にして、村上帝よりは七八代も後の御宇の比なれば、いま世にある錦木の謠は後人の作なるや。【能因長門守永愷號古曾部入道橋忠望孫肥後守元愷子也後朱雀院後冷泉院比之人也。羅山文集云、能因法師者左大臣橋諸兄十代之孫也本名永愷父曰肥後守元愷永愷補文章生號肥後進士後遣世改名能因號古曾部入道善和歌此道昔無師弟至能因初以長能爲師果然否嘗有秋風白川關之詞世以爲美談兵部大輔大江公資五條東洞院宅庭有大櫻樹每年能因自古曾部入洛往玩其花亦依人而其名彌顯後冷泉院永承四年禁裏歌合時能因獻和歌有三室山楓龍田川錦之句不又榮乎其餘詠歌繁多不可枚舉

也攝州高槻邊有_二其舊蹤_一今略書其姓名以傳于後世云々。白河の歌 都をはかすみごともに出しかと
 秋風を吹白川の關。又三室山の歌 嵐ふく三室の山の紅葉はは立田の河のにしきなりけり云々。○
 袋双昏、和歌ハ昔ヨリ無師而能因始テ長能ヲ爲師。當時肥後ノ進士トイヒケル時、モノヘ行クアヒタ
 於_二長能宅前_一テ車ノ輪損シヌ。依テ車ヲ取ニ遣ノ間ニ、カノ家ニテ初メテ面會ス。雖_レ有_二參仕ノ志_一自
 然ニ過之間、幸有_二如_レ此事_一其由ヲ談シテ相互ニ契約ス。能因カ云、和歌ハ何様ニ可_レ讀哉。長能ノ云ク、
 山フカミオチテツモレルモミチハノカハケルウヘニシクレフルラシ、如_レ此可_レ詠云々。自_レ此爲_レ師。件
 ノ歌ハ嘉言ノ歌也云々。又能因法師兼房ノ車ノ後ニ乘テ行ニ、二條東洞院ニテ俄ニ下テ數町步行セリ。
 兼房驚テ問之。能因答云、伊勢御ノ家跡ナリ。彼ノ御前裁ノ結ヒ松イマニ侍リ、イカテカノリナカラ
 可_レ過_レ之哉ト云々。又能因雨乞ノ歌 あまのかはなはしろ水にせきくたせ天くたります神ならば神。
 是實國朝臣爲_二伊豫守_一下向之時數月不_二雨降_一民歎思之時守相_三語能因_二云詠_レ歌可_レ祈_三請_二三島明神_一云々于
 時所_レ詠歌仍大雨下三日三夜不止云々。又云ク、人々大原ナル所ニ遊ニ行ニ、各騎_レ馬而俊頼朝臣カ俄ニ
 下馬ス。人々驚テ問_レ之。答云、此處ハ良邏カ舊房ナリ、イカテカ不_二下馬_一哉。人々感歎シテ皆以テ下
 馬スト云々。是能因之先蹤歟云々。又竹田大夫國行ト云者陸奥ニ下向之時、白川ノ關過ル日ハ殊ニ裝束
 ヒキツクロヒムカフト云々。人間云何等ノ故哉。答云、古曾部ノ入道ノ、秋風ソフク白河ノ關ト讀_レタ
 ル所ヲハ裝形ニテハ過ント云々。○白衣祝髮在_レ家者本邦謂_二之入道_一也云々。】

顯昭袖中抄

けふのほそぬの

みちのくのけふの細布ほとせはみむねあひかたきこひもするかな。

顯昭云、けふのほそぬのとは、みちのおくにいてくるせはきぬのなり。せはければ狭布とかきて、やか
 て聲にけふとよみて、訓にほそぬのとよむなり。その聲訓をあはせて、けふのほそぬのといふ也。され
 は、むねあはぬよしをよむ也。やかて、けふのせはぬのとよめり。いしふみやけふのせはぬのはつゝ
 にあひみても猶あかぬけさ哉。うのはなのさけるかきねはおとめこかたかためさらすけふのぬのをも。
 綺語抄には、みちのくのみつき物にこて、はたはりせはくて、いやしきぬのありといへり。無名抄云、こ
 のけふのほそぬのといふは、みちのおくに鳥の毛してをりける布なり。おほからぬ物にてをる布なれ
 は、はたはりもせはく、ひろもみちかければ、上にきることなく小袖などのやうに下にきる也。さ
 れは、せなかはかりをかくして、むねまてはかゝらぬよしをよむなり。奥儀抄云、けふの細布とは、みち
 の國のけふ郡よりいてくる布也、はたはりせはき布なればむねあはすと云なり。私云、どりの毛して
 をるらん事もや侍らん。或物にかきて侍れば、件の布は兎毛をものゝふたにいれて、尻にはそき穴をあ
 けてそれより芋をとおしてひきいたせは、それにかの毛のつきていつるを、ひねりつけてをる布なり。
 うるさくわつらはしきものなれば、せはくほそきなり。たてにはれいのを、して、うの毛をはぬきにす
 るよし侍き。武則真人歌云、しつのためにしつはたぬのゝぬきにうつうの毛のぬのゝほとせはさよ。

此歌も定説知りかたし。かゝる事は、その義いはんとて思人のよむ事もあるなり。【無名抄左京大夫從四位上源俊賴作也。○奥義抄皇太后宮大進正四位下長門守藤原清輔作袋双昏同作也八十代高倉院治承元年六月二十日卒左京大夫藤顯輔子也顯昭法師兄也云々。○武則從五位下鎮守府將軍出羽國山北夷長也鎮守府一國之將軍稱於居所也人皇四十七代廢帝天平寶字五閏十二月以從五位上田中朝臣多太鷹爲陸奥守兼鎮守府副將軍同九年爲鎮守府將軍至此有鎮守名未置府之名其後及五十四代仁明天皇承和九年九月始陸奥國置鎮守府此其始也云々奥州國司清原武則至其子武衡家衡謀反源義家平之七十三代堀河院寛治五年十一月奥州悉平也云々。】又けふの細布とは、みちのくのけふの郡よりいてくる布と奥義抄に侍、是ふるき義也。みちのくの郡どもの中に、けふといふ郡なし。とふのすかこもをも、とふの郡にあるこもといへり。それもさる郡なし。しのふもちすりのみそ、しのふの郡はたしかに侍。かゝる義いはんには郡といはて、たゝえひすかすみかに、けふといふ所ありと云へき。能因法師ふたゝひ奥州へくたり、又出羽へもまかれるよし見へたるに、錦木、けふのほそぬのをよみたれば、そのありやうはしくきゝわたり侍けん。されど、けふのほそぬの事くはしくしるしおかねは、人々ごかく申にこそ。

袖中抄に、みちのくのみつき物とて、はたはりせはくて、いやしきぬのありと。又けふのほそぬのといふは、みちのおくに鳥の毛しておりける布なり。おほからぬ物にてをる布なれば、はたはりもせはく、ひろもみちかければ、上にきる事はなくて小袖などのやうに下にきるなり。されは、せなかはかりをかくして、むねまでかゝらぬよしをよむなりと。又けふのほそぬのとは、みちの國のけふの郡よりいてくるなり。はたはりせはき布なれば、むねあはずとはいふなりと、顯昭人々の説をあけてかくいへり。また顯昭か云、とりの毛をしてをらん事もや侍らん。件の布は、兎毛をものゝふたにに入れて、尻にほそき穴をあけて、それより芋をとおふしてひきいたせは、それにかの毛のつきていつるを、ひねりつけてをる布なり。うるさくわつらはしきものなれば、せはくほそきなり。たてにはれいのをゝして、うの毛をはぬきにするよし侍りきと。又けふのほそぬのとは、みちのくのけふの郡よりいてくる布と奥義抄に侍、是ふるき義なり。みちのくの郡どもの中に、けふと云郡なし。とふのすかこをも、とふの郡にある菰といへり。それもさる郡なし。しのふもちすりのみそ、しのふの郡はたしかに侍る。かかる義いはんには郡といはて、たゝえひすかすみかに、けふといふ所ありと云へきと書けり。顯昭かいへる如く、けふの郡も、とふの郡といふもいまはなし。なれども、けふの郡は前にいふ如く、いまは鹿角郡といへるなり。奥義抄にけふの郡よりいてくる布と書たるは、いにしへはけふの郡といふ事を、たしかに清輔卿の知りたるか故にかきしなるへし。とふの郡も又名のかはりたるや。いにしへあつていまはななく、また名の替り、或は文字の書かはりたる國郡もをゝかるへし。日本紀齊明帝四年の紀に、鱒田、淳代二郡の蝦夷、又定淳代津輕の二郡とあり。みちのくに淳代郡と云郡なし。鱒田郡といへるは、いま出

羽の秋田郡をいへるか。齊明の朝には奥羽一國なりしよし。その後、元明帝の朝和銅五年に出羽十二郡を分け置くといへり。みちのくにの郡のみならず、もろくの國にむかし有て今はなく、又名のかはり文字の替りたる國郡あけてかそへかたし。伊豫國新居郡はむかし神野郡といふしか、嵯峨天皇の御諱神野と奉稱のゆへに荒居と名の替りしとなり。又けふの郡も、三つの川の流れ鹿の角によくにたるかゆへに、鹿角郡とは名附しといへるも同じ事なりき。又河内國更荒郡、いまは右の文字の郡なし。いまの讚良郡は更荒郡にして文字の書替りたるなるへし。又長門國をいにしへは穴戸の國と云、備の三州を吉備の國と云、肥後を火の國、讚岐を讚吉と書けり。名のかはり、文字の書替りたる國郡もをほかりしなり。【後嵯峨帝ノ御諱ヲ國仁ト奉レ稱シヨリ、儒書ニテモ國人ヲクニタミトヨミ侍ルト云々。】みちのくの郡ともの中にけふといふ郡なしと書けるは、顯昭師いにしへの名をしらさりしか、清輔卿のけふの郡とかかれたるは、拔群の事にして博識の規模なるへし。又かの細布は鳥の毛をしてをり、又は兔毛をしてをりしぬのなれば、うるさくわつらはしければ、はもせはく、たけもみちかすと。又縁起にも、いろくの鳥の毛をましへて毛布を織はしむとあり。なれども、いまはたへてけふの郡に毛布をおりし事なし。たゞ青苧の、ははせまきあらしき布のみなり。いにしへは、いろいろの鳥の毛をましへうつくしく織、又はもせはくといとめつらしきぬのなれば貢物になしたるか、縁起に毛布細布三百反奉りしとあり。狹の郡といへるよりして鳥の毛をましへ毛布を織はしめ、狹布といふゆへに、毛ぬのはも

せはくおり細布といひけるにや。けふの細布は毛布と書てけふとよみしなり。いま鳥の毛をましへ織たる布にあらされども、けふのほそぬのといひしなり。ちとせもさきの事なりせば、いふかしき事もをかりしなり。いま東都に鳥の毛をして織たるものまゝあり、いつれの所より出るものともしらしりしなり。仙臺よりも出るともいへり。予、しろき鳥のうふ毛をましへて織たるもの、被布と云ふものをもらひしか、あたらしきものにもあさりしものなる故か毛のぬけちりし故に、外へゆつりしなり。顯昭かいへる、尻に細き穴をあけそれより苧をとをしひきいたせば、それにかの毛のつきていつるをひねりつけて織る布にして、うるさくわつらはしきものといへる様なるの品にもあさりしなり。いろくの鳥の毛をましへうつくしく織たる布といへるは、いかなるものならんか。

月山

月山は、狹の里より一里あまり西の方の山にして、神さひたるの社なり。けふの里の氏神にして、月山大權現と稱せしなり。祭神月讀尊。又大物忌命。別當は廣増寺といへる眞言宗の寺なり。寺産十。祭禮は六月十三日にして隔年なり。むかし人皇五十代桓武天皇の御宇田村將軍東夷征伐の節、奥州に七つの月山を建立せしもの一つなりといへり。【職原抄、別當寺務檢校別當座主長者此五職者皆一寺統領也雖名異其職一也寺務取三行一寺政務一也檢校點檢大法會之事一也金剛峯寺曰高野山一山貫主曰檢校一又於禁中御佛事

時令中納言參議等奉行法事。是曰俗檢校。當時稱警者上臈。曰檢校。又點檢衆警之義也。別當諸大寺各以別當爲長官。以三綱爲次官。比叡山曰山門。一山貫首曰座首。職掌同。別當。東寺貫主曰長者。職掌同。座主也。又別當政所統領也。同院大別當。名家并源平兩家諸大夫有三年勞。輩等任之。建久二年大江廣元爲右大將家政所別當。是也。云々。政所者奉一行政務所也。禁裏曰太政官。院中曰院廳。親王執柄大臣家曰政所。雖異其名。其義一也。後鳥羽院建久二年正月大納言兼右近衛大將源賴朝公於鎌倉立政所。行天下政務。是政所一證也。云々。○眞言俱舍成實律以上三家小乘法相三論華嚴眞言天台以上五家大乘先八宗禪宗加九宗淨土宗加爲十宗。云々。千有餘年の星霜を經し事なれば古杉樹の鬱々として、月の山に神さひ立てさかへたる千代をふる木のとしのしらなく、といへるの有様にて實に神さひて、千とせをもふりぬ杉の木立の神山にして、遠くよりひいて見へしなり。月山ノ道山谷ノ間ニ荒澤稻荷ノ社アリ社領三石。又不動ノ尊モ安置セリ。山の中腹に拜殿あり。風雅集公蔭の歌に、年ふかき杉の梢も神さひてこくらき杜は宮居なりけり、と詠せられし歌のあり。姿もけにむへなりき。かく杉の木立のくらかかりし幽谷を、流れ下れる水聲の山にひよきて、誠にさひしかりし神山なり。山の絶頂は奥の院にして小祠あり。これにのほれば四方の山々眼の下に見るなり。高山なりければ、雨のふらんとするのせつは月山に雲覆ふなり。故に里人、雨のふるべきのこをしれり。廬山記に、天將に雨ふらんとするの時は白雲ありて、峯巖にかんむりし或は中嶺にわたる。これを山帶といふ。三日を過すしてかならず雨降るといへり。故に風吹山帶遙知

雨と唐詩にもいへりとなり。廬山天將雨則有白雲。或冠峯巖。或亘中嶺。俗謂之三帶。云々。廬山記、匡裕先生殷周之際受道於仙人。即巖成館人稱神仙之廬。因名廬山。云々。潯陽記、山高三千三百六十丈。周二百五十里。其山九疊川又九派。郡國志、疊嶂九層包藏仙跡。云々。廬山惠遠傳、此山儀形九疊峻聳天絶而所居盡林壑之美。背負鑪峯。旁帶瀑布。清流環階。白雲生棟。云々。五雜俎、匡續字孝周。武王時人。廬於潯陽山中。後威烈王以安車迎續。續仙去。惟廬存。故命其山爲廬山。亦曰匡山。云々。又、峴陽峯雨ふらんとすれば、雲その上に起りてきぬかさを張かことしと。ゆへに里諺に、峴山張蓋雨滂沱たりともいへること也。【峴山去襄陽十里。晋羊祜有惠襄陽。百姓於祜平生遊憩之所。建碑立廟。歲時享祠。望其碑者莫不流淚。杜預名曰墮淚碑。云々。嶺少高曰峴。云々。○滂沱盛貌。詩小雅。漸々之石有冢。白駒丞涉波矣。月離于畢。俾滂沱矣。朱註。豕涉波。月離畢。將雨之驗也。云々。】吾朝富士淺間も猶しかり。【富士駿河國富士郡。富士山緣起云、孝安天皇九十二年六月富士山涌出初雲霞飛來如穀聚。無嶮岨。後頂上五盤石出其下跡。作溪。豁取郡名而曰富士山。形似合蓮花。絶頂八葉層々。到第八層。中央有大窪。窪底湛池。水色如藍。染物飲之味甘。酸治諸疾。池傍小穴形似初月。穴中或燃出黑煙。雨土砂。或白雲金光映徹。現鬼神形。赤黑色。云々。又曰山有神名淺間大神。此山高極。雲表不知幾丈。頂上有平地。廣一里許。其頂中央窪下。體如炊甑。々々。底有神池。々々。中有大石。體驚奇。宛如蹲虎。云々。東鑑、建仁三年六月三日將軍賴經渡御于駿河國富士狩倉。彼山麓有大谷。號之人穴。爲令究見其所。被入仁田四郎忠常主從六

人忠常賜御劍重入人穴明日已刻忠常出人穴歸參往還經一日一夜也此洞狹兮不能廻踵不意進行又暗兮令痛心神主從各取松明一路次始中終水流浸足蝙蝠遮飛于顔不知幾千萬其先途大河也逆浪漲流失據于欲渡只迷惑之外無他爰當火光河向見奇怪之間郎從四人忽死亡而忠常依彼靈之訓投入恩賜御劍於件河全命歸參云々古老云是淺間大菩薩御在所往昔以降敢不得見其所云々今次第尤可恐乎云々。○竹生島者在江州湖中其巖石多水精寶珠本朝五奇異之其一也傳言孝靈天皇四年江州地拆湖水始湛駿州富士山忽出焉景行天皇十年湖中竹生島初涌出云々。右神社考按富士山緣起云人皇六代孝安天皇九十二年六月富士山涌出矣又七代孝靈天皇四年江州地拆湖水始湛駿州富士山忽出焉按從孝安帝九十二年至孝靈帝四年凡十五年也又或書孝靈帝五年近江國地拆湖水湛駿河國富士山初出矣云々孝安一又云孝靈或四年或五年不知孰是也又富士山取郡名而曰富士山然而成務天皇五年始開國郡別封境置國造云成務帝人皇十三代而從孝靈帝七代後之帝也從孝靈帝四年至成務帝五年凡年數四百十九年也故孝靈帝之時未有郡名也取郡名而名富士者不審。月山の前なる山を米山といふ。この山へつゝきてひろき野あり、萬畝の平と云方言ニ平カナル野廣くして、萬人の畝もて耕すへきやうなるの廣き野なるかゆへに、萬畝の平とはいへるとなり。米山といへるも右の縁あるの名なるか。この山の麓を流るゝの川を前川と云。流れ山へ激して數十丈、赤く山の崩れて赤壁となれり、是を赤剝といへり。赤壁、赤霞、赤城などいへる如きにや。【楚有赤壁、越有赤城、

蜀有赤岸塞外有燕支山或臙脂燕支胡地山名生草可作臙脂云々妲己採燕地紅花一作脂以澤面又用鉛粉爲飾此紅白粉之始也云々日本紀持統天皇六年賜沙門觀成絶十五匹綿三十屯布五十端美其所造鉛粉云々。○赤壁在鄂蒲圻縣西北百二十里是江夏之赤壁即周瑜焚曹公船處也江漢間言赤壁者五漢陽漢川黃州嘉魚江夏也東坡赤壁賦乃黃州之赤壁也云々赤城有一在平涼府崇信縣一在萬全都司城北云々孔靈符會稽記赤城山色赤狀似雲霞今在天台縣北六里云々又名燒山云々文選天台賦赤城如霞起以建標云々赤城山天台南門也云々唐天台山之青龍寺准天竺靈鷲山比叡山亦准青龍寺云々天台山在天台州天台縣上應三台星故名云々。唐ノ天台山ハ天ノ三台星ノ分野ニ當ル故ニ天台山ト云々天台山ハ在會稽ノ東南云々五雜俎閩中郡北蓮花峯下有小阜段紅俗謂之臙脂山相傳閩越王女棄脂木處也云々。○萬葉集赤人富士山歌不盡嶺爾零置雪者六月十五日消者其夜布里家利云々。富士山は扶桑第一の山にして四時ともに雪あり、六月十五日に一日きへその夜すくにふるといへり。伊勢物語に、富士の山を見れば、五月のつこもりに雪いとしろふれり。時しらぬ山は富士のねいつとてかかのこまたらに雪のふるらん云々。○淺間山信濃國伊奈郡。伊勢物語に、しなのなるあさまのたけに立煙をちこち人のみやとはかめぬ。けふそらの曇りてあめのふりぬへきやうなれど、その夜、赤はけの河水の音遠く聞へぬれば、明る日の快晴とはなれり。又南の方古川といへる流水のおとのきこへければ、來日にはかならず雨ふれり。ゆへに兩川の音によりて、あくる日の天氣のよしあしをしりしなり。

東都にても、品川の沖の音のきこへぬれば南風とはなれり。ためしぬれば何事もしるしのありしなり。かの山帯を吹て雨を知るのいゝならずや。

古館

狭の里より十五六町ほど北に古館と云古城跡あり。東北は山向の谷にして西南は平地なり。西の麓を西町と云ひ、南の麓には志留毛川と云へる小川あり。山上は平地にして今は畠とはなりぬ、なれども溝壘のかたち猶残りてそありける。【溝水瀆壘軍壁也。】そのかたはらなる荆棘の中に古井の埋りてあるなれど、水の涌てなけれ出るありて、いかなる早魃の年にも水の涸るゝ事なし。すへて山をかたどりて築きたるの城は、井を深ふせされは水を闕事なりしか、此古館は山上に水あり、東北は谷なり、南は川ありて堀をふかふすへく、西は平地にして水田なれば要害の能き館の跡ともいふへかりしなり。【要害嶮岨之處在レ我爲レ要在レ敵爲レ害云々。】すへて此郷に古館と稱するの所數多あり、往古はいづれも郷士の居館たりしとなり。この古館はむかし毛馬内氏某の居館なりしか、所替せし後は廢館とはなりぬ。されはその邊りなる古塚の類ひも、さしふるにしたかひてあとかたもなくしなり。樂天か詩に、古墓何代人不知三姓與レ名化爲三路傍土二年々春草生と。又古詩に、古墓羣爲田松柏摧爲薪といへり。いまは犁れて畠となりぬれば松柏のかけもなく、野邊見ればむかしの人は誰ならんその名もしらす苔の下

哉と、又、はるくのはなはちるども咲ぬへし又あひかたき人のよそうきといへる歌の心にて、いと哀れ也。たゞかはらぬものとは年々春草生といへる如く、草の色のみかはらさりしなり。

梓弓春の雨とてふるたては草の色のみかはらさりけれ

爲 憲。

いにしへの屋形のしるしにや、いまもはたけをたかやせしもの、古佛、銅器の類ひを堀出せし事まゝありしなり。寛政のころ、毛布の里下小路と云所の市人何かしなるもの、麴室を造れるの節土中より瓶をほり出せしか、古錢數百千錢のありて朽もせずして青くさひたるのみなりといへり。【本草約言、酒麴味辛性大溫能驅冷氣尤消宿食健脾之藥也陳久者良炒令香用云々。】予か古郷の何かしといへる醫師、その古錢數十錢を予に與へり。世にをほくあるの古錢なり、いまに所持せり。【古錢日本紀云、人皇四十代天武天皇十一年十一月儲用錢一萬斤送於周芳國摠分所同十二年四月自今以後必用銅錢莫用銀錢又四十一代持統天皇八年三月二日以直廣肆大宅朝臣麻呂勤大貳臺忌寸八島黃書連本實等拜鑄錢司云々又四十三代元明天皇即位始鑄銅錢故改元而云和銅云々四十四代元正天皇養老年中止之云々。續日本紀、四十六代孝謙天皇天平寶字三年三月勅錢爲用行之已久公私要便莫甚於此頃者私鑄稍多僞濫既半頓將禁斷恣有騷擾宜下造新樣與舊並行庶使無損於民有益於國其新錢文云萬年通寶也云々。皇朝史略云、元明天皇和銅元年秋八月始行銅錢按先是用銀錢銅錢已見舊史然錢皆無之至是初鑄和銅開珍錢故曰始行非銀錢之制始于此也。元史云、日本道商人持金來

易_ニ銅錢_ニ渡錢始也_{云々}古女媧氏始鑄_レ錢外圓法_レ天內方象_レ地以定_ニ輕重_ニ通_ニ有無_ニ聚_レ銅爲_レ之此異朝鑄錢之始也_{云々}貨泉布泉皆錢也_以其布_ニ於民間_ニ故曰_レ布_以其流行如_レ泉故曰_レ泉_{云々}。周禮貨錢註、其藏曰_レ泉其行曰_レ布取_ニ其流行無_レ不_レ徧_{云々}。】元文の頃、江都牛込濟松寺境内畑の内より古錢八貫七百の餘堀出しける故、寺社奉行へ御届になりけるの事ありしとなり。かくの如きのたくひ世にをほくありし事なりき。此古館の近き邊りに野狐の住ける所所々にあり。東の方谷をへたて、狐森といへる小松原あり、狐穴の多くありて、狐あまたすみけるのゆへに名とはせり。又北の方に小袖ヶ澤の天年狐といへる狐あり。いく年月を経けるの狐にや、白狐にひとしき老狐なるのよし。この外石の堂の惣助稻荷、森崎のおきん狐、赤剝の權五郎いなりなどいへる狐多くあり。此權五郎狐は卅年も前の事なりしか、けふの里の土人某といへるものへ附て、我は津輕より來りし權五郎といへる狐なり、赤はけの上へ祠を建我を勸請すへしとなり。【釋名_ニ、叢祠_ニは小社を云、ほは細也、こらは座なり、坐する所を云。あくらなど云か如し。神の座するほそきくら也_{云々}。】依てその所へ宮を建權五郎稻荷と祭りしなり。又狹の里より南に中野と云村あり、民家の側に稻荷の祠あり。その村の土人、參宮の序に稻荷の御位を戴くへしと發足してせるの前夜、そのやしろにてよもすから物語せるの聲しけるとなり。かの狐位を取に上京せるの事なれば、所々の狐の來りて馬の餞せしなるへしとなり。位を取る節は、狐もともに上京せし事なりとそ世にいへり。【水かゝみに、欽明天皇の御時野干をきつねと申おこりは、みゝの國に侍りし人物

へ參りしに、かほよき女に野中にあひ侍りにき。此男かたらひよりて、わかめになりなんやといひき。此女、いかにもたまはんにしたかふへしといひしかは、あひくして家にかへりてすむ程に、をのこ二人うみてき。かくてとし月をすくすに、家にある犬、このめの女を見るたひ事にほへしかは、かのめの女、男にこれをうちころしてよといひしかとも、をうとの男きかさりき。ある時この犬、はしりきてめの女をくはんとす。このめの女おそろきおそれて、野干になりてまかきのうへのほりてをり、男これを見て、あさましと思ひなからいはく、なんちとわれかなかに子すてにいてきにたり。われなんちをわするへからす、つねにきてねよといひしかは、その後きたりてね侍りき。さてきつねとは申しそめしなり。その子はきつねとこそ申し、ちからつよくて、はしる事とふどりの如く侍りきと云々。○餞日本釋名_ニ餞とは、たひにゆけはのれる馬のはな其かたにむくゆへに、たひたつ人に物をおくるをはなむけといふ。馬のはなむけと云事を、馬を略して餞と云なりと云々。大和物語に、馬のはなむけは門出をいはひて、途中つゝかなからん爲の祈に道祖神へ手向する事なり云々。○詩註 餞祖而舍餞_ニ酒於其側_ニ曰_レ餞重始有事於道也_{云々}祖道古之行者必有_ニ祖道之祭_ニ祭畢處者送_レ之飲_ニ其側_ニ祖道行祭爲_ニ道路_ニ也黃帝子名_ニ累祖_ニ好遠遊而死_ニ於道_ニ後人以爲_ニ行神_ニ出行者祭_レ之同_レ之饗飲焉_{云々}。風俗通云、祖禮傳共工之子曰_レ脩好_ニ遠遊_ニ舟車所_レ至足跡所_レ達靡_レ不_ニ窮覽_ニ故祀以爲_ニ祖神_ニ祖者徂也_{云々}。○道祖神和名佐倍乃加美、又曰道神和名太無介乃加美。クカニテモ海路ニテモ旅路ヲイノル神也。幣ナトヲタムケテ旅ノ恙

ナキ事ヲ祈ルナリ。ムカシハ絹ナト切テ散ラシカクルトナリ。日本紀纂疏、幣謂東帛也謂布帛紙之類也、イマハ紙ニテスルナリト云々。土佐日記に、わさつうみのちふりのかみにたむけするぬさのをひかせやますふかなん。ちふりのかみとは道を守る神也。袖中抄云、ゆくもけふかへらんどきも玉ほこのちふりのかみをいのれとそ思ふ貫之。顯昭か云、ちふりの神とは道ふりの神といふにや。又云、隱岐の國にこそ知夫利崎と云所に、わたすのみやといふ神はおはすなれ。船出すとては、その神に奉幣してわたりをいのるとを申す。それを本體にて、海をも陸をも道をいのる神をちふりのかみと名つけたるにや。ぬさのをひかせとは、いま東へ風の吹て京のかたへのをひ風なればなりと云々。又云、ふちはらるときさね、ふなちなれと馬のはなむけす。むまのはなむけは物へ行人に酒のませて首途をいはふ事なり。これ陸の旅路にする事なれば、ふな路なれともいへるなりと云々。旅立人に物を贈り、又は酒をのませけるは陸路のみならず、船路をも同じ事となん。又男女ともに縁つきてゆくにも、物をおくるをはなむけと云なり。○列子曰、薛譚學歌於秦青未窮青之技自謂盡之遂辭歸秦青弗止餞於郊衢邑外曰郊衢四達曰衢撫節悲歌聲振林木響遏行雲薛譚乃謝求反終身不敢言歸云々。予幼年のころ狭の里の市人に平兵衛と云もの、荒川といへる村へ用のありて朝早く参りしか、石の堂といへる小山の麓麓者山足也道の下なるはたけの中に、狐一疋朝日にあたまり居眠りておりけるか、奴を驚しやらんと思ひ手ころなる石をか狐になけつつけけるに、きもを潰して五六尺あまりもとひ上り逃去りければ、小氣味よき事に思ひける。かの平兵衛道々思ひけるは、もし金子これほどひろひなは何々の商ひをもいたし、これ位ならばこの商ひの元手ともなるへくやと道々あんし行けるか、かの村にて用も仕廻ひて、暮比に歸る道にして財布をひろひけるか、内に金子ありける故大に歡ひ、今朝思ひし事の天に通して與へられけるやなんと、獨言して歡ひ懷中しかへりけるか、石の堂の下へ参りけると山の上より、平兵衛くそれは金にてはなきと云聲のしければ、はつと思ひけるか身の毛もよたちけるゆへ、ふどころよりかのさい布を出しぬれば、財布と思ひしも木の葉にて、金と心得けるは、いまたあたかなる糞にてありければ、ふところの内も代なし穢しけるとなり。朝仇をいたしぬるに、暮にその讐を復されけるとなり。狐にあたをなし或は手底負せぬれば、その報ひにて代々一目、跛足となりしもの世に多くありけるなれば、かならずしも狐に仇をなすへからすとなり。又市人に茂右衛門といふもの、近在へ酒の糟を江都ニ而留糟ト云商ひに朝小くらきころ出しか、横道といへる所の道のかたはらなるはたけの中に、一ツと二ツといつて、かすをはかりおりけるを草刈の男見けるに、その側に狐居て酒粕を喰ひおりける故、かれ狐に化されしなるへしと聲をかけければ狐は逃げ去れり。酒本草約言云、酒味苦甘辛氣大熱有毒主殺百邪惡毒能行藥勢走諸經上辛能散可下以通一行一身之表至極高之分上苦者能下甘者能緩而居中淡則利小便而速下也少飲則養脾扶肝厚腸胃禦風寒霧氣恣飲則大傷肺氣助火生痰變爲諸病云々。陶隱居云、昔有三一人晨行觸霧一人健一人病一人死健者飲酒病者食粥死者空腹此酒勢辟惡勝於他食又消

憂發怒云々。側に參りて何をすると云ひけるに、なにをするものか、二百か粕を賣りしなりとて狐にはかされしとも思はざりしゆへに、聲をあら、けければやうく心附しとなり。人家の場とおもひしもはたけの中にて、二百の錢と思ひるは、しやれたる馬の骨にてありけるとなり。唐の段成式か酉陽雜俎、野狐名紫狐、夜撃尾火出將爲怪必戴鬪體、拜北斗、鬪體不墮時化爲人矣といへり。又五雜俎、狐千歳始與天通不爲魅矣其魅人者多所人精氣以成内丹然則其不魅婦人何也曰狐陰類也得陽乃成故雖牡狐必托之女以惑男子也然不爲大害故北方之人習之南方猴多爲魅如金華家猫畜二年以上輒能迷之不獨狐也といへるなれば、猴も又魅をなす事にや。猫の化たるといへる事は世にをほく云傳へたるなり。卓氏藻林云、紫々狐之名也古先の婦也其名爲紫々化而爲狐故其性多淫稱曰阿紫也云々。○袋双岳云、三井寺有増珍ト云物無止事學生被請野干者也人來云其日可修佛事導師可下令渡給云々増珍承諾期日教所行向車中ヨリヲリテ入堂中テ着座ス堂ノ莊嚴如法但人僧膳ヲ出從簾中少シ怪思テ不食之先登高座修次第事之間重神分之時御明之光黃ニ變ス簾中在物怵氣彌成怪テ不委シテ下ツ布施又簾中ヨリ出セリ綾羅錦繡之類也増珍歸房見之皆牛馬骨也于茲知野干ノ所爲ナリ後曰令見彼處無人家空地草深處也佛經并佛具等又如馬牛骨屎也増珍爲恥辱秘之云々但神分時燈光變簾中物怵之條尊事也云々。○郭氏玄中記曰、千歳之狐爲婦人百歳之狐爲美婦云々。抱朴子云、狐狸豺狼皆壽八百歳滿五百歳則善變爲人形云々。○北斗五雜俎

云、南斗注生北斗注死故以北斗爲司命云々又云北斗相傳如豕狀唐一行於渾天寺中掩獲群豕而北斗不見一云北斗九星七見二隱又唐太宗時北斗化爲七僧西市飲酒一行時北斗化爲豕入渾天寺中云々。○公事根源云、四方拜といふ事は元正寅の時にすへらき屬星を唱へ、天地四方山陵を拜し給ひて年災をも拂ひ、寶祚をも祈申さるゝ義にて侍るにや。江家次第云、皇上於下拜屬星座上笏向北稱御屬星名字七遍是北斗七星也子年貪狼星字司命神丑亥臣門星字貞文子寅戌祿存星字祿會子卯酉文曲星字微惠子辰申廉貞子字不隣子巳未武曲星字賓大惠子午年破軍星字持大景子云々。○山陵諸陵也山階山陵天智天皇田原山陵光仁天皇如此類有十陵云々。○寶祚帝位也又聖人之大寶曰位云々。○鬪體首骨也莊子枕鬪體而伏云々。○金華縣在婺州以金星婺女星爭華故名金華云々。○醫學正傳云、或問山居野處之地云有狸魅之患誠有此歟否歟曰妖崇爲患自古有之非獨老狐成精至於人家猫犬亦有善爲妖者大底被其惑者皆性淫而氣血虛者也故邪乘虛而入耳未有正人君子血氣充實者而被其惑焉治法必滋補其真陰以壯其正氣安養其心神以禦其淫邪房幃之內罅隙不通邪何由以入焉若以師巫降童等邪術治之則神愈不安決無可瘳之理過斯疾者可不謹歎云々。○軒岐救正論云、鬼神字造化之權精誠可格此理甚玄至乎憑依作祟相傳有魑魅妖孽亦唯失德之家淫治之婦或蹇運之夫往々因邪易入乘虛召惑禦之法別又一論耳若夫病而眼中見鬼奇形異態舉家震駭以爲真鬼而必死也延巫禱禳惑甚矣愚其矣其證有數種一病從三陽傳入胃腑熱迷心經致神亂不安則目中

見鬼夫神者心之主也鬼神之分也氣全則爲神神分則見鬼神散則爲鬼也又人當春夏之交一病時行瘟熱中三心臟一則死傷一則亂目亦見鬼也云々。○酉陽雜俎云、南陽來季德停喪在殯忽然坐祭牀上顏色服飾聲氣熟是也孫兒婦女以次教誡事有條貴鞭韃奴婢皆得其過飲食飽滿辭訣而去家人大哀剝斷絕如是三四家益厭苦其後飲醉形壞但得老狗一便扑殺之推問里歌沽酒家狗也云々。ねこ、猿のみならず、犬も魅をなせしなり。○日本釋名三猫をねこまこと云ひ、こまこと云、又かなといへり。むかし相模國金澤稱名寺に、文庫多くありて書ををほくおさむ。からより書多く來たる時ねつみをふせかんだために、からよりよき猫をのせ來る。そのすちを、金澤ねこといふを略してかなと名つれたりとなり。鎌倉志云、金澤文庫の舊跡は、稱名寺の境内阿彌陀院のうしろの切通、その前の畠文庫の跡なり。北條越後守平顯時此所に文庫を建て、和漢の群書を納め、儒書には黒印、佛書には朱印を押となり。又鎌倉大草紙に、武州金澤の學校は北條九代繁昌のむかし學問ありし舊跡となりと云々。いまま藤澤の驛わたりにて猫兒を囉ふに、その人何所猫にて御座ると問へは、ねこのぬし、これは金澤ねこなりと答を常語とすとなりと云々。夫木集に花山院御製、敷しまややまどにはあらぬからねこそ君かためにと求め出たり、云々。【これも又けふの里の市人某と云もの、矢張荒川村へ用のありて參り夕方に歸りしか、村はつれより余程來りし途中にて、一聲の鐵炮耳本より響きければ膽を潰しけるか、それより段々とくらく相成ける故、いまた日のくるゝ時にもこれなかりしかと不思議の事に思ひける内に、はや空は墨をすりたるやう

闇の夜になりけるのゆへに、杜詩、俄頃風定雲墨色。又柳子厚詩、桂嶺瘴來雲似墨云々とほくそあゆみしなれともあやめもしらぬやみとなりぬれば、道のかたはらに腰打掛たはこなどのみおりけるの内、釋名三、あやめ文理也、あやは文也、めは理也。すちめのめ也と云々。又綾目、物の色あひのわからぬを云也と云々。貫之か歌に、かきくもりあやめもしらぬおほそらにありとほしとはおもふへしやは、云々。貫之集、貫之歸自紀伊國一時馬病將斃路人僉云此所坐之神爲崇貫之思此所無社又無誌而欲祈無幣帛因濯手跪而問名答曰蟻通明神乃詠和歌云々於是馬遂能行云々。古事談、貫之還自和泉國一時也云々。【西の方なる空の中に錐を立たる程にはつちりと明るく見へけるか、たんくとあかるくなりて昭々として再見、誠に切に怪之といへる如くにて、また日も西山に昭々たりければ足早に家に歸りしか、戸を入れて上り口にて氣絶しければ、家内のもの大におどろき騒ぎけるか、漸々正氣附たりしなれと久しく煩ひしとなり。是等は何の怪にてありけるや、狐狸の所爲にてもあるらめやとなり。かの蕪城廢館の跡には、かならず山鬼野狐の類ひ居て怪をなせし事の、世にをほくありし事なりき。【山鬼木魅又木怪也云々魯國語木石之怪曰夔蝮蝮或人曰夔一足越人謂之山獠即山鬼也人面猴身能言。廣異記、山魃嶺南所_{御覽作}在有之獨足反踵也云々。荆楚歲時記曰、正月一日鷄鳴而起先於庭前爆竹以辟山臊惡鬼_{山魃}。神異經云、西方山中有人焉其長尺餘一足性不畏人犯之則令人寒熱名曰山臊以竹著火中煇燁有聲而山臊驚憚所謂山獠鬼也云々山獠西南夷種也云々。○文選蕪城賦云、壇羅虺蜺階闥麀歸木魅山鬼野鼠城狐風如嘯雨如嘯昏見

晨趨云々。虺詩小雅斯于朱註。虺蛇屬細頸大頭色如文紋。大者七八尺云々。虺者毒蛇也。其種獨胎生云々。蟻短狐也。錄異記、潭袁虔吉等州有沙蟲。即毒蛇鱗中蟲。蛇爲所苦。則樹身急流水。或臥沙中。碾蟲入沙人中。之二日死云々。廣州志、水弩蟲自四月一日上弩射人影。八月後御弩名射影云々。江南有射工。蟲長一二尺。口有弩氣。含沙射人。影者能殺人。即蟻也云々。短狐惡蟲。狀似鼈。含沙射人。影中者死。本草謂之射工云々。短狐即蟻能射人。人生於南越地云々。○醫學正傳云、砂病者嶺南煙瘴之地多有之矣。詩云爲鬼爲蠅。蠅則不可得註云。蠅短狐也。江淮間多有之。能含砂以射水中人影。唐詩云以射公巧侯。遊人影亦謂此也。人不見其影。若被其毒。輒爲寒熱。而病。曰蠅如。蠅有三足。一名射影。瘡如疥。痺雅曰有長角。橫在口前。如弩。弩。臨其角端。曲如上。弩以氣爲矢。因水勢以射。人俗呼水弩。鷲能食之本草云。溪毒砂虱水弩射工。蠅短狐。蝦蟇之類。俱能含砂射人。被其毒者。則憎寒壯熱。百體分解。若傷寒初發之狀。彼土人治法。以手捫摸痛處。用芋葉。或甘蔗葉捲角入肉。以口吸出。其砂。外用生大蒜搗膏封貼瘡口。即瘡諸蟲。惟蝦蟇最毒。若不早治。十死七八。其毒深入於骨。若蝦蟇之狀。其瘡類乎疔腫。彼地有溪鵝。鵝等鳥。專食以上諸蟲。凡過此病。以此鳥毛糞燒灰服之。及籠此鳥於病者身畔。吸之。其砂聞氣自出。而病安也。其它無此諸蟲之地。實非真砂症也云々。○首楞嚴經十鬼之中。第四蠱毒鬼者。經曰。貪恨爲罪。是人罪畢。遇蟲成。形名蠱毒鬼。疏曰。即前怨習爲因也。由忿爲先。懷惡不捨。結怨在。意熱惱居。懷受餘報。時亦假毒類。即蛇虺毒蟲。有靈者成蠱毒鬼云々。怨習トハ。怨恨ノ餘習也。熱惱居懷

トハ和語ニ胸ノホムラト云意也。常ニ忿恨ヲ懷テ人ニ害ヲ加ヘント欲ス。コレニ毒ノ中ノ嘔嘔毒ナリ。此怨業ニ由テ地獄ニ墮シ、其罪畢テ亦此鬼趣ニ入時、前ノ怨習ノ餘氣ニ感シテ蠱毒鬼トナリ來レリ。此鬼ハ凡テ蛇虺毒蟲ノ異靈アル類ニ託スルナリ。蛇虺ハ陰陽毒烈ノ氣ヲ受テ惡物トナレルナリ。蛇蝮青蛙蛇天地蝮尾蛇蝮蝎ノ類皆大毒アリ。人コレニ中ル時ハ九竅ヨリ血出テ大熱狂亂シ、或ハ遍身潰爛シ痛疼惱悶シ果シテ死スト云々。暇耕錄曰、骨咄犀ハ蝮角其性至毒能解毒蓋以毒解毒者也故云。蠱毒犀也云々。予か故郷の實家に蛇の角二つあり。先年十和田の銀山を掘りしの際、右の山にて藤四郎と云もの、へひのひい〜と鳴きおりにけるを見れば角のある蛇なりき。蛇の角は人の垢附しきものを掛る時は、そのつゝの落るものなりとかねてき、おりにしゆへ則垢のつきたりしきものをかけければ、やかて角を落しけるを藤四郎ひろひとりと所持しけるか、故ありて予か實家へ傳はりありけるを、予又つたへ請いまに所持せり。角の長サ一寸あまりにして、うるしをぬりしやうに黒く曲りて角のさき岐になり、ちいさき枝一角五つつつ兩角同しやうに有しなり。暇耕錄にいへる骨咄犀と云ものは、かくの如きものをいへるか。鎌倉名物志、江之島寶物蛇角貳本長一寸餘アリ。慶長九年閏八月十九日羽州秋田常樂院尊龍ト云僧伊勢參宮シテ、内宮ノ邊ニテ、蛇ノ角ヲ落タルヲ見テ拾タリト云ノ添狀アリ。其形如左。○蠱說文、短狐也似鼈三足以氣射害人詩爲鬼爲蠅孔疏生於南越淫女惑亂之氣所生陸疏



蛇角圖

一名射影江淮水皆有之人在岸上影在水中投人影則或曰含沙射之皮肌其瘡如疥云々本草曰射工名溪鬼蟲出下有溪毒處山林間大如雞子狀如結蟻頭有一角長寸餘角上有兩岐黑色角有翅能飛或作蝮云々腹度曰短狐含沙射人入皮肉中徧身濩々惑々故曰穴云々柳宗元云射工沙虱含沙竊發中人形影動成瘡瘡則居水中以氣射人者名射工居水旁山林間含沙射人者名沙虱說文所謂似鼈三足者熊也非蟻也云々。○麕鹿類麕麕同云々。○鼯鼠又云五枝鼠云々。千五百番歌合季能卿の歌に、深山木の梢にさ夜やふけぬらん月にさひたるむさゝひのころ云々。室宇宮闕荒廢之地皆有此怪也云々。】因云、東都下谷立花侯有淺草新堀之別莊太郎稻荷靈狐之二社矣文化甲子間大流行而參詣之縑素爲群不可勝言至今詣者尙日不絕也予今年丁亥季秋爲參詣別莊之門內四人居狐一疋又處使油揚投之食也其馴人實不異犬毛色鮮麗而如若狐入於竹叢中呼之則出矣門郎曰別莊之內穴居六七疋稱其太郎稻荷者白狐而不知經幾許星霜也門內有供食之處日夕白狐率諸狐一出食供物云想東都多犬無量也而不恐其犬晝出近人又馴而如犬可謂不思議之靈狐也予多年詣竟無見之而今見之矣世云立侯來于別莊呼太郎太郎則出實爲然矣又筑州柳川城中有太郎稻荷之社云々予又孟冬甲午日詣狐不見呼之則二疋出其一者小狐也遣油上食之也世々狐雖多亦無有如此者可爲奇矣。【稻荷者宇賀魂神也又倉稻魂云々此神和銅年中始現于伊奈利山又空海於東寺門前逢負稻老人海祭之以爲東寺鎮守以其擔稻故號稻荷云々白狐者稻荷之使者云々。○稻

荷延喜式神名帳云山城國紀伊郡也社家者說曰人皇四十三代元明天皇和銅四年鎮座此地主荷田大明神之地置倉稻魂也依斯稻荷二字爲神號一說此神荷稻之老人化セルヨリ此名アットモ云々五十二代嵯峨天皇弘仁十四年稻荷社始建立也云々。】又云文化初年の比、太郎稻荷の御利生いちしるしきよしなりとて大にはやり、日々參詣のものおひたしき事にして群衆なりければ、足弱のもの、子共、年老の類ひはおしたほされ、怪我をいたせしものもおほかりしなり。足事を知らざりし慾ふかき世の中なりければ、人々幸ひを得んと思ひし事なれば、かの百兩の金を御さつけ下さるならば、九十九兩は奉納し奉るへきとの願ひを掛しもの、様にして、朱の鳥居玉垣は尙更なり、石の華表、手水鉢を奉納し、或は敷石を寄進しける。この外敷もかきりもなかりし數萬の幟は、風にそよきひらめきて日に映しぬるのありさま、實に神徳のありかたき人々渴仰をそなしにける。爰に太郎稻荷の近き邊りのどうふやなにかしか、貝原か日本釋名に、鳥居は神門なれば通り入ると云意なり。通入障子をとりぬしやうしといへるか如し。又神門の上に雞の栖し故鳥居と云説もあり。然るに下學集に、とりぬを華表とかけるはあやまりなり。華表はかたちもちかひ、殊に神門にはあらず。和漢の制ことなり、しるて同しくすへからず。いまの人おほくは華表と書習て不察と云へしと云々。○玉垣は朱にてぬり、ひかりかやくゆへに玉垣と云、瑞垣は内にあり、玉垣は外にありと云々。○或書、先代舊事本紀云天思兼命盤戸の前に天門を架、常世の群雞をその上に放ち雞をして長く鳴しむ。是雞鳴て天門ひらけ、天門ひらけて日出るその

事のはしめなりと云々。○本草約言、豆腐性冷而動、氣有毒發、腎氣頭風瘡疥、杏仁可解又蘿蔔同食亦解、其毒云々。】稻荷へ參詣のもの油上を買ひ備へし事夥敷事なりせば、大に商ひもこれあり繁昌しければ、誠に太郎様の御かけとありかたく、ひとへに信心他事なかりし折からに、毎朝夜の明さるの内に油上を買に来る男あり。はしめの程は何とも思はさりしか、毎朝の事なりければふしきの事に思ひける。ある朝その男歸りしころ、きもの、すその下より尻尾のさきをすこし出し、またある時は、面かけの狐の顔によく似たりし事もありければ、是こそ太郎様にてあるらめと思ひければ、その歸る先をも見まほしく思ひぬれば、見得かくれに跡に附添て參りしか、稻荷の御屋敷前邊にてその男を見失ひければ、これ全く太郎様なりと、日比の思ひよりは猶十倍もありかたく、信心きもに銘しける。ある朝その男未明に來り、油上を買ひし折から亭主に云ひけるは、我このちかき邊りのものなりしか、急の入用の事ありしなり、申もきのとくなから、金三兩をすこしのあひたかし給はれかし。來る幾日には間違なく、右の三兩を倍にして返し申へしとい、ければ、かねて太郎稻荷と心得隨喜の折からなり、殊に此豆腐やの亭主人にすぐれし慾深きものなりければ、かの三兩を倍にして返しぬへきとの事なりせば心に歡ひて、何んの思慮もなく則三兩を貸し遣りぬ。誠に太郎様の御かけにて、すこしの日にて三兩をもふけぬると、はや手に取りし心地して家内のものもともに喜ひしなり。しかして後その男油上を買に来る事もなく、約束の日になりぬれどもおとも沙汰もなければ、けふかあすかと待ぬれと遙としてそのおとつれも

なく、たゞ三兩の金をたまされとられしとなり。この豆腐屋も慾深きものなりしより、三兩をかたりとられし事淺ましき事にあらずや。狐は人となりて人をはかせしものなりしか、人狐となりて人をたませし事、めつらしき事なりき。嗚呼人々止足の道をおもはずして目の前によくにふけり、身の禍をひき出しぬるものあけて云へからず。故に、慾は大敵と思ひ恐れつゝしむへき事にあらずや。【縑素皇甫毗玉泉寺碑曰、縑素如雲集縑素三邦在家都著素衣故呼云白衣出家服黑衣故曰縑縑黑色也素白也云々。】

仁叟寺

凱翁山仁叟寺は、寺産十石曹洞派の禪刹にして狹の里にあり。むかし此寺【釋名云、寺副也治事者相副續於其内一也又寺司也廷也官舍有法度者官吏之所止也又寺人闍官也又浮屠所居謂之寺又以官府得名也云々】風俗通云尙書御史所止皆曰寺云々五雜俎云古官舍槩謂之省寺漢書何並傳王林卿度涇橋令騎奴還至寺門拔刀剗其建鼓又寺則一二九卿如大理光祿之類蓋亦仍其舊稱而佛宮概謂之寺矣相傳起於漢明帝崇重佛教化比於公卿之爵故以寺名其居今則非勅賜者不得稱也云々。○蘭若釋氏要覽云、梵言阿蘭若唐言無諍因以名寺又曰寺之總名也若爾者切云々又云空靜處又云閑靜處二十二頭陀經云佛言阿蘭若處十方諸佛皆共讚歎無量功德皆由此生云々。○精舍佛寺也息心所棲曰

精舎一云講讀之所亦曰精舎云々。○日本釋名寺はてらす也下略丹青をぬり金銀をちりはめて、てりか
くやくゆへ也云々。閉伊郡野田の玉川の邊普代村と云にありけるか、地頭の所替ありしのせつ、この寺
も遷されしとなり。年月の久しかりける故、境内の古樹鬱々として枝葉茂けり、殊に崔嵬たる莊嚴靈地
の梵宇なり。寺の後なる山の巖岬の洞中より、清水の涌て流れ出るありて庭前の瀧となりて、山水の光
景殊に絶景なり。その餘泉を大なる樋にて、これを引て寺中の用水とはなせり。早魃の節にも魃鬼
婦又作レ媛小補韻會云女媛禿無髮所居處天不雨云々詩大雅雲漢篇滌々山川旱魃爲虐如悽如焚註魃
旱神也滌々言山川無木川無水如滌而除之也云々鄭箋旱既害於山川矣其氣生魃而害益甚草木焦枯
如見焚燎然云々神異經云南方有人長二三尺袒身而目在頂上走行如風名曰魃所見之國大旱赤地
千里云々一名貉遇者得之投溷中乃死旱災消也云々五雜俎云燕齊之地四五月間嘗苦不雨土人謂有魃
鬼在土中必掘出鞭而焚之方雨魃既不可得而人家有小兒新死者輒指爲魃率衆發掘其家人極力
拒敵常有叢毆至死者而時々形之詛牘間真可笑也云々仁王經曰大火燒國萬姓燒盡或鬼火龍火天火
山神火人火樹木火賊火如是變怪爲三難也云々鬼火者鬼眞衆生爲惡火夜起亦令人熱病云々通鑑外
記增義云晉義熙十一年京都火災大行吳界尤甚火防甚峻猶自不絕時王弘守吳郡晝坐廳視事忽見天下
上有赤物下狀如信幡遙集南人家屋上須臾火遂大發弘知天爲之災故不罪始火之家識者
知晉室微弱之象也云々。】水の涸るゝ事のなけれども、適々涸渴の事ありけるの時は西の方なる普門山

方言に、いへる山の中腹に池のありければ、かの禪刹の住持山へ登りて山神へいのらるゝに、洞中の
水元の如くに涌出る事のふしきなりき。寺より普門山へは一里あまりもあるなれど、山神の加護によ
りけるにや、又は水脈のつゝきたるにや、奇とすへし。むかし天平勝寶の比、釋の實忠上人平城の京に
して二月懺を修せられし時、二月懺元亨釋書、實忠或時神ヲ兜率ノ内宮ニ遊ハシメシ時、四十九重之
摩尼殿ヲ見ラレシニ、常念觀音院ニテ修法ノ儀式ヲ信心渴仰シ、聖衆ニ乞ヒ其法事ノ軌則ヲ得ラレシ修
法ナリ。其後實忠難波津ヲ遊行セシ時、十一面大悲長七寸餘ナル銅像、器物ニ駕テ海上ニ浮ヒ寄タルヲ
得タリ。故ニ毎歲二月朔日ヨリ二七日ノ間、大悲ノ銅像ニ向テ都率ノ法ヲ修行セシヲ二月懺ト云。常
念觀音院ハ都率四十九院ノ第二十六院ノ名也云々。所謂四十九院者、恒說華嚴院守護國土院覆護衆生院
般若不斷院念佛三昧院彼但三昧院修習慈悲院常念七佛院鎮國方等院常念常樂院少慾知足院多聞天王院
地藏十輪院常念不動院精進修行院常念普賢院恒修菩薩院三說眞實院廣明十惡院如來密藏院灌頂道場院
說法利他院常樂說目院金剛修法院法華三昧院常念觀音院求聞持藏院梵釋四王院彌勒法相院施藥悲田院
金剛吉祥院觀念文珠院平等忍辱院造像圓畫院安養淨土院理正天王院檀處利益院圓明修覺院觀虛空藏院
招提救護院唯學傳法院常念物持院理觀藥師院伴行衆生院供養三寶院滂他修福院不二淨明院光行如意院
常行律儀院右都率天四十九院云々。○兜率舊翻爲喜足或曰知足彌勒上生經疏云上生卽往昇兜率一
言知足自在光明神用名天云々佛生於兜率天龍潛兜率亦曰兜率宮云々。○大鏡に、大安寺は都率天の一

院を天竺の祇園精舎にうつしつくり。天竺の祇園精舎をもちし西明寺にうつしてつくり、もちし西明寺の一院を、この帝大安寺にうつさしめ給へるなりと云々。○實忠良辨徒弟也云々。衆の神を請して神名をよみて是を供せしに、若州遠敷の明神と云あり、日本事跡考云、若狹國遠敷大明神社祭彦火々出見尊此神天照大神孫也云々人皇四十四代元正天皇靈龜元年垂跡也若狹國一宮云々風土記昔若狹國有男女爲夫婦共長壽也人不知其年數容貌若而如少年後爲神今一宮神是也因茲以有若狹國名也云々。威靈甚し。やかて此會に豫られしか、上人の懺を聞て渴仰を生し託しての玉はく、願はくは闍伽水を奉らんと曰闍伽。時に黑白二ヶの鶴の鳥石地をうかつていて、飛んてかたはらの木にござまれり。その跡を見れば甘泉涌出たり、上人歡て梵石を以て闍伽井を作れり。西陽雜俎、天統中濟南來府君出除譙郡時功曹清河崔公恕弱冠有令德於時春夏積旱送別者千餘人至澗長衆渴甚思水升直萬錢矣來公有思水色一怒獨見一青焉於澗中乍飛乍止怪而就焉鳥起見一石一方五六寸以鞭撥之清泉湧出因盛以銀瓶一々滿水立竭唯來公與恕供療而已議者以爲盛德所感致焉時人異之名功曹澗云々。旱歲井水涸れて二月懺の時水を欠く事あれば、衆僧の井の邊りに集りて遙に若州に向て持念せしめは、須臾にその水湧きみてるといへり。【信州諏訪の七不思議の内に、葛井の社に清池あり、そのふかき事はかりなし、木の葉池に落ちて浮ます。十二月晦日、社人供物を器に入水底に沈て祭るなり。右供物すみやかに遠州鎌田か池に出現すとかや。これ水脈の通したるなるへし、奇とすへし云々。○五雜俎

云、松滋縣南九十里有竹泉宋政和初有僧浚井得竹筆後黃庭堅謫黔過之視之曰此吾過峽中蝦蟇背所墜也後其筆忽成竹始知此泉與峽水通也云々。かの遠敷の明神の前に河ありしか、この時流れを絶て音なかりければ土民あやしみに、神の河流を送りて闍伽井に通せしとなり。しかして後土民この事をきゝて、その河を名附て音なし河といへり。かの仁叟洞中の甘泉も普門薩陞の靈感によるものか。【薩陞法花玄讚云、梵云菩提薩陞摩訶薩陞乃至薩陞有情義也云々。】予十二三歳の比、かの寺の僕に百助といへる五尺にも満さりし小男のありけるか、その精舎の門前に住居して、毎年寒中には寒念佛修行して歩行けるか、その聲のやさしくして女の聲によく似たりける故、姉御百と異名してけり。或日しよほくと雨のふりける夜寺より夜更て歸りけるか、かの寺中の用水の吐水、坂を流れて裏門のかたはらにて瀧となれり。境内の樹木枝葉生ひ茂りてければ晝さへ小くらき所なるに、雨夜と云ひ燈火もなくて歸りし事なれば、誠に鼻をつま、れても知らぬ鳥羽玉のやみの夜なりければ、日本紀安楽天皇紀農播拖摩能云々。或説鳥扇之實也其色黑人喩之或説鶴羽也又髮之異名也又夜之異名也言只欲讀黒之發語也云々。鳥扇、和名ひあふきと云草也、野干とも射干とも書と云々。燭明抄に、むは玉のよるとつゝけ、或はやみ、或は黒髪ともつゝけよめり。惣して黒きといはんとていふ言は也。むは玉、うは玉、ぬは玉などかへてよめる、皆同し詞也。しかるを喜撰式夢をぬる玉、夜はぬは玉、髪はむは玉といへり。天徳の歌合に中務歌、むは玉のよるの夢たに正しくはわかおもふ人を人に見せはやとよみたるを、夜を

はぬは玉といふを書あやまてりと奏しければ、あやまちにあらんには、いかてかとおほせられて此歌負になりぬ。是は喜撰か式に附てかくそ侍りつらん。萬葉には、うは玉、むは玉、ぬは玉とも惣して夜の事にもつつけ、黒髪にもよめり。中務かあやまちにあらざるか。夢をぬる玉といふは、ぬるかうちの玉しるの夢を見るものなれはいふなるへし。伊勢の歌に、八重とつる道は夢にもまごふらしぬる玉にたにあふと見えねは、と、よめる心なるへしと云々。【森々として、瀧の音のみ滔々としければ物凄く歸る折から、裏門の側にて何かふふわりと顔へ障りければ、かねて此邊りに貉狸の居て人をはかせし事なれば、【日本紀、推古天皇三十三年二月陸奥國有^{マシ}貉比^{マシ}人以歌之云々。】奴^{マシ}こそ貉のしはさならめと思ひければ、引さらへねち伏せ、力に任せて踏み殺しける。ひきすりて宿へ歸り見けるに、大いなる古貉にてそありけるとなり。【貉をすたすらんし、といふ家持の歌に、のどこ人すたらんし、ををたらんとていはやのうちにくさ火けふたつ云々。のどこ人とは獵師なり、すたらんし、とはむしなを云となり。】誠に、やさ男にて姉御百と異名せしほどの小男なりけれども、さもの太きものにやありけり。【野語述説云、靈樞論勇篇云黃帝曰願聞^三勇怯之所^二由然^一少俞曰勇者目深以固長衡直揚三焦理橫其心端直其肝大以堅其膽滿以傍怒則氣盛而胃張肝舉而膽橫臂裂而目揚毛起而面蒼此勇士之由然者也黃帝曰願聞^三怯士之所^二由然^一少俞曰怯士者目大而不^レ減陰陽相失其焦理縱謁髀短而小肝系緩其膽不^レ滿而縱腸胃挺^{スクサマ}腋下空雖方大怒氣不^レ能^レ滿^二其胸^一肝肺雖舉氣衰復下故不^レ能^二久怒^一此怯士之所由然者也黃帝曰怯士得^レ酒怒不避勇

士者他藏使^レ然少俞曰酒者水穀之精熟穀之液也其氣慄悍其入^二胃中^一則胃張氣上逆滿^二於胃中^一肝浮膽橫當^二是之時^一固比^二勇士^一氣衰則悔與^二勇士^一同類不^レ知^二避^レ之名曰^二酒悖^一云々世俗大膽或肝太等之遺語出^二於此篇^一乎云々。】人は見掛けと相違せしものおほくあるものにて、外貌柔弱に見へて内心剛強のものもあるなれば、かの百助は、見かけと違ひ剛強のものにてそありける。予、やはり十四五歳のころ十二月の末つかた、かの仁叟禪林の卵塔にて、日のくる、と、とうんく、と毎夜うなり聲のしけるなれば、それ幽靈か出たの化物か出たりなど云て人々のおそろしかりける。まして子どもを恐れて、日の暮ぬ前よりして戸出もならさりしなり。市中某の下人死けるを焼場のかたはらへ葬りしゆへ、かの亡魂のかなしみて泣うなりしなど、云ひける也。段々とうなり聲の高くなり誠に物凄くきこへける故、夜ふけて人の通りもなかりしなり。あるもの、夜うなり聲をしたふて見と、けしに鳥の鳴く聲にて、その所の本々へとびあるきて鳴くこゑなりしとなり。夏の比になりて鳴く聲のやみたりしなり。むかし人皇七十三代堀河院嘉保二年八月、天皇瘡を煩らはせ給ふ。此時怪鳥ありて大内の上を鳴しか、源義家、内裏に候して鳴弦をなしけるに驗ありけるとなり。【源義家鎮守府將軍陸奥守正四位下云々滿仲孫頼義長男也。著聞集云、堀河院寛治元年冬十二月陸奥守源義家平清原武衡初義家從^二頼義^一東征平^レ賊而還嘗指^二關白頼通^一談^二征戰事^一時大江匡房在^レ坐聞^レ之既而匡房退出私言渠有^二將才^一惜未^レ知^二兵法^一義家從者竊聽而恚得^二義家出^一而告^レ之義家曰此必有^レ故追及謹請遂執^二弟子禮^一及^レ征^二武衡^一方攻^二金澤城^一見^二飛雁亂^レ行

曰是江師所_レ教必當_レ有_レ伏分_レ兵圍_レ之果有伏擊敗_レ之云々。○源者本作_レ蠡後除_二泉_一加_レ作_レ原今加_二水_一作源即指_二水波所_一出根源也云々。】又七十五代崇徳院の御宇【皇朝史略云、二條天皇長寛二年秋八月二十二日崇徳法皇崩_二于讚岐_一壽四十六世稱_二讚岐院_一初法皇抵_二讚岐松山_一造_二宮直島_一後徙_二志度鼓岡_一窮居僻遠居常無_レ慘刺_レ血書_二五部大乘經_一二年而成_二送_一之覺性法親王_一請_レ藏_二安樂壽院_一親王爲_二奏請_一上皇不許法皇大恚曰朕爲_二懺悔_一親書_二佛經_一特修_二冥福_一非_レ爲_二今生_一而不_レ許_レ藏_レ之非_二但今生之仇_一實爲_二地下之怨_一乃_レ醋_レ舌出_レ血每_レ軸曰願爲_二大魔王_一惱_二亂天下_一以_二五部大乘經_一回_二向惡道_一自_レ是不_レ復削_レ髮剪_レ瓜褐衣長巾類_レ瞋目慘_レ悴骨立_レ至_レ是崩自後亂逆相踵世以爲_二其崇_一勅建_レ廟_二春日河原_一曰_二栗田宮_一每歲奉祀焉骨立、病後體瘳曰骨立。○續世繼物語に、皇嘉門院よりも仁和寺の宮よりも、しのひたる御とふらひなとはかりやありけん、たとふるにかたなき御すまひなり。あさましきひなのあたりに九年はかりおはしまして、うき世のあまりにや、御やまひもとしにそへておもらせ玉ければ、宮こへかへらせ玉事もならて、秋八月二十六日にかの國にてうせさせ玉にけりとなん。しろみねのひしりといひて、かの國になかされたるあさりとて、むかしありけるか、この院にむまれさせ玉へるとその人の夢に見へたりける。そのほかのかたはらに、よきかたにあたりければとてそおはしますなる、やへのしほちをかき分てはるくおはしましたけん。いとかなしく、心ちよきたにあはれるへきみちを、人もなくていかばかりの御心らせさせ玉けん云々。】平清盛いまた左衛門佐にて在りし時、内裏に伺候したりけるに、【平清盛太政大臣從一位

號_二平相國_一讚岐守正盛孫刑部卿平忠盛男也云々。】夜半のころ南殿に鶴の音して、一ツの鳥ひめき渡りたり。藤侍從秀方殿上より、南殿に朝敵あり、たれかからめよと仰ありければ、清盛畏みて音に付てからめとりしに、小き鳥にして毛しやうなりといへり。毛しやうは鼠の唐名なりといへり。往昔、垂仁天皇三年二月一日毛しやう皇居に變をなしければ、武者所仰を蒙りて取らんとしけるに、とらへ得ずして門外にとび出ぬ。故に疫癘飢饉兵亂ありて、二十一年の間萬民そのうれひにかゝりしなり。然るに清盛、綸言の下に怪鳥を取_レ事吉事なりとて、勸賞すへきとて安藝守に成さるとなり。【源平盛衰記ニ、清盛左衛門佐タリシトキ、大内ニ鶴ノ聲ヲナス化鳥ヲ取ル。是毛シユウト云モノナリ、鼠ノ唐名也。博士ノ占ニ、清盛取ト、ムル事吉祥也ト、南臺ノ竹ヲ召テ中ニ籠テ清水寺ノ岡ニ埋マレタリ。御惱ノ時勅使立テ宣命ヲ含ルトキ、毛ジユウ一竹カ塚ト云トソ云々。】又七十六代近衛院の御宇仁平三年四月、鶴といへる怪鳥ありて内裏の上を鳴き渡りける。依て、兵庫頭源賴政勅を奉て是を射落せり。帝大に歡玉ひて賴政に寶劍を賜ふといへり。又官女菖蒲の前をも賜へるとなん。【源賴政從三位兵庫頭達武藝好和歌云々。賴政の歌、人しれぬ大うち山のやまもりは木かくれてのみ月をみる哉。此歌に依りて四位に叙せらるとなり。又歌に、のほるへきたよりなければ木のもとにしるを捨て年をふる哉。又、この歌によりて三位に叙せらるとなり。歌の徳によりて二度位階昇進せられしとなり。】世に云へる鶴は、頭は猿にして胴は虎、尾は蛇なりといへり。又九十四代花園院延慶二年六月十四日、禁中萩戸の隅に怪鳥二羽庭にい

たりしを、吉田兼好奉勅これを射けるに、あやまらず庭上に落けり。一羽は鴨に似て足に黒き毛あり、一羽は雁に似てその身赤し。しはらくありて二ツの狐となり去れり。兼好の功、堂上堂下甚たかんしけるとなり。【園大曆云、九十四代花園院延慶二年六月十四日左兵衛佐下部兼好勤番當日之由自瀧口之戸以內豎奏之退公之刻及日西而荻戸之隅怪鳥二羽居庭兼好朝臣自取胡籙之矢持村滋藤之梓弓而發怪鳥不誤落庭上一羽者似鴨而足有黑毛一羽者似雁而其身赤醫儒之兩道不辨其名一時化兩狐去兼好朝臣之功堂上堂下感之希有之鳥也云々兼好吉田庶流俗名左兵衛佐下部兼好後宇多院北面侍也伏見後伏見二條花園後醍醐之御宇迄存在後宇多院崩御正中年因茲兼好發心時年四十二例如下遍昭依深草院崩御遁世顯基依後二條院崩御遁世之類云々。顯基中納言入道の歌に、世をすて、宿を出にし身なれとも猶戀しきはむかしなりけり云々。○禁裏侍云瀧口院上下侍云北面東宮侍云帶刀云々。】又その後、九十五代後醍醐天皇建武元年八月怪鳥ありて、夜紫宸殿の上に鳴きけるを、藤原の廣有射てこれを獲たるに、人首蛇身にして長丈餘なりといへり。【藤原廣有二條關白左大臣殿被召仕隱岐次郎左衛門廣有ト申シケルナリ。怪鳥頭ハ如人身ハ蛇ノ形也。背ノ先キ曲テ齒如鋸生ヒ違ヒ、兩ノ足ニ長キ距有テ利キ事如劍。羽先キヲ延テ見レ之長サ一丈六尺也。主上叡感アツテ其夜應テ廣有ヲ五位ニナサレ、次ノ日因幡國ニテ大庄ニケ所ヲ賜トナリ。右太平記。○唐代宗大曆八年大鳥見武功群鳥隨噪之行營將長日芬射獲之肉翅狐首四足足有瓜廣四尺三寸狀類蝙蝠云々。】かの仁叟禪刹の林中に鳴きしも鳥のよしなれば、いかなる形容の鳥にてありけるにや。おしいかな鳴くこゑをしたふのみにして、とらへ得さりし事をなん口おしけれ。

千手觀音

千手觀音の堂は、狹の里より一里あまり丑寅の方にて、芦名澤と云村にあり。堂の後なる山に大いなる巖窟のありて、その洞中は則奥の院にして靈驗あらたなりし救世の菩薩なり菩薩華言普濟。むかし此の觀世音夜毎に光りをはなちければ、村民のおどろきおそれて荒蕪千枚もてつゝみ、この洞の中に埋めけるとなり。何れの年間にして、誰人の作なるや知れさりしなり。おしいかな光明赫奕たる靈佛を、【酉陽雜俎云、唐玄宗皇帝開元中光明寺彌勒像初在村蘭若中往々放光因號光明寺云々。○孟蘭盆經疏云、佛者梵云佛馱此云覺者謂覺了真妄性相之者也云々。】いかなる故にや埋みたるか、夜毎に光をはなちけるの事なれば、實に土人の恐怖して埋めたるにや、又は守屋の如きものありて埋めたらんか。山海の中より出現せるの神佛も多くあるなれば、いまこの觀世音もしや出現ましまさは、救世圓通の菩薩ともあふかれ、なほ靈驗いちしるしからんか。【東都市ヶ谷穴八幡の神像は山穴の中より出現し、淺草觀世音は宮戸川より上らせられ、京の六角堂の如意輪觀自在は海濱へ流れより玉ふの類ひ、世に多くありけるぞなん。】

檀毘盧長者

長者國俗呼二巨富者一號二長者一云々

往昔、梨子の木峠いにしへ此峠梨子の木の多くありて、花の比は白妙なせりとなりの麓なる田山と云里に、檀毘盧長者といへるあり。【世俗、有福に暮すものを長者とはいへる也。むかし東都に白金長者、澁谷長者、又三州矢はきの長者といへるか如し。又藤氏長者、源氏長者と云ものは、たとへは裸虫毛虫鱗虫甲虫羽虫各三百六十を、人ならひに麟鳳龜龍をもつて長とするか如く、藤氏源氏何れの氏族にかきらす、攝政關白の人を以てその氏族の長者とするの義なりといへり。氏長者言二某氏之長一義也別非蒙二宣旨一也云々弊學院淳和院者源氏學問所也此別當者源氏昇二大臣一爲二長者一也云々別當者皆監二察其職事一職也又別當者不掌二其政事一唯爲二棟梁一監二於其政事一而已云々。右職原抄。】夏のすへつかた晝寢せしかは、一睡の夢にだんぶり【どんぼうの事を方言にたんふりと云ふ、又あけすともいへり。あけすは秋津の轉語か、ひる、ふり通音か。釋名二蜻蛉カケロハかける也、飛かける虫也。蜻蛉トシバクは飛羽也云々。】の飛び來りて、尻尾にて水を長者か口へひたしけるか、その味ひ誠に甘露の如し。とひ通ひてかくする事の度々なり。夢さめて後も、己の口に酒の氣の残りければ不思議の事に思ひ、かの夢の中に蜻蛉の飛通ひし、向ふなる川岸の山へ登り見れば、岩石の間より清水のしたゝり流れ出るありて酒の氣のいたしけるゆへ、これを手に掬して【掬一升也今俗謂二兩手所一捧爲二一掬一數合耳云々。】のみければ、誠に旨酒甘露にも異ならざるの甘泉なりけ

れば、大に歡ひ日々にこれを汲て商ひけるに、日に増し月に添て繁昌しけるか、終に長者とはなりにけるとなり。故に男女童僕の類ひ數百人もあるなれば、朝夕の炊ける米もおひたしく洗ひしかは、川の流も誠に白水となりて流れしとかや。依てその川を米代川よねしろと名附しとなり。【肥後の國に白川と云あり、阿蘇山より出る川なり。水の色白くして如粉といへり、故にしら川と名附となり。このよねしろ川もしろき水となり流れし事故、よねしろ川となつくといへるも同じ事なりき。又ひかきの姫の歌に、むは玉のわか黒髪はしら川のみつわくむまてなりにけるかなと云々。】夢の中に、どんぼうの教し美酒にして長者とはなりたるの事なれば、だんぶり長者とはいへるとかや。かく長者と成て家もさかへし事なれば、金漆の類をも埋み藏せしにや、そのときの童謠に漆萬金こがね億々と謠ひしとなり、歌の前後は忘れたり。【童謠帝堯代康衢童謠曰立二我蒸民一莫二匪爾極一不レ識不レ知順二帝之則一此中華童謠之始也云云五達曰レ康四達曰レ衢云々堯治二天下一五十年不レ知二天下之治一不レ治顧問二左右一外朝及在野皆不レ知也堯微服遊二於康衢一聞二兒童謠一云立二我蒸民一莫二匪爾極一不レ識不レ知順二帝之則一堯還レ宮召レ舜禪以二天下云々脱履文選北山移文履二萬乘一其如レ脱註淮南子曰堯年衰志閔舉二天下二而傳二之舜一猶二却行而脱履也許慎云言易也云々脱履讓位事也云々。】いままも野飼の馬の足に、漆の附て歸りし事まこれあるとなん。漆は數百年土中にありても朽さるものといへり。金はなをしかなりとかや。【攝州金津山は、阿保親王此岡山に金瓦一萬、黄金一千枚を埋ませ、此里の民飢餓に及の時これを掘取りて飢を養ふへしとて埋ま

せ玉ふと也。依而金津山と云となり。土俗の歌に、朝日さす入日か、やく此下にこかね千枚瓦萬枚といへるとなり。此の田山の、こかね億々と謠ひしも同日の談なりき。○阿保親王五十一代平城天皇之御子三品彈正號阿保親王五十四代仁明天皇承和九年七月薨云々。○職原抄云、彈正正爲武官之頭也。彈正世間風俗非違也。昔行於京中檢斷也。中古移于檢非違使也云々。○檢斷と云は、南部邊にて町々に檢斷と申役有之、市中一切の事を取扱ふ町役のものを檢斷と云。東都にては、町々を支配いたし諸事取行ふものを名主と云、南部の檢斷に同じ。又國々にて、その村々にて年貢その外の事をも取扱ふものを名主と云。三河邊にては右のものを庄屋と唱へしなり。予か故郷にては、村々にて右役のものを肝煎といへるは、諸國にて名主と云に同じ事なり。今にかの長者の住し屋鋪跡のあるなれども、金漆を埋みしの所、何れの地にてありけんか知れさるとなん云ひ傳へり。又この田山の里に、いつのころより出來けるにや盲曆と云ものありて、いまは印板とはなりぬ。予もそのめくらこよみを所持せしか、たとへは大小は猶更也、何にてもみなそのかたちにてしるせしものにして、八十八夜といへるには八ツの重箱に八本の矢を畫し類ひ也。この盲曆、何れの御宇にてありけんか叡覽に備はりしとかや、ありかたき事にあらずや。實に、土人の文もしらさりし童子幼婦のためになん出來たりしものなりき。かの甘泉の類ひを尋るに、むかし人皇四十四代元正天皇の御宇、美濃國美濃舊事記、三野當國有三大野三故云三野一後改美濃也各務野青野關ヶ原何廣野也云々。【何かしの郷の民に親に孝なるものありて、薪を取りて

親を養ひけるに、家貧しき事甚し。その父酒をたしみければ常に力を極めて買ひ求めけれども、殊にかさるの事もありけり。或日孝子山にいらりて薪を取りけるに、躓て倒れけるに、その所酒の氣のあるやうに覺へけるゆへあやしみて是を求むれば、石の間より涓々として涓々小流美酒の流れ出るあり。これを取りて歸り父に進むれば、その父大にのみて歡ひたのしむ事かきりなし。依て父子相歡ひ、日々に其所へゆきて汲けるに、汲む事をほけれども終につきさりけり。事のやう叡聞に達しぬれば、帝その地へ行幸なし玉ひ酒泉觀はしての玉はく、天神地祇のかれか至孝を感するにあらずんは、何ぞ此嘉瑞あらんやと、早くかれを封して美の、守となすへしと。その泉を名附て養老の瀧と云ひ、又改元ありて養老となすといへり。【醴泉日本紀持統七年十一月己亥遣沙門法員善往義直等一試飲近江國益須郡醴泉云々又同帝八年三月己亥詔曰粵以七年歲次癸巳醴泉涌於近江國益須郡都賀山一諸疾病停宿益須寺一而療差者衆故入水田四町布六十端一原一除益須郡今年課役雜徭一國司頭至日進一位一階一賜其初驗醴泉一者葛野羽衝百濟土羅々女人絶一匹布十端鍬十口云々七十八代二條院永萬元年六月七日醴泉涌一出蓮花王院内西砌云々。元亨釋書、五車韻瑞日記禮運天降膏露一地出醴泉一又六帖崑崙山有醴泉一飲之疾病皆愈云々白水出崑崙山一人飲之則不死吾將朝濟於白水云々本草約言醴泉水味甘美無毒食之潤五臟一長年不饑主胸膈諸熱明目止渴此水不可易得云々。○養老瀧美濃國高耆郡或多藝云々。】かの長者の美酒に逢しはいかなる宿善のありけるにや。善を積の家にはあまんの慶あるといへるなれば、そ

の類ひにや侍らんか。【易曰積善之家必有余慶積不善之家必有余殃云々書曰作善降之百祥作不善降之百殃云々は皆罪福應報也云々。】

大日堂

大日堂は、上の郷の内にして小豆澤と云里にあり。九間四面の堂にして靈驗あらたなる大日如來なり。【毘盧遮那經疏曰、毘盧遮那此曰日蓋天地之間日光皆遍我毘盧世尊大覺圓照無所不至假借世相取レ日寓名故摩訶毘盧遮那佛翻名大日如來也云々。元亨釋書云、一行曰梵音毘盧遮那者是日之別名即除暗遍明之義也然世間日則有二分若照其外不能及内明在一邊不至一邊又唯有晝光不燭夜如來智惠日光則不如此是遍一切處一作大照明矣云々。】むかし田村將軍【將軍人皇十代崇神天皇十年命三四道將軍遣四方云々四道將軍者大彥命北陸將軍武渟河別命東海將軍吉備津彥命西道將軍道主命丹波將軍此將軍之名始也云々。】○田村鷹日本後記嵯峨天皇紀曰、田村鷹者從三位左京大夫兼右衛士督刈田鷹子正四位犬養之孫也云々又坂上刈田鷹鎮守府將軍從三位云々坂上田村鷹征東大將軍或征夷大將軍正三位右大將五十三歲時大納言嵯峨天皇弘仁二年五月廿三日薨五十四歲土葬山城國栗栖野云々人皇五十一代平城天皇大同年中以藤原内鷹爲左近衛大將以坂上田村鷹爲右近衛大將也右大將之號始田村鷹或說五十二代嵯峨天皇御宇始置之也云々田村鷹者平城帝之朝中納言兼右大將爲征東大將軍

嵯峨帝之朝昇進大納言卒云々。東夷征伐の節建立せしとかや。境内に大なる杉の木多くあるなり、中にも八抱餘の杉ありけり。【合手曰拱一拱曰抱又合拱曰圍云々。】何れの杉も大木にして、五の宮の麓につゝきし杉の木立なり。往還の傍らにある堂なれば、往來のもの、多く參詣致せるなり。馬に乗りしものは下馬して通る事にてそなんありける。東鑑に、鎌倉の右大將家【右大將源賴朝清和天皇十代左馬頭源義朝三男母熱田大宮司藤原季範女也賴朝十三歲任右兵衛佐正二位大納言兼右大將征夷大將軍五十三歲薨逝云々。】奥州の泰衡を征伐し玉ひ歸路せしめ玉ひる條に、【泰衡東鑑、陸奥押領使藤原朝臣泰衡年三鎮守府將軍兼陸奥守秀衡次男母前民部少輔藤原基成女文治三年十月繼於父遺跡爲出羽陸奥押領使管領六郡云々八十二代後鳥羽院文治五年九月賴朝卿進發於奥州泰衡一族籠城之處悉滅亡云々。】○征伐師有鐘鼓曰伐無鐘鼓曰侵輕曰襲掩其云々上伐下曰征云々。御路次之間野宿云々露令歸一青山給ひ、被尋其號之處、田谷窟云々、是田村鷹利仁等の將軍【藤原利仁桓武天皇之頃人任鎮守府將軍山陰中納言孫也得神通飛海路云々。向陽林子百將傳、藤原利仁左大臣魚名公後胤ナリ。延喜ノ帝ニ仕ヘテ鎮守府將軍ニ任セラレ、東國、北國ヲ守護ス。高丸ト云ヘル惡黨、奥州達谷窟ニタテコモル。利仁是ヲ討テ其窟ヲ攻破ル。其智謀勇力共ニ勝レケレハ人皆恐レテ歸服ス。此人生レツキ身輕シテ、ハヤワサ人ニ勝レタリ。海ヲ飛踰ルコト鳥ノ翔ルカトシ。是ヲ見者鬼神カトアヤシムハカリナリト云々。百將傳ニ、利仁ハ延喜帝ニ仕ヘテ鎮守府將軍ニ任シテ、高丸ヲ討テ其窟ヲ攻破ルト云々。按、高丸

ハ桓武帝延曆二十年田村丸利仁等ノ將軍奉_ニ綸命_一賊主惡路王征伐_ト東鑑_ニアリ。又王代一覽、陸奥國夷賊高丸ト云者達谷窟起駿河國迄攻上ル。征夷大將軍田村麿節刀ヲ賜リ進發、高丸奥州ヘ引退ク。田村續テ攻入、神樂岡ト云所ニテ高丸ヲ射殺トアリ。延喜帝桓武帝ヨリ十一代後ノ帝ニシテ、延曆二十年ヨリ延喜元年迄百年餘也。百將傳ニ利仁延喜帝ニ仕フト云ヘルハ、延曆帝ノ書誤歟不審。王代一覽モ春齋林子同作也。奉_ニ綸命_一征夷之時、賊主惡路王並赤頭等構塞之岩室也。【綸命王言如糸其出如_レ綸云々命號令也天子言曰_レ綸云々。禮記緇衣篇、子曰王言如_レ絲其出如_レ綸王言如_レ綸其出如_レ綸故大人不_レ倡_ニ游言_一呂氏曰游言無根不定之言也云々又綸言如_レ汗謂_ニ出不_レ歸也王言無_ニ輕易之失_一其出而不_レ反猶_ニ汗之發_一腠理乎是不_レ食_ニ言之謂而已云々。】其巖洞之前途至于此十餘日鄰_ニ外濱_一也、坂上將軍於_ニ此窟前_一、建_ニ立九間四面精舍_一、令_レ模_ニ鞍馬寺_一安_ニ置多聞天王像_一、號_ニ西光寺_一寄_ニ附水田_一、寄_ニ文曰_一、東限_ニ北上川_一南限_ニ岩井川_一、西限_ニ寫王岩屋_一北限_ニ牛木長峯_一者、東西三十餘里南北二十四里餘云々。【鞍馬寺桓武天皇延曆十五年草創鑑真和尚藤原伊勢人修行毘沙門天出現元正天皇靈龜二年云々。元亨釋書、鞍馬寺者大中大夫藤原伊勢人所_レ創也大夫歸佛尤篤常曰安得_ニ勝地_一建_ニ道場_一安_ニ觀音像_一延曆之間夢往_ニ城北之山_一有翁鬚髮嚙々告曰此地甲_ニ天下_一山似_ニ三鈷杵_一常出_ニ五色雲_一汝營_ニ練若_一利益無量大夫夢中問曰誰乎翁曰王城鎮守貴船明神也覺而不_レ知何處_一大夫有_ニ白馬_一常所_レ騎也裝_ニ鞍語曰昔摩騰法蘭載_ニ舍利像_一經_ニ白馬_一來_ニ震旦_一然者白馬者靈畜也汝定知_ニ我夢地_一乃放_レ馬從_ニ一童子_一其馬向_ニ城北_一去至_ニ一山阿_一駐_ニ茅草中_一童還告_ニ此事_一大夫往見_ニ其地_一宛如_ニ夢中_一適於_ニ茅裏_一得_ニ毘沙門天像_一創_ニ一字_一安_ニ像故號_ニ鞍馬寺_一大夫以爲我欲_レ安_ニ觀音像_一今只置_ニ天像_一願未_レ果乎其夜夢童子十五六許告曰當知觀音多聞名異體同覺後解_レ疑大夫後日又營_ニ一堂_一安_ニ觀自在像_一今寺西觀音院是也其後峯延法師居_ニ此益傳_一靈應_ニ云々。○著聞孔雀經云北方有_ニ大天王_一名曰_ニ多聞_一云云陀維尼集北方天王像其身量一肘着_ニ種々天衣_一左手伸_レ臂執_ニ稍柱_一地右手屈_レ肘擎_ニ佛塔_一長一丈六尺云々光明疏北水精睡王名_ニ毘沙門_一云々釋氏要覽智論云天帝釋以_ニ大寶鏡_一從_ニ正月_一照_ニ南剎部洲_一二月照_ニ西洲_一至_ニ五九月_一皆照_ニ南洲_一察_ニ人善惡_一故南洲人多於_ニ此月_一素_レ食修_レ善故經云年_ニ三長齋_一也又一說北方毘沙門天王巡_ニ察四洲善惡_一正月至_ニ南洲_一亦如_ニ寶鏡_一至_ニ五九月_一皆察_ニ南洲_一云々。○者_ニ日本釋名_一者、といへれはと云意を略せり、もろこしの書の内に、天子の詔勅下の奏書に多く者の字を用ゆ。日本にてていはれはと訓す、上の文をうけたる字なり。近代日本の俗、まなひそこなひて下の句の上におけるあり、あやまりなるへしと云々。袋双昏宣下狀云 被_ニ院宣_一云自_ニ中古_一以來不_レ入_ニ勅撰集_一之外和歌等宜_レ被_ニ撰集_一者仍執達如件教長謹言

如_ニ夢中_一適於_ニ茅裏_一得_ニ毘沙門天像_一創_ニ一字_一安_ニ像故號_ニ鞍馬寺_一大夫以爲我欲_レ安_ニ觀音像_一今只置_ニ天像_一願未_レ果乎其夜夢童子十五六許告曰當知觀音多聞名異體同覺後解_レ疑大夫後日又營_ニ一堂_一安_ニ觀自在像_一今寺西觀音院是也其後峯延法師居_ニ此益傳_一靈應_ニ云々。○著聞孔雀經云北方有_ニ大天王_一名曰_ニ多聞_一云云陀維尼集北方天王像其身量一肘着_ニ種々天衣_一左手伸_レ臂執_ニ稍柱_一地右手屈_レ肘擎_ニ佛塔_一長一丈六尺云々光明疏北水精睡王名_ニ毘沙門_一云々釋氏要覽智論云天帝釋以_ニ大寶鏡_一從_ニ正月_一照_ニ南剎部洲_一二月照_ニ西洲_一至_ニ五九月_一皆照_ニ南洲_一察_ニ人善惡_一故南洲人多於_ニ此月_一素_レ食修_レ善故經云年_ニ三長齋_一也又一說北方毘沙門天王巡_ニ察四洲善惡_一正月至_ニ南洲_一亦如_ニ寶鏡_一至_ニ五九月_一皆察_ニ南洲_一云々。○者_ニ日本釋名_一者、といへれはと云意を略せり、もろこしの書の内に、天子の詔勅下の奏書に多く者の字を用ゆ。日本にてていはれはと訓す、上の文をうけたる字なり。近代日本の俗、まなひそこなひて下の句の上におけるあり、あやまりなるへしと云々。袋双昏宣下狀云 被_ニ院宣_一云自_ニ中古_一以來不_レ入_ニ勅撰集_一之外和歌等宜_レ被_ニ撰集_一者仍執達如件教長謹言

六月二日

參議 教長 奉

謹上 左京大夫 殿

又云和歌之道雖_ニ能宣忠峯_一不_レ可_レ恐_レ之於_ニ貴殿_一者深所_ニ恐申_一也者件書狀爲_ニ明鏡_一何可_レ忘_ニ彼書_一哉俊兼聞_レ之大咲云々。右、東鑑文治五年九月の條に見へたり。田村麿東夷征伐は人皇五十代桓武天皇の御

宇、延曆二十年なり。賊主惡路王等退治の後、かの巖窟の前に九間四面の精舎を建て毘沙門天の像を安置せしむとあれば、この大日堂もその節建立せしなるへし。大日堂も九間四面なればなり。建立せしよりいまに至りて千年あまりの春秋を経し事なれば、境内の古樹もむへにそ思はれ侍るなり。或説に、桓武の御宇延曆七八年の間奥州の夷賊大に起る、遣紀の古佐美（從中）池田の眞牧、安信の黒繩等を先軍敗績す。〔紀古佐美紀飯麿子延曆十六年四月四日卒大納言云々桓武帝延曆七年十二月征東夷以紀朝臣古佐美爲征東大將軍詔召昇殿上賜節刀因賜勅書曰夫擇日拜良將由綸言推穀分闡專任于將軍矣云々。○大崩曰敗績師徒撓敗若沮岸崩山喪其功績故曰敗績撓曲也云々。〕同二十年奥州の夷賊高丸來駿河命田村麿賜節刀進討之、麿射殺高丸於神樂岡、夷の首領大蓋公盤具公降る。率歸て後に並に斬るといへり。〔節刀節鉞節旄斧鉞凡爲節度使者必授之節度使官掌備邊撫綏夷狄云々節以旄爲之上下相重如竹節也凡以王命往來必持竹節以爲信云々旄周禮犖牛尾爲之云々韋昭云節者山國用人節澤國用龍節皆以金爲之道路以旄節門關用符節都鄙用管節皆用竹爲之節征使所擁者也凡大將出征皆授節刀也云々日本紀景行帝四十年東夷多叛秋七月以日本武尊授斧鉞以東征是上古將帥授斧鉞之始乎云々鉞以黃金飾斧云々卓氏藻林節者守邦國者用玉節守都鄙者用角節玉節居分陝凡邦國之使節山國用虎節土國用人節澤國用龍節皆金也門關用符節以竹符合之也掌貨賄者以璽節旣爲符又加璽于其上也道路用旄節用旄以彰其節也故凡通達天下者必有節云々酉陽雜俎凡節守國用玉節守都鄙用角節使山邦用虎節土邦用人節澤邦用龍節門關用符節貨賄用璽節道路用旄節古者安平用璧輿事用圭成功用璋邊戎用珽戰鬪用璪城圍用環災亂用雋大旱用龍節也大喪用琮云々。○分陝周公召公分地而治之後世刺史皆通稱之咨余再分陝又曰玉節居分陝云々又分陝周公左召公右陝地名古虢國也自陝而東者周公之自陝而西者召公主之云々又節以竹爲之以牛尾爲其旄傳以木爲之書符其上以爲信云々又符以玉爲之篆刻文字以中分之彼此各藏其半有故則合以爲信也云々又漢文帝初與郡守爲銅虎符竹使符銅符以發兵竹符以竹箭五枚鏤刻篆書云々。○田村麿奥州ノ賊ヲ悉ク平ケ、膽澤郡ニ八幡宮ヲ建テ其弓矢等ヲ納メ、又達谷窟ノ前ニ鞍馬寺ヲ似セテ多聞天ノ像ヲ安置ス云々。延曆二十年十一月田村麿歸京シケレハ天皇仰ニ云、近年數度奥州亂レケルニ、田村今度悉ク退治ス。其功大ナリトテ從三位ニ任セラルト云々。又延曆二十一年、田村麿蒙勅奥州膽澤城築之云々。○神社考云、延鎮報恩法師之徒也居清水寺與坂將軍田村遇因爲親友將軍奉勅伐奥州逆賊高丸語鎮曰我承皇詔征夷不假法力爭得不辱命公其加意焉鎮諾高丸已陷駿州次清水關聞將軍出師退保奥州官師與賊交鋒官軍矢盡于時小比丘及小男子拾矢與將軍異之已而將軍親射高丸而斃於神樂岡獻首帝城將軍先詣鎮曰因師護念已誅逆寇不知師之所修何法哉鎮曰我法中有勝軍地藏勝敵毘沙門我造二像供修耳將軍便說二人拾矢事乃入殿見像矢瘢刀痕被其體

其節也故凡通達天下者必有節云々酉陽雜俎凡節守國用玉節守都鄙用角節使山邦用虎節土邦用人節澤邦用龍節門關用符節貨賄用璽節道路用旄節古者安平用璧輿事用圭成功用璋邊戎用珽戰鬪用璪城圍用環災亂用雋大旱用龍節也大喪用琮云々。○分陝周公召公分地而治之後世刺史皆通稱之咨余再分陝又曰玉節居分陝云々又分陝周公左召公右陝地名古虢國也自陝而東者周公之自陝而西者召公主之云々又節以竹爲之以牛尾爲其旄傳以木爲之書符其上以爲信云々又符以玉爲之篆刻文字以中分之彼此各藏其半有故則合以爲信也云々又漢文帝初與郡守爲銅虎符竹使符銅符以發兵竹符以竹箭五枚鏤刻篆書云々。○田村麿奥州ノ賊ヲ悉ク平ケ、膽澤郡ニ八幡宮ヲ建テ其弓矢等ヲ納メ、又達谷窟ノ前ニ鞍馬寺ヲ似セテ多聞天ノ像ヲ安置ス云々。延曆二十年十一月田村麿歸京シケレハ天皇仰ニ云、近年數度奥州亂レケルニ、田村今度悉ク退治ス。其功大ナリトテ從三位ニ任セラルト云々。又延曆二十一年、田村麿蒙勅奥州膽澤城築之云々。○神社考云、延鎮報恩法師之徒也居清水寺與坂將軍田村遇因爲親友將軍奉勅伐奥州逆賊高丸語鎮曰我承皇詔征夷不假法力爭得不辱命公其加意焉鎮諾高丸已陷駿州次清水關聞將軍出師退保奥州官師與賊交鋒官軍矢盡于時小比丘及小男子拾矢與將軍異之已而將軍親射高丸而斃於神樂岡獻首帝城將軍先詣鎮曰因師護念已誅逆寇不知師之所修何法哉鎮曰我法中有勝軍地藏勝敵毘沙門我造二像供修耳將軍便說二人拾矢事乃入殿見像矢瘢刀痕被其體

又泥土塗脚也將軍大驚奏事帝加敬焉云々。】

五の宮嶽

五の宮嶽は、大日堂の境内につゞきし東の方の高山なり。往昔人皇二十一代敏達天皇の皇子第五の宮、守屋の大臣の故をもて皇子の列を除かれ、庶人となし奉りて、奥州へ配流せられ豊の岳に宮造りおほせませしか、その後三十六代皇極天皇元壬寅年、五の宮七十三歳のせつ配流勅免ありて上京し給へり。配所におはします事五十二年とかや。その時當國の産物毛布細布三百反、砂金百兩獻しか、それより貢物とはなれりとかや。その後薨してこの山へ葬り奉りしなれば、五の宮嶽とはいへるとなり。山の絶頂に陵ありて「帝王ノ御墓ヲミサ、キト云。コノ陵ハ帝王ノ御墓ニアラサレトモ、五ノ宮ノ御墓ナルカ故ニ御陵ト唱リト云々。風俗通云、陵大阜也詩如山如陵易地險山川丘陵也爾雅陵莫大於加陵陵有二天性自然今王公墳壟各稱陵也云々左傳殺有二陵焉曰陵其南陵夏后皐之墓也皐夏桀之祖父其北陵文王所辟風雨也此道在二殺之間一南谷中谷深委曲南山相嶽故可以辟風雨一古道由此魏武帝西討巴漢惡其險二而更開北山高道云々殺山在河南府永寧縣北二十八里云々。】僅の名をしるとなせり。高山なりしなれども、いまに參詣のものもたへすありしなり。此みさゞきの邊りにて、晴天の時は鶏の鳴く聲のしけるのよし、むかしより云ひ傳へり。予か知れる土人古坂村の五郎七と云もの參詣をなせしか、たしかに鶏

のなくこゑを聞しと、まのあたり予に咄せり。東都駒込の邊に鶏聲か窪といへるあり。むかし、夜毎に鶏の鳴く聲の地中にきこへしの故に、鶏聲か窪と多附しとなり。和漢ともに、地中に鶏犬の聲きこゆる事ありと書にも見へり。【酉陽雜俎、唐文宗皇帝開成末永興坊百姓王乙掘井過常井一丈餘無水忽聽向下有二人語及鶏聲甚喧鬧近如隔壁井匠懼不敢掘一街司申金吾韋處仁將軍一韋以事涉怪異不復奏遽令鑿之據亡新求周秦故事一謁者閣上得驪山一本李斯領徒七十二萬人作陵鑿之以章程卅七歲一固地中水泉奏曰已深已極鑿之不入燒之不燃叩之空々如下天狀一曰如存天狀抑知厚地之下別有天地也云々。】○五雜俎、長洲合署中聞地下小犬吠聲如此數晝夜令人尋聲發掘杳無所見後亦竟無禍福按晉時輔國將軍孫無終家於既陽地中聞犬子聲尋而地坑有二犬子皆白色一雌一雄取而養之皆死後爲桓玄所亡又吳郡太守張懋廬江民何旭家皆然而俱不善終尸子曰地中有犬名曰地狼夏鼎志曰堀地得犬名曰賈云々又家語土中有羊曰羴羊羴羊雌雄不成者也云々。】むかし唐土に、劉晨阮肇といへる二人のもの天台山上登りて仙女に逢ひ、【唐土曰支那曰震旦我國曰日本天竺曰月支、唐土震旦ト云是日月星ノ三光ヲ表ストナリ。震ハ星ナリト云々。又震旦トハ東方屬震、是日出之方也故ニ云震旦云々。唐書、天竺漢身毒國也或曰摩伽陀曰波羅門去京師九千六百里居葱嶺南幅員三萬里分東西南北中五天竺云々。水經云、葱嶺高可千餘里兩邊漸下南北豎嶺行數極多百餘條矣多有山葱崖峽葱翠因以名焉又高數百丈上炎連蔓葱云々正觀二年玄奘上表遊西竺上允之遠逾葱嶺

毒風切肌飛沙塞路過溪澗懸絶則以繩爲梁梯空而進及登山壁立千仞持四棧手足更互著崖孔中猿臂而過張鷟甘延壽所未至也過沙河逢惡鬼異類出沒前後師一心念觀音及般若心經倏然退散稜山水雪春夏不解徒侶凍死者十之四凡所歷百三十國也云々。○印度天竺之稱印度者唐言月月有多名斯其一稱也良以其土聖賢繼軌導凡御物如日照臨由是義故謂之印度云々。○職方外記云、中國西南曰印第亞即天竺五印土也國人面皆紫色其南土曉天文頗識性學亦善百工技巧無筆札以錐畫樹葉爲書國王之統例不世及以娣妹之子爲嗣親子弟給祿自膳男子不衣僅以三尺布掩臍下女人有以布纏首至足者其俗士農工賈世其業最貴者曰波羅門次曰乃勒大抵奉佛多設齋醮今浴海諸國與西客來往者亦率奉天主正教云々又云多產椰樹爲天下第一良材幹可造舟車葉可覆屋實能療飢漿能止渴又可爲酒爲醋爲油飴糖堅處可爲削釘殼可盛飲食瓢可索綯一種一木而一室之利畢賴之矣云々。○後漢明帝永平中有劉晨阮肇入天台山逢仙女止宿半年而歸家鄉並無相識鄉里怪異乃驗得七代子孫傳聞上祖入山不出不知何在既無親屬栖泊無所欲還女家尋山路不獲至大康八年失一人所在云々按從漢明帝永平元年至晉武帝大康八年凡二百三十年也。○武陵の漁人、桃源の山穴に入りて不死の人に逢ひぬるのよしもあるなれば、武陵溪在武陵縣西亦名德勝泉唐屬朗州武陵郡又桃源在常德府云々晉大元中武陵人捕魚緣溪忽逢桃花夾岸漁人異之行盡水源得一山有小口捨舟入豁然開朗屋舍儼然有良田美地桑竹屬男女衣著

悉如外人見漁人驚問設酒食云先世避秦亂來此留數日漁人辭去向路處々誌之詣太守說太守遣人隨往路迷不得入漁人姓黃名道真太守劉歆也云々按從秦始皇帝元年一至東晉孝武帝太元元年凡六百二十二年也。○日本紀、雄略天皇二十二年秋七月丹後國餘社郡管川人水江浦島子乘舟而釣遂得大龜便化爲女於是浦島子感以爲婦相遂入海到蓬萊山歷觀仙衆語在別卷云々。○神社考云、浦島子傳扶桑略記載雄略帝時丹後國與謝郡有水江浦島子者釣龜水江化爲女於是浦島子與女到常世國海神之都蓋龍宮也浦島子不老不死其後欲歸故里省父母上時神女授與玉匣曰欲再來此者必勿開斯箱浦島子還鄉見之知人無一人驚怪問人人答曰開昔浦島子者遊海遂不返於是始知其到蓬萊島而急將赴神女所向海不知在何許也浦島子惘然憂之忘神女言而少開玉匣紫雲忽出變於常世國浦島子大悔其負俄爲老翁遂死于時天長二年也從雄略天皇御宇至此蓋三百四十餘年云々。○五の宮嶽の鶏聲は、もしや別世界にても有て聞へしかと古老の物語にもあるなれと、いふかしき事に侍る。此山嶽は高山なりし故、出羽、越後の海を乗るもの、この山を目あてに乗るといへり、郡中第一の高山なり。【日本釋名に、越後むかしは越前、越中、越後をすへて越の國と云、近江、美濃、飛驒、信濃の方より山をこへてゆく故に、北國をこしちと云。後代三國にわかれて前中後となること云々。】然るに五の宮の皇子、此州へ左遷せられ配所におはします事五十二年、皇極帝元年配流勅免ありて上京し玉ひけるか、同四年狹の里に一字を建立し觀世音を安置し、錦木山觀音寺と號すと錦木の縁記

に見えたり。【説文、錦囊_レ色織_レ文从_二帛金聲_一徐曰襄雜色也漢魏郡有_レ縣能織_二錦綺_一因名_二襄邑_一云々釋名錦金也作_レ之用_レ功重其價如_レ金故字從_二金帛_一云々。】五の宮、上京せし後又下向し玉ひ此寺を造立なし給ひて、薨して後この山へ葬り奉りしか、又皇都にて薨せられしかとも多年配所に座しませしの事なれば、此山へ陵を築て土人の崇敬し奉りたるか、千有餘年の年月を經し後なれば詳かならざりしなり。猶古老の物語をきかまほしくはへる。

五宮嶽

傳言皇子謫_二這州_一歲月駸々經_二幾秋_一

山頂廟陵仙境裏空留_二片石_一共悠々。

【皇孫三世者稱_二王氏_一也親王昔云_二皇子_一至_二四十年代天武帝三年紀_一始書親王也云々。○貶降曰謫云々。○廟陵者謂_二歷代天皇之陵及親王皇后之墓_一也每年十二月奉_二幣諸墓_一此治部省所_レ掌也云々。】

天狗橋

天狗橋は、大日堂より七八町も南の方にして三四町も行ければ、一の渡りといへる長三十間余の橋あり。その橋を南へ渡り又東の方へ登りけるに、峩々たる兩山の屏風を立たるの如き絶壁の、大崖へつゞきし深谷の流れへ掛たるの橋にして、長十三間餘、幅三間程なりしか柱なく、十五六間餘なる木の杉二

本崖よりかけて桁に相渡し、その桁へ梁を渡せる板橋なり。兩山の間を流るゝの谷川にして、兩岸數十丈の深谷の淵なれば水の色藍の如く、又石に激して白波をなせり。これを望めは競々として、厚き板橋を渡りし事なれども薄氷をふめるの心地しけり。むかし此橋一夜の内に天狗のかけし橋なるとかや、故に天狗橋といへることなり。【山城國愛宕山有_二大杉_一彌_レ天蟠_レ地天竺大夫日良唐土大夫善界日本太郎坊各將_二其眷屬_一現_二于大杉之上_一有_二九億四萬餘天狗_一神頭鬼面披毛戴角告_二一人_一小角曰我等前二千年靈山會上受_二佛付屬_一成_二大魔王_一以_レ鎮_二此山_一利益群生_一言訖不見云々。神道俗説問答云、狼ノ五百年モ八百年モイキテ、一身輕ク飛行自在シテ天ヲカケルヲ天狗ト云。又狐狸ノ類ヒ老テ、變化自在ニシテ人ヲタフヲカスナリ。飛フヤウニ成ルヲ天魔、天狗ト云ナリト云々。又天狗ト云星ノ名本朝用ル處ハ、天魔ノ類ニ云ヘリ云々。五雜俎云、周書言天狗所_レ止地盡頭餘光燭_レ天爲_二流星_一長數十丈其疾如_レ風其聲如_レ雷其光如_レ電吳楚七國反時吠過_レ梁者是也俗云天狗所_レ止輒夜食_二人家小兒_一婦女嬰兒多忌_レ之云々。本朝月令云、黃帝伐_二蚩尤_一之時以_二正月十五日_一伐_二斬之_一其首上而爲_二天狗_一其身伏而成_二地靈_一云々。公事根源云、世風記云正月十五日夜時煮_二小豆粥_一爲_二天狗_一祭_二庭中案上_一則其粥凝時向_二東方_一再拜長跪服_レ之終年無_二疫氣_一云々右寬平ノ頃ヨリ年毎ニ是ヲ奉ルト云々。太平記五、上略、何クヨリ來トモ知ス、新座本座ノ田樂トモ十餘人忽然トシテ坐席ニ列ナリテゾ舞歌ヒケル。其興甚尋常ニ越タリ。暫ク有テ拍子ヲ替テ歌ヲ聲ヲ聞ケハ、天王寺ノヤヨウレホシヲ見ハヤトゾ拍子_{ハヤ}ケル。或官女此聲ヲ聞テ、餘リノ面白サニ障子ノ隙

ヨリ是ヲ見ルニ、新座本座ノ田樂共ト見ヘツルモノ一人モ人ニテハ無リケリ。或背勾テ鴉ノ如クナルモアリ、或ハ身ニ翅在テ其形山伏ノ如クナルモアリ、異類異形ノ媚者共カ姿ヲ人ニ變シタルニテゾ有ケル、中略。燈ヲ挑サセテ遊宴ノ坐席ヲ見ルニ、誠ニ天狗ノ集リケルヨト覺フ、踏汚シタル壘ノ上ニ鳥獸ノ足跡多シ、中略。後日南家ノ儒者刑部少輔仲範、此事ヲ傳聞テ天下將レ亂ト、時妖靈星ト云惡星下テ災ヲ成ストイヘリ。而モ天王寺ハ佛法最初ノ靈地ニテ、聖德太子自日本一州ノ未來記ヲ留給ヘリ。サレハ彼媚者カ、天王寺ノ妖靈星ト歌ヒケルコソ怪シケレ。如何様天王寺邊ヨリ天下ノ動亂出來テ國家敗亡シヌト覺ユ。哀レ國主徳ヲ治メ、武家仁ヲ施シテ消レ妖謀ヲ被致ヨカシト云ケルカ、果シテ思ヒ知ル、世ニナリケリ。彼仲範、實ニ未然ノ凶ヲ鑑ケル博覽ノ程コソ有難ケレト云々。南史、阿育王滅度取ニ佛舍利ニ役ニ鬼神ニ碎ニ七寶ニ未ニ一日一夜ニ造ニ八萬四千塔ニ云々。日本紀、天武天皇白鳳十三年冬十月土佐國田苑五十餘萬頃沒爲レ海古老云若レ是地動未曾有也是夕有ニ鳴聲ニ如レ鼓聞ニ于東方ニ有レ人云伊豆島西北二面自然増ニ益ニ三百餘丈ニ更爲ニ一島ニ如ニ鼓音ニ者神造ニ此島ニ響也云々。都良香富士山記云、山東脚下有ニ小山ニ土俗謂ニ之新山ニ本平地也延曆二十一年三月雲霧晦冥十日而後成レ山蓋神造也云々。攝津國河邊郡北田原村に鬼か門と云所あり。大巖をもて山の谷へ渡し、人力の及ひかたきの礎をなし石を豎て柱とし、雨を覆へるの石門なり。これいにしへ鬼神の造る所なりといへり。かくの如きのあやしき事と漢にも多くあるなれば、かの天狗の、一夜の内に橋を掛し事もあるらめやと思へるなり。なれども、いまはたへ

てかくの如きの類ひこれなき事になん。】十四五町も川下に、ひろき河原ありけるを夜明島といへり。天狗此橋を掛仕廻ひぬるに、夜の明けたりしなれば夜明島とはいへるこかや。此橋十三年毎に掛替のありしに、五の宮嶽の麓なる杉の木立の内より、橋桁に成べき同し丈なる大木の杉二本むかしより出る事の奇なりとす。かの天狗の一夜の内に掛たるの橋なれば、實に人力の及はざるの奇巧なり。予二十歳斗のせつ七月のすへつかた、盛府へ中津山氏三右衛門と云と道と同ふして、かの天狗橋のこなたなる一、渡りの橋を馬に乗て七八間も行しか、のりたる馬のいかゝしたりけん荷を覆へせしの故に、予横さまに水中へ落しなり。橋の高さ二丈斗もあるけるか、水も淺くして大いなる石もなかりければ、幸ひに蠶粉きりかみとなるの患ひをまぬかりたり。橋の半もすぎぬれば、藍色をなせしの淵なれば水底の藻屑ともなるへし。嗚呼粉になるの憂ひを脱かれ幸ひならんよりは、入水の患ひなからんにはしかしといまに思へり。むかし元文のころ、城州八幡祭禮の勅使淀の小橋の中程より橋の落ければ、勅使乗物のまゝにて入水せしとなり。明の謝肇淛か呂亭の一枚橋を渡りしに中道にして折れ、四輿人ともに地に殞たれども蠶粉とならざるは、積沙なればなりといへり。かれは橋の折たるに落、予は馬の倒れたるに落水せしも同般ならずや。人山に墮クツレして埒に墮、禍は毎に忽にするより生するごかの肇淛もいへり。ゆるかせにするの事ならされども、不慮の禍に逢ひし事まゝこれ有るの事なれば、まして嶮しきの坂或は橋の上を渡りし馬上なりせば、つゝしみて怪我のなき事專一ならずや。【神社考云、人皇五十六代清和天皇貞觀元年豊

前國宇佐八幡大神奉_レ移_ニ于山城國男山嶋峯_一山下有_レ流號_ニ石清水_一云々爾來遣_ニ勅使_一奉_ニ幣帛_一其使多用_ニ源氏之人_一圓融院天元二年三月二十八日始有_ニ行幸_一也而又每一代一度必遣_ニ奉幣使_一于宇佐云又欽明天皇三十一年冬肥後國菱形池邊民家兒甫三歲神託曰我是人皇第十六代譽田八幡磨也諸州垂_ニ跡于神明_一今又顯_ニ于此_一其後差_ニ勅使_一移而鎮_ニ座豐前國宇佐宮_一譽田本名而八幡爲_ニ神後自所_一稱者_上也云々。○譽田トハ昔射時左手_{ホムタ}ト云物掛、神功皇后三韓御退治ノ時_ト負_ニタマヘリ。夫ニ似_ニタマヒテ御誕生_一ノ時、左ノ御手ニ_ニ輓_一ノ如クナル癩生シタマヘリ。仍而_ニホンタノ天皇_一奉_レ申。譽田ハ_ニ輓_一ノ假名ナリト云々。○土佐日記註に、八幡宮は應神天皇也。初め肥後の國菱形の池の邊りにおはしけるを、神託によりて豐前國宇佐宮にうつしたてまつり玉へり。これ欽明天皇の御時なり。其後清和天皇の御宇に大和國大安寺の僧行教、山城國男山にうつし奉りて奏問せしに、すなはち清和天皇御社をたてさせ玉へり。本朝二所の宗廟と申は、伊勢太神宮と此八幡宮とにておはしませり。御託宣に、我は是人皇十六代譽田の八幡丸也と侍りし故に八幡と申奉ると云々。○菱形豐前國宇佐郡ニアリ菱形者三山之惣名也斯峯之體如_ニ菱之角_一非_ニ一山之秀_一分_ニ三方_一而崎_ニ松林之間_一有_ニ自然之池_一隨_ニ山之惣名_一之故稱_ニ菱形池_一云々。又貫之歌、豐國ノ菱ノ池ナル薦ノ根ヲトルトヤイモカ袖ヌレニケリ、云々。菱形、肥後國ト云ヒ又豐前國ト云フ、何レカ是ナルヤ。埵蟻塚也詩東山鶴鳴_ニ于埵_一朱註鶴水鳥埵蟻塚也將_ニ陰雨_一則穴處者先知故蟻出_レ埵而鶴就食_レ之遂鳴_ニ于其上_一也云々。】

大 崖

大崖は天狗橋と湯瀬村との間にして、峻峙たる兩山谷合の岩石をきりひらき、斷岸の所々に棧を設けて往來の道となしぬる事なれば、崎嶇として行き安からざるの險道なり。下は數十丈の深澗にして、石川の流れなれば數百反の布を晒せる如く、又流水の石に激して逆浪をなし、水聲雷の如くなるに異ならざれば、側に歩行しもの言辭も聞へざりしなり。此けふの郡は分て雪のをほく降る郷にしあれば、神無月のはしめかたより雪のふり、【清輔の輿儀抄_ニ神無月_一云はもろくの神出雲國へ行て、こと國に神なき故に神なし月と云を略せりとなり。○貝原篤信曰、十月は純陰の月なれば無陽月と云意にや。鬼をおに云陰也、神をかみといふ陽也。此節理あり。されども、いにしへまた此議論あるへからすと云々。○五雜俎、十月謂_ニ之陽月_一先儒以爲純陰之月嫌_ニ於無陽_一故曰_ニ陽月_一此臆說也天地之氣有_ニ純陽_一必有_ニ純陰_一豈能諱_レ之而使_レ有_ニ下如_一女國_一諱_ニ其無男_一而改名_ニ男國_一庸有_レ益乎大凡天地之氣陽極生_レ陰陰極生_レ陽當_ニ純陰純陽用事之日_一而陰陽之潜伏者已屢々萌蘖矣故四月有_ニ亢龍戒_一而十月有_ニ陽月之稱_一即天地之氣四月多寒而十月多煖有_ニ桃李生_一華者_一俗謂_ニ小陽春_一則陽月之義斷可_レ見矣云々。【霜月の半よりして翌春の如月の末のところまでは、【霜月と云は、霜しきりにふる故にしもふり月と云を略せりと云々。二月を和名衣更著と云。此月、よかんはけしくてさらにきぬをきれば、きぬさらきと云を略せりと云々。【馬牛の

通路もなりかたきやうふり積りし事にして、この險しきの道は更なり、谷の底迄も一面に白妙なり。道のかたちもなくなりぬれば、里人の先に立てあゆみし足跡をしたひて一足つゝあゆむ事にして、一步を失ひては深き谷底へすへり落へく、上は雪吹の溜り居りしか崩れ落へくもやと思はれぬれば、膽魂も身にそはす、冷汗を流して通りしなり。唐土蜀の左擔道はその道の至てけはしくして、その左りに擔ひしものを、易へて右になふ事のならざるの故に左擔道とはいへるとなり。此大崖の雪中の道は尙更にして、かの左擔道にも増るへくの峻道なり。信濃路は日本無双の雪國なれば、木曾の棧もかく有へくやと思はるゝなり。なれども、いまは蜀の棧道も王陽か馬をかへせしむかしに替り、肩輿の道となれるのよし、木曾のかけはしも猶しかなり。【漢王陽爲益州刺史至邛陔九折坂嘆曰奈何奉先人遺體乘此險因而回車云々邛笮西南夷地在西蜀徼外今叙州是本名邛笮山山下有九折坂云々又徼猶塞也又徼謂下以木石爲界也又南北曰塞西南曰徼云々劔閣在蜀保寧府兩崖峻拔鑿石架閣而爲棧道連山峻險也故謂之劔閣云々】かく峻峙たる重巖白妙の中に、數百の猿木をよちり或は枝をつたへ、又は小柴を分けゆきて雪中に食を求め寒風にさまよひ、なきさけふの聲悽惋としてきくにもものかなしく、哀れを催し涙をそなかしける。實に巴東三峽巫峽長猿鳴三聲涙沾裳と、漁者の歌なるのよしにして、猿鳴きて三聲に至れば、きくものなみた衣をうるほふすといへるなれば、人情の變らさりし事は和漢ともに同じ事なりき。方言に猿をましといふ、歌にましら、又たかのみこ、又いそのたちはきと云とかや。梵

語にはましたと云となり。古今集みつねか歌に、法皇西川におはしましたりける日、猿山のかひにさけふと云事を題にて、わひしらにましたらな鳴る芦川の山のかひあるけふにやはあらぬ。かひとは兩山の間を峽と云なり。又古今集貫之か歌に、櫻花さきにけらしもあしひきの山のかひより見ゆる白雪。峽は山峭て水を夾むを峽と云となり。【寬平法皇大井へ御幸いと興ありし事とぞ。人々歌よみけるに、鶴立洲、秋山浮水、猿鳴山峽など題九首ありけるとぞ。此の時の歌なるよし百人一首にこれある。小倉山峯のもみちは心あらはいまひとたひのみゆきまたなん、といふ貞信公の御歌は、この御幸の後行幸もありぬへき所なりとおふせ玉ふに、事のよしそうせんと申てよみ玉ふるよしなり。院のは御幸、天子のは行幸といへるとなり。されども、いつれも訓にはみゆきといへるとなり。東宮、皇后は行啓といふとなり。幸天子車駕所至民臣以爲倖幸故曰幸也云々。○三峽謂瞿塘巫山黃牛也或瞿塘歸峽巫峽云々瞿塘峽巫峽在夔州黃牛峽在夷陵夷陵今峽州也云々夔州巫山縣巫山十二峯四時常碧上有神女廟宿雲臺高百二十丈云々楚襄王夢見一婦人曰妾巫山之女也爲高唐客聞君遊高唐願薦枕席王因幸之去而辭曰妾在巫山之陽高丘之阻旦爲朝雲暮爲行雨朝々陽臺之下旦朝視之如言故爲立廟曰朝雲朝爲行雲暮爲行雨云々。歌に、なき人のかたみの雲やしほらん夕の雨にいろは見へねと云々。○瞿塘峽口冬水淺則石出廿餘丈夏水漲則平沒而孤根深浚也云々又水落則峽石巉巖而已出云々黃牛峽靜灘聲轉白馬江寒樹影稀皆蜀地名也云々楚俗祈而得雨必沈牛以答神呪云々三峽記巫峽在夔州

連山隱蔽非_レ亭午夜分_レ不見_レ日月_二云々。○五雜俎、萬曆己酉春至_二長溪_一宿_二支提山僧樓上_一積雨初霽朝曦蒼蔚晨起憑_レ欄四山猿聲哀_レ嘯雲外_一凄々如_二繁絃急管_一或斷或續客中不_レ覺雙泪沾_レ衣亦何必瞿塘_二三峽中始令_二人斷_レ腸也_二云々又云福清石竺山多猿千百爲_レ群戚少保繼光勦_レ倭時屯_二兵於此_一每教_二軍士_一放_二火器_一狙窺而習_レ之乃令_二軍士_一捕數百善養_レ之仍令_レ習_二火器_一爲_レ常比_二賊至_一伏_二兵山谷中_一而令_二群狙_一聞_二其營_一賊不_レ虞也少頃火器俱發霹靂震_レ地賊大驚駭伏發殲焉昔鍼尹燧象田單火牛江道火雞今戚公乃以_二火狙_一智者相師大約類之_二云々。○又木曾義仲加賀國於_二俱利伽羅峠_一用_二火牛_一而大破_二平軍_一云々皇朝史略云、安徳天皇壽永二年四月遣_二右近衛中將平維盛中宮亮平通盛等_一率_二兵十萬_一討_二源義仲_一五月維盛與_二諸將_一議分_二兵三萬_一向_二志雄山_一親將_二兵七萬_一向_二向_一礪波山_一義仲率_二兵五萬餘_一進陣_二于黑坂_一使_二叔父行家_一攻_二志雄山_一維盛等以爲地勢峻絶北兵艱_レ於攻圍_一乃結_二營猿馬場_一與_二北軍_一相接其夜義仲集_二牛數百_一繞出_二其陣後_一縛_二炬牛角_一策而縱_レ之軍士鼓譟隨_レ之聲震_二山谷_一平軍崩潰爭赴_二南麓_一投_レ崖而死者萬餘人維盛纒收_二餘衆_一奔_二于加賀_一六月維盛通盛等與_二義仲_一戰_二于篠原_一敗績維盛等逃歸_二云々。○左傳、鍼尹固與_二王同_一船王使_二下執_一燧象_一以奔_二吳師_一註燒_二火燧_一繫_二象尾_一使_二赴_一吳師_一驚_二却之_一云々。○史記、田單齊諸田疏屬也爲_レ臨淄市椽_一不_レ見_レ知及燕使_二樂毅_一伐破_レ齊盡降_二齊越_一而單得_レ脫東保_二卽臺_一燕人攻_レ之單乃收_二城中_一得_二千餘牛_一爲_二絳繒衣_一畫_二五彩龍文_一束_二兵於其角_一灌_二脂束_一葦於尾_一燒_二其端_一鑿_二城數十穴_一夜縱_レ牛壯士五千入隨_二其後_一牛尾熱怒而奔_二燕軍_一燕軍夜大驚視_レ之皆龍文所觸盡死傷五千人因銜_二枚擊_一之城中鼓譟從_レ之

老弱皆擊_二銅器_一爲_レ聲々動_二天地_一燕軍大敗遂復_二齊七十餘城_一云々。○晉江道字道載中軍段浩爲_二長史_一時差及_二丁零叛_一浩軍震懼姚襄去_レ浩十里結_二營_一以逼_レ浩浩令_二道擊_一之道進_二兵至_一襄營_一謂_二將校_一曰今兵非_レ不_レ精而衆少_二於差_一且其塹柵甚固難_二與校_一力吾當_二以計破_一之乃取_二數百雞_一以長繩連_レ之繫_二火於足_一群雞駭散飛集_二襄營_一々々火發因_二其亂_一而擊_レ之襄遂小敗_二云々卷西戎_一丁零國在_二西域_一云々。○源義仲爲_二義之孫帶刀先生義賢次男也左馬頭正五位下征夷大將軍號_二朝日將軍_一云々。此大崖より田山といへる村までの間は左右峯をつらねし谷合の道にして、雪のふり吹き溜りたるの山々より、なでの落し所所々にあり。【雪のふり溜りて小山の如く、山より崩れ落けるを方言になてと云。草木共に根こきにし撫たるか如く、右落し跡のはけるなり、依てなてと云か。又ちいさくして雪の上を走り落るを、わしと云。はしりの下略せるか。】何とかいへる所_名風の吹廻しにて夥數雪のふり溜りて缺崩るへき形勢なれば、その山の二三十間程の間通りけるの節は、人々足早に言葉なくして通りしなり。こゑのひゞきて、なてのおちん事をおそれてなり。此所にては、むかしより度々なてに壓_{おさ}れて數人一緒に死せしもの多くある事なれば、雪中には此所誠に難所なり。通り過ぬれば、ほつと息をつきて先_ツ難を遁れたりとて案堵せり。此外所々にあるなれとも此所は第一の難所なりき。すへて北國筋をほく雪の降りし國々は、雪の崩れて人の死せし事はまゝある事となん。越前の國にて山の雪崩れて落る時は、土人聲を發して、跡くろもしにはなはせの木あめうしの草て八尋延といひく、その所を逃去となり。かく呼時は、その難を通るゝ

と云傳へたりとかや。釣樟(クロモツ)は方言に烏木柴といへる木にてか、香はしき匂ひあるの木なり。右故にや東部にて楊枝に
郡にては方言にきやうと云木。たせしなり。越前にて方言にれそ、信濃にてはちしやと云となり。北國筋にて櫓の輪に用ふるが、此けふの
をかちきの輪に用ひしとなり。あどくろもしは櫓を云ひ、はなはせの木とは櫓の木なるへし。鼻緒といふもの
を、はちの木にてつくりたるか。黄牛の革とは紐の事、八尋はへは繩八ひろをもつてあみたる事にてや
あらんと、或書にいへり。すへて北越奥羽の邊の雪國には、土人藁にて作れる雪沓と云ものを雪中には
き、かの櫓を結び附て山野をあゆみしなり。【櫓以板爲之其形如箕擲行泥上云々櫓以鐵爲之其形
似錐長半寸施之履下以上山不蹉跌也云々。予か故郷にて土人雪中に用る櫓と云ものは、にきやう
といへる木を長二尺程幅七八寸の輪にして、つまつかぬやうに鼻先をそらせ、跡先へ横にはそき竹を
四五本入、ふむところは牛の革にして、沓を結びけるも矢張皮紐を用ゆる也。又泥上をあゆむものは板
を以て作り、深田の稻を刈の時用ひし也。又雪沓の下に結び附用るかちきと云ものは、長四五寸幅五分
程の鐵を二丁ならへ、それへいほを附しものを鐵かちきと云也。右を履下へ施し、すへらさるやういた
せしものなり。】狩人は猶用る事にして、山野大雪平地尺の中をも平地のやうに獸を追ふて、飛か如に走
るといへとも躓き倒るるの事もなく、雪の中へ落入るの事もなし。【狩人方言マタキと云。又獵人、獵
師、又歌にあらちを、又のどこ人と云ふとなり。歌に、あらちをのかるやのさきにたつしかもちかへを
すればちかふとそきく。又歌に、うちむれてすかるかるなるのどこ人ゆつるしみしにうちならしつゝ、
すかるとは鹿の事なりとそ。古今集に、すかるなく秋の萩原朝立てたひ行人をいつとかまたん。又夫

木集に、安計小野の楸まし里の淺ちふもいまはすかるのふしとなりけり、云々。方言の童謡に、かのし
しアへ岩のはさまに晝寢して、又喜くるかと夢に見ると、かのししとは鹿の事をいへるなり。又鹿をか
せきとも云なり。建禮門院の御歌に、岩根ふみたれか問らんなのはのそよく鹿の渡るなりけり、とは
詠し玉へる也。平家没落の後、建禮門院大原野の御庵室に御座しましける時の御歌なるのよし。又鹿
嶋大明神の御歌は、稱徳帝神護景雲元年鹿嶋大明神乘鹿從鹿嶋移三笠山給時ノ神詠、かしまより
かせきにのりて春日なる三笠の山の浮雲の宮、と云々。述異記曰、鹿千年化爲蒼又五百年化爲白又五百
年化爲女漢成帝時中山人得玄鹿烹而視之骨皆黑色仙者說玄鹿爲脯食之壽二千歲云々蘇耽獵常騎
鹿過險絕處皆超越問之答曰龍也云々。太平記に、櫓を踏さるの故に雪中に四五尺落入りたりといへ
り。又、里にても大雪のふりて道の片付かたきの節は、かの櫓にて雪をふみならしかためて道をつけし
なり。西行の歌に、あらち山さかしく下る谷もなくかじきの道をつくる白雪、と詠しぬれば、何國も雪
のふり積りし里には、かじきの道をつけしことにや。【狩左傳、春蒐夏苗秋獮冬狩皆於農隙以講事也
三年而治兵而振旅註蒐索擇取不孕者苗爲苗除害也獮殺也以殺爲名順秋氣也狩圍守也冬物畢
成獲則取之無所擇也云々。大和物語に、しかれば王公のかりは、たゝいたつらのたのしみ事にはあら
すとなり。また野行幸といひて鷹狩せさせ玉はするも、年の熟不熟をみつから御覽せられたためとか
や。これ巡狩の心なるへしと云々。巡狩古者王者巡狩至于四嶽一則封大山一而祭天禪小山一而祭三山

川云々封禪築土曰封除土曰禪云々又築土爲壇除土爲場云々。○西行藤原秀郷七世苗裔左衛門尉康清子也後鳥羽院下北面從五位下左衛門尉憲清法名圓位又大寶坊又號西行建久年二月十五日卒云々。東鑑、文治二年八月十五日己丑二品御參詣鶴岡宮而老僧一人徘徊鳥居邊怪之以景季令問名字給之處佐藤兵衛尉憲清法師也今號西行云々仍奉幣以後心靜遂謁見可談和歌事之由被遣仰西行令申承之由回宮寺奉法施二品爲召彼人早速還御則招引營中及御芳談此間就歌道並弓馬事條々有被尋仰事西行申云弓馬之事者在俗之當初愁雖傳家風保延三年八月遷世之時秀郷朝臣以來九代嫡家相承兵法燒失依爲罪業因其事會以不殘留心底皆忘却了詠歌者對風月動感之折節僅作卅一字許也全不知與旨然者是被無所欲報申云々然而恩問不問之間於弓馬事者具以申之即令俊兼記置其詞給緯被專終夜云々翌十六日西行上人退出頻雖抑留敢不拘之二品以銀作猫被充賜物上人乍拜領之於門外與放遊嬰兒云々は請重源上人約諾東大寺料爲勸進沙金赴奥州以此便路巡禮鶴岡云々陸奥守秀衡入道者上一族也云々。皇朝史略云、後鳥羽天皇建久元年二月西行卒西行姓藤原本名義清左衛門尉康清之子也累世以武著西行少勇敢善射兼通韜略事後鳥羽上皇任左衛門尉尤好和歌造詣高妙上皇愛其才甚見眷遇然性恬淡不喜榮利嘗有遷世之志年二十三遂削髮爲僧更名西行常謂桑門無家須抖擻終身於是游歷四方吟詠自適一日過鎌倉途遇賴朝賴朝見其風韻頗高使人問名即西行也賴朝素欽其名乃大喜延見問

以兵略西行辭謝曰棄世以來家世所傳悉皆焚之吟詠之外都無所記然亦甚不拒爲賴朝談兵一夕及且辭去賴朝固留不可乃遣以銀猫受而出適見兒童游嬉便與之去云々。故事要略云、佐藤兵衛範清大織冠鎌足公十五世孫四條家餘流也父云金吾校尉康清或云藤秀郷七世之苗裔也憲清後鳥羽院北面文武達人和歌貫首也預以二月望有爲死期云々。歌に、願はくは花のもとにて春死なんそのきさらぎのもち月のころ、と詠せしにたかはす、建久年二月十五日に正念往生せり云々。又玉葉に、前中納言俊光の歌に

ふみわけしきのふの道の跡もなくまたふりかくす今朝の白雪。

と詠せし如くにて、日々にふり積りし事なれば、小柴、小笹の類ひをもみな雪に埋もれて見へわかつ、只白妙にして晴濕則萬頃同縞瞻山則千巖俱白と雪の賦にもいへり。又玉葉、前僧正仁隆の歌に

夜半の嵐はらひかねけり今朝見れば雪のうつまぬ松杉もなし。

といへるもむべなり。又千載集、右大臣の歌に

山里のかきねは雪に埋れて野邊とひとつに成にけるかな。

と、又玉葉、法皇の御製に

白妙の色より外の色もなしとをき野山の雪の朝あけ。

と御詠し玉へる如くにて、白妙のいろより外の色もなく、千巖萬頃俱白しといへるも實にことはりに

して、雪の降り積りしの國々は異國本朝も同じ事なりき。【頃田百畝曰、頃也後漢書黃憲傳汪々若二千頃之陂云々。○法皇承久三年七月六日於鳥羽殿御出家法名良然同月十三日奉移隱岐國延應元年二月廿二日崩六十歲或六十一歲同年五月二十九日可奉號顯德院宣下仁治三年七月八日以顯德院奉號後鳥羽院云々。○増かゝみに、承久三年七月六日鳥羽殿へいらせ、その日やかて御くしおろす。御年、四そちに一二やあまらせ玉ふらん。同し十三日に御船にたてまつりて云々。○天子御飾ヲ落サセ給ヒ、法ノ名ヲ附セラレシヲ奉稱法皇、宇多法皇、白河法皇ト云カ如シ云々。】かくふり積りて野邊とひとつになりけるの事なれば、冬の内よりして春の半のころまでは馬牛の通ひもなかりけるゆへに、雪車せり雪車ハ方言ニ板屋ト云ヘル木ニテ作レルモノニシテ、大凡長六尺程幅五寸厚サ一寸程ニテ、右ナニ挺ナラベ堅横ニ木ヲ結ヒ附テ、ソノ上ヘ何品ニテモ載セテ引クモノナリといへるものにして米、薪の類ひ、その外の品々をも積み載て市中田野をもひきはこひしなり。雪のふりて消る事のなければ、段々氷りかたまりて堅雪となりし事なれば、野山をも牽し事故すへりてはしりもよく、車よりも便利なるものなり。堀河院百首に

初みゆきふりにけらしなあらち山こしのたひ人雪車にのるまで。

と詠しぬれば、越路にはなを用ひし事にや。なれどもその國によりては、製しやうもすこしは違ひたるの事もありなんや。あらち山は越前の國にて雪の名所なれば、歌にも多く詠せしとなり。【新古今人丸の歌に、矢田の野にあさ地色つくあらち山嶺の淡雪さむくそあるらし。矢田野有有乳山越前の名所なり、高山にて秋より雪のふる所なりと云々。】又荷兮か句に

ぬつくりと雪車に乗りたる憎さかな。

と句作せしも、そりに箱をつけてその内へふとんとしき、或はかひ巻の類ひなるもの着てのりし事なりせば、かく句作せるか。又蟠水か句に

北國や雪車引入れる煙出し。

と發句せるも、北越は殊に無双の雪國なりしよしなれば、雪車を煙り出しよりひきいれし程雪のふる事も有るにや。海水の氷りて立浪となり、氷りの柱となりし寒き國もあるといへるなれば、雪車を家根より引入れし事もあるならんか。このけふの郡も殊更に雪の降りし事なれば、大雪のふりたるの節には、家根よりいくたひも雪を卸おろしけるの故に、軒へつゝきて家根とひとつになりぬれば、越路には尙更にして、實に雪車ひきいれるこの發句せるもむへなりき。雪盈尺則呈瑞於豐年一といへり。又豐年之冬必有積雪一といへるなれば、雪のいたくふり積りたるの翌年は、有年なりし事なりき。なれども、雪霰レ丈則表ニ沚於陰德一と申けるなれば、雪の厚薄によりて年の有無ははかられぬ事のまゝありしなり。【沚陰陽錯謬之氣也云々。○公事根源ニ、いにしへは禁中にて、初雪の降る日群臣參内し侍ルを初雪見參と申せしよし。深雪の時はかならず諸陣見參をとると也。又雪の山をつきけると也。冬雪のふるは目出度事なれば、群臣見參すると也。新續歌仙富小路實氏の歌に、顯れて年ある御代のしるしにや野にも山にもつ

もる白雪云々。かくふりけるの事なれば、透間よりして雪吹のふきいりし事にして、開簾而入隙縈盈於帷席といへる事にしもあれば、雪のふらさるのころよりして、山家には殊に簀の子、蕙の類ひもて雪圍をそしけるなり。【帷四旁及上曰帷又在旁曰帷トハリ又帷圍也云々梟枯曰薦莞蒲曰席云々。】北戸墻扉裸壤垂繒といへるなれば、雪のふりぬるの國は、いつこのはても同し事にや。【裸壤木衣國也東夷傳曰倭國東四千餘里有裸人國云々野語述説云山海經云海外東北有黑齒國註後漢東夷傳云倭國東四千餘里有裸國裸國東南有黑齒國船行一年可至也異物志云西屠染齒亦以放此人愚謂我邦習俗女子許嫁則染齒其方鐵漿加五倍子末以筆擦齒牙則黑而如漆無貴賤皆同名黑齒古所謂黑齒國之遺風乎蓋上世未天下一統則分諸國有異名故諸傳所載有黑齒等之名然今無黑齒國據後漢書則古黑齒國今當相武常諸州乎蓋出于大禹經則可謂我邦開闢之久遠矣云々。】○源氏目案に、山海經東海有黑齒國其俗婦人齒悉黑染云々。案、日本は東海の中の國也、彼俗にならふにや。むかしはいつきなき女は左右なくかねをつけされは、古代のおは君のならばしにて、紫のひめ君も十歳にあまるまで齒黒めもなかりけらし、と云々。○繪帛也云々。かくふり積りしなれば、冬のはしめよりして山野の働らきもならさりしゆへに、薪炭の類ひをも、雪のふらさるの前よりして用意をそしけるなり。新勅撰に右近將監公衡の歌に西園寺公衡號竹林院左大臣光嚴帝外祖正和四年薨

冬こもる跡かき絶ていとしく雪のうちにそたきつみける。

と詠せられけるも、誠に雪國を思ひぬれば理にこそ思はれ侍るなれ。

十和田

盛岡の城下に永福寺といへる寺あり眞言宗にて祈願所なり寺産八百石。むかし此寺に、學徳兼備なる南宗と云所化のありけるか、我かすむへきの所を尋んと思ひけるに依て師の坊に暇を乞ければ、草鞋一足を出し師の坊のいける、此わらしきれたるの所は汝か住み家とすへしとて給はりぬ。それよりして南宗所々の山々を経歴せしか、終に十和田といへる深山にわけ入りけるに古樹森々として、一鳥不鳴山更幽なりといへる如く、鳥さへ住ぬ寂寥の所なるに大なる湖水廻り三四里の湖水なりのありければ、これこそ我住むへきの所なるらめと大に歡ひける。爰に又、下の郷の内に柴内と云村あり。此村に八郎と云土人のありけるか、或時兄と共に薪を取りに山へ行しか、細き谷川の邊りにちいさき井のありけるか、その中に岩此魚方言に岩着といふより八九寸に至りて鱒の子に似たり。秋の末に谷川の源、水のすく二疋おりけるを取り焼て給たりしか、殊の外咽のかしばかりの所迄のほり居りし魚なるかゆへに素手にてとるといへり。はきし故に水のみしかとも、ますくかはきて絶かたかりし故にかの井にひたりてのみけるか、既に井の水をのみほしける程になんなりぬれば、次第に身體大きくなり頭は釜の如くになりけるのゆへ、大に驚き兄にいけるは、我、かく異形の身となりぬれば里の住居もなりかたし。これよりして何れの山へなりとも入り、住へきの所をも尋ぬへきとて泣々兄と別れにけり。それよりして所々の山々を経

めぐり、これも十和田へいりけるに湖水の渺々たるを見て大に歡ひ、是こそ我此湖の主となるべきなりと思ひける。【唐德宗貞元中虢州五城縣黑魚谷百姓王用業炭於谷中、中有水方數步常見二黑魚、長尺餘游於水上、用伐木饑困遂食一魚、其弟驚曰此魚或谷中靈物兄奈何殺此、有頃其妻餉之用運斤不巳久乃轉面覺、狀貌有異呼其弟視之、忽褫衣號躍變爲虎、馮徑入山時々殺麋鹿、夜擲庭中、如此二年一日昏叩門自名曰我用也、弟應曰我兄變爲虎三年矣、何鬼假我兄姓名、又曰我往年殺黑魚、冥譴爲虎比因殺人冥官答余、一百令免放杖傷遍體、汝弟視予無疑也、弟喜遽開門見一人、頭猶是虎、因怖死、舉家叫呼奔避、竟爲村人格殺之、驗其身有黑子、信王用也、但首未變也云々。かの八郎か岩なを食し異きやうの身となりしも、この黒魚を食し虎となりぬる事も、和漢同日の談なりき。】かの南宗の坊も湖水の主となるべく思ひけるなれば、互にぬしなるべきとかの八郎と大にあらそひけるか、南宗所持せし御經の文字の皆口となりて物云ひければ、八郎か着たる蓑の毛もこれ又口となりて大に舌戦しけるなれど、【日本紀神代卷下、然彼地多有螢火光神及蠅聲邪神復有草木威能言語云々、又二神遂誅邪神及草木石類皆已平了云々。○左傳昭公八年、春石言于晉魏榆、晉侯問於師曠曰石何故言對曰石不能言或憑焉謂有精神馮不然民聽濫也、蓋失也、抑臣又聞之曰作事不時怨讎動于民、則有非言物而言、今宮室崇侈民力彫盡、彫傷也、怨讎並作莫保其性、性令也、石言不亦宜也云々。草木ことくよくものいひ、或は石もの云ふといへるなれば、南宗の御經の文字口となりてもいへ、八郎のみの毛も口となりても云ひ、争そひしといへるもいにしへの事なりせば、あらざりし事にもあらざりしなり。○左傳莊公卅二年云、國之將興、明神降之、監其德也、將亡神又降之、觀其惡也、故有得神以興、亦有以亡、虞夏商周皆有之、亦有二神異也云々。】蠅螂舉手招毒蛇、蜘蛛張網襲飛鳥、といへる如くなれば、碩德廣才の南宗にいかてかかなふへくや、終に云ひ伏られて十和田を追ひ退けられしとなん。故に南宗湖水の主とはなれりとかや。【蠅螂一名蚘父、又天馬、又拒斧、又イホシリ、俗ニカマキリト云。順和名抄ニイホムシリ、予カ故郷ニテハイホ虫ト云ヘリ。揚子方言蠅螂謂レ髦註有斧蟲也、江東呼爲石娘、又名鼈脫、云々、莊子蠅螂怒其臂、以當車徹云々。】即青龍大權現と號せしなり。【權現舊事本紀云、人皇廿九代宣化天皇三年秋八月廿八代安閑天皇現魂於金峯、告吉野國縣主物部吹荒子、曰我是勾大兄、元在戸科外内津宮、明津宮昔成三天皇、取國政、今成此山神、吾是權現神、護寶祚、守國叶于民之願、云々、名神稱權現、始于此云々。】權現の二字は、かりにあらはると訓する故に、蓋實類にあらざる神を云ならんと云へり。又大權號蓋取下大權和光現、迹于塵城之義也云々。】かく、ふしきの靈湖なれば參詣のものも多くありしなり。狹の里よりは六里余四十八町もありて、三里程は山中にして次第に深山になりし事なれば、數十丈の大木のみありて、枝葉おひ茂りぬれば、陰々として下闇となり誠にもさひしきの山中なり。桂檜檜等の諸木の、數百年の天年を経し事にして老木になりぬれば、おのつから朽倒れて多く道に横たはりてあるなれば、おしむべきの大材なれども、道遠く山ふかくして出すべきの術もなかりければ、空しく山中に朽果しな

り。實に大厦の用材になるべきものなれども、深山にあるなれば斧斤の患ひをまぬかれ、かの不材ごとも天年を得し事の又幸ならずや。かく大木の、枝葉茂りたる古樹にして渺茫たる湖水の四方を覆ひぬれど、湖水に一葉の木の葉もなく、清々として水底も見ゆるはかりなり。實に清僧のぬしごなりけるの故にや、魚の類ひ何一つもおらずして清潔の湖水にてそありける。かゝる高僧のぬしごなりし事にして、靈驗あらたかなる事なりせば參詣のものをもほく、かの湖水の高き岸より御さん米錢を紙にひれりたる御初穂を方言に御さんこと云を投しに、何事も凶事のなかりしものゝ初穂は水上にしはらく浮み、直に沈みければ水底よりほちくゝ泡の立しなり。何んぞ凶事のありけるものゝ初穂は水上を流れ、或は、いつ地よりごもなく鳥の飛來りてその御さんををさらひ取り、又はひねりたる初穂のほごけ流れし事なれば、參詣のものゝ至て愼しむし事になんありける。【初穂三代實錄ニ云、古、耕作して百穀を取り收め、先ッ神に奉るを初穂と云と云々。是にならひ、金錢其外一切の物の初分を神に上をを初穂と云。倭媛命世紀ニ云、或年の九月鳥の鳴く聲遠く異しく聞ゆ。即大幡主命等を使として鳥のあやしく鳴く所を見せしむるに、洲國の葦原の中に稻一基あり。本は一株にて末は千穂茂る。その所に眞名鶴多く集り、彼稻穂を咋くひち持廻りなきおれり。使者此事を報告せば倭媛命の曰、かゝる鳥たも神田み作り大神に奉るご。乃伊佐波登美神いさばとみをして、かの初穂を拔ごらしめ大神宮の廣前に掛奉るといふは是也。又大幡主の命をして此の穂を以て神酒を造らしめ、皇大神に饌奉る。是初穂と神酒とのその元なりと云々。右三社託宣抄。又江次第抄ニ云、酒訓ニ

三寸ニ者飲レ酒則邪風去ニ皮膚ニ三寸ニ云々。】かの八郎と争勝てぬしごなりし事なれば、かれ仇なるか故に、いまに參詣のものゝ八の字の附し名のものを忌事にしあれば、名を替て參詣致せしなり。名を改て參詣せしかなる神の事なりせば知らざりし事のなれば、あさむくへからさまして柴内村のものゝ參詣いたしぬれば、山の荒るりしなれと、世俗のならばしにして名をかへて參詣せし事なりき。まして赤くなりしごて、赤とといへる事をいみていは事なりき。かれとあらそひたゝかひしせつ血のいて、赤くなりしごて、赤とといへる事をいみていはさりしなり。故にこの湖水の邊りには赤土のなくして、薄しろき土のみにてありけるも不思議なり。【常陸國鹿嶋に高間か原と云あり、海邊也。むかし神軍のありし所にて、その血土に染みたりとて赤き土ありごなり。この湖水の邊は赤きを忌事にして、しろき土のみなり。斯の如きの事和漢ごにもまゝ有レ事ごなん侍る。】實に深山の靈湖にて靈驗あらたかなりし事なれごも、ひなの地にして殊さらに奥深き山の事なりければ、この國のものごてもしらすりしものあるなれば、まして、遠き國の人々の知らさりしはむへなりごと思はるゝなり。

十和田

- 寂寞十和田 邃幽人跡稀 深山煙霧暗
- 湖水四隣微 靈鷲示休咎 神龍增耀輝
- 欲須尋囊事 惟有白雲飛

かの南宗の來る迎、永福寺にて毎年十二月二十八日に梨子菓の類を書院へ備へ置しに、その品々のなく

なりしとそ。いまに絶す備へし事なりとなん。【攝州能勢郡河尻村ニ牛頭天王ノ社アリ、八大龍王ヲ相殿ニ祭ル。此龍王ハ自然石ニシテ形容龍ノ如シ。正五九三節ノ神事毎歲修レ之、社僧密供ヲ以テ神石ニ備祭ル。供物盡ル事生身ノ祭ルカ如シト云々。】然るに、みちのく州はすべて寒國の事なりしなれど、分きてこのけふの郡は雪をほく積り寒さもひとしほ強ければ、もろくの木の花も春の内には咲ぬるの事も稀にして、卯月のはしめつかたには木々の花の一緒に盛りとはなりぬ。まして深山櫻の里に後れて咲しなり。【卯月と云は波流花うのはなさかりにひらくる故に、うのはな月といふを略せりとなり。】古今、伊勢のよめるにも

見る人もなき山里の櫻花外のちりなん後そ咲まし。

又玉葉にみつね

里はみなちりはてにしを足引の山の櫻はまた盛りなり。

又花山院少將忠長卿松前へ配流の時

都にてかたらは人もいつわりといはん卯月の花の盛りを。

と詠せし如くにて、この月のすへつかたも咲残りしなり。【伊勢者大織冠九世之孫式部大丞兼木工頭從五位上藤原繼蔭之女也繼蔭經三歴伊勢大和薩摩隱岐之任一當爲三其伊勢守一之時上誕レ之故號曰三伊勢一人皇五十九代宇多天皇之御息所也云々寛平八年出家而號三法尼一伊勢物語作者也云々。仰月親王生ム、又行明親王トモ云ヘリ。繼蔭ハ治部少輔關雄ノ子也云々。職原抄云、御息所者東宮嫡妻也大臣納言女爲三御

息所一或説云御息所者非三東宮官一禁中有レ之掌三此所一官女曰三御息所一云々。源氏目案ニ、みやす所、みやすん所とよむ也。更衣の事也。御子をうみ玉ひては、いつれをも先ッみやす所と云也。天子の御やすみ所に参り玉ふゆへ也云々。○更衣禁中有三天子御裝束召更所一掌三此局一上臈號三更衣一公卿女任レ之多以レ轉ニ女御一侍臣女等任レ之希有也云々。尚衣如淳云、掌三天子物ニ云レ尚所謂尚舍尚衣尚食尚藥皆有三奉御一也云々百官志尚衣掌レ供三冕服一云々又尚衣掌三御衣一之官曉則進レ之夜則襲レ衣云々。大和物語註、更衣とは天子の便殿に候して御衣なごめしかへらるゝ官也、仁明帝の御時よりはしまれりこそ。容齋隨筆九云、雅志堂後小室名レ之曰三更衣一又云灌夫傳坐乃起更衣師古註更改也凡久坐皆起更衣以三其寒暖或變一也又云衛皇后傳帝起更レ衣子夫侍三尚衣一云々。○躬恒行氏孫謀利子古今序前甲斐小目云々或説躬恒五十八代光孝天皇御宇任三京兆東市令史一而爲甲斐國目代也云々東市司左京職之下司也管下領自三禁裏一東方市之事上所也正三於財寶雜物等賣買眞僞一也毎月十五日以前集三于東市一十六日以後集三于西市一也云々又延喜廿一年正月晦日任淡路權掾云々。分て山櫻木の多くあるなれば、花のころには山も見へわがす、只白妙にして白雲の山を覆へるに異ならず。又雪のふりしかとあやしみしなり。拾遺に貫之か、櫻ちる木の下風はさむからて空にしられぬ雪をふりける、と詠せしは、實にちる花の雪かと思はれ、袖打はらふ心地しけるなり。【貫之人皇八代孝元天皇末流紀本道孫宮内少輔望行子也童名阿古久曾云々醍醐朱雀之間人延喜八年正月任三土佐守一天慶八年三月廿八日任三木工頭一同九年卒云々貫之社稱三福大明神一山城國高倉祭レ之

今在京極土御門云々。續千載常盤井相國の歌に西園寺實氏號常盤井後嵯峨帝寬元四太政大臣後深草龜山兩帝外祖後鳥羽帝建久五年生龜山帝文永六年薨七十六云々

山里は問くる人の跡もなしふりつむ花の雪と見れども。

と詠しけるのやうにして、樵夫山賤の見るより外は尋るの人もなく、空しくちりぬるもいとおしきなり。土人此山櫻を樺花といへり。此木の皮もて色々の細工に用ひしなり。又山家には燭火とせり。漢土にも此樺櫻の皮を燭とせしか、俾燭樺四素と、唐ひとの書にも見へり。【五雜俎、樺木似山桃其皮軟而中空如敗絮焉故取以貼弓使於握也又可代燭余在青州持官炬者皆以鐵籠盛樺皮燒之易燃而無烟也亦可覆菴舍一云取其脂焚之能辟鬼魅云々山桃即山櫻也云々。○かは櫻は、花の色うす紅にて殊更艶なる花なり。古今に、かには櫻とあり。古今物名隱題也、かなにてありと云々。かにはさくら つらゆき

かつけとも浪のなかにはさくらられて風吹ことうきしつむ玉。

註に、かにはさくらは、かはさくらなり。はね字をにつかへり、かにはさくら也。和名に朱櫻と書、櫻桃ども書、にはさくらともよめり。きぬの色おもてすはふにて、うらうす色なるをかはさくらと云、花のいろすこしあかかへるへきにこそと云々。○この郡、いにしへよりして七月十三日夜より廿日の夜まで、この樺櫻の皮を武家、町家の差別なくみな門前に焚しなり。これを門火と云、又樺火ともいへり。家毎にたきけるの事なれば炎天を焦せり。東都にていへる迎火、送火の類ひ也。○門火和名類聚抄云、周

禮喪設門燎俗云門火又顔氏家訓喪出之日門前燒火云々。木曾路にも多くありけるにや、この樺櫻の皮を色紙、短冊となして名産とせなせり。此十和田は聞ゆる深山の事なれば、自然に生しぬるの野菜もをほかりし中に、蕨は指の太サの如く、【本草約言、蕨味甘寒滑去暴熱利水道令人睡弱陽小兒食之脚弱不能行又令人消陽事令眼暗鼻中寒髮落非良物也又冷氣人食之多腹脹云々。搜神記曰、郗鑑鎮丹徒二月出獵有甲士折一食之覺心中淡々成疾後吐一小蛇懸屋前漸乾成蕨遂明此物不可生食也今人遇荒年多取其根搗洗作粉代糧度活終羸弱不養人也一種名薇亦蕨類云々。】落は輪切にして五寸にみつへく平(ひら)を方言に五寸と云【欵冬味辛性溫主欵逆上氣潤心肺益五臟除煩止嗽十一月十二月雪中出花云々和名不木又欵冬花療肺經之癢痿及氣逆之喘嗽又溫肺止嗽之用爲專云々。】獨活は小兒の腕の太サにこそならず。【獨活去風寒溫氣兩足拘攣止頭痛得風不搖無風自搖故名獨搖草與羌活原無二種後人分用紫色而節密者爲羌活黃色而作塊者爲獨活云々。】この外棒なし、とけみつなどいへる方言の名あるの草、あけてかそへかたし。誠に天の作せる自然の物なりければ、風味も一入よろしかりしなり。なれども、人の通ひもなかりし程の奥深き山の事なれば、獨活、早わらひの様なるのものも折り取るのものもなければ、これも老てはおどろとはなれり。西行の歌に

なをさりに秋捨しの、早蕨はおる人なくしておどろとやなる。

と詠しぬる歌のこゝろにて、此奥山に生するのものは、みつからおとろとはなりて枯はつるなり。蒲蔴は黒けれども、粒も白きぶだうに替る事なし。つるは太き竹よりも太れは花生にもなりしなり。『葡萄味甘平無毒主筋骨濕痺益氣力令人肥健耐寒利小便瘡疹不發取其子汁釀酒甚美不可多食其形非一類大抵功用有優劣也。』又あけひと云蔓草あり方言ニ山女(アケヒ)ト云、本名郁子ト云トナリ、又燕覆子又名烏覆子藤ヲ名ニ通草木通ト云々。或説に本草に載る木蓮の實なりと。秋に至りて熟しぬればあちはひ甘かりし故に、小兒好んで給けるものなりと云へり。藥種には木通、又通草といへるにや。『本草約言、木通瀉小腸火積而不散利小便熱結而不通瀉小腸火無他藥可比利小便閉與琥珀同功又通草其用有二陰竅澁而不利水腫閉而不行澁閉兩俱立驗因有通草之名云々退腫而閉癆舒泰利水而陰竅通和云々。』○貝原日本釋名、木通、あけひはあかみなり、その實あかし。かどけと通し、みとひと通すといへり。なれども、あけひは皮大かた青くして實白く、種は黒きものなり。實赤しと云ものはいふかし。右釋名臆説かと思はれし事もまゝありしなり。』此山女蔓の葉何れの國にても五葉なるものなりしか、このけふの郡は三葉にして葉も大いなり。郡境を越へぬればみな五葉にして、葉も又ちいさかりし也。羽州秋田領をも三つはなるのよし、むかし奥羽一國なりしよし『人皇二十代允恭天皇の御宇、陸奥國を分て出羽の國を置と云へり。又四十三代元明天皇和銅五年、始て陸奥國十二郡を割て是を置とも云へり。上古自此地貢於鷲鷹之羽故國名云出羽云々。』○陸奥源順和名抄美智能於久云々、日本釋名、みちは陸なり、くか地の

おく也。みちのくと略していふ。日本の東北のおくにある國なり。後代、みちのくをあやまりてむつのかにと云と也云々。』なれば、此郡もむかしは出羽へ屬しけるや。梨木峠の郡境を越へぬれば、みな五葉なりし事の曉るへからさりしなり。寒國の事なりしゆへにや、此郡には竹はたへてなし。笹竹の二三間もありけるを、所々の山より切出しおけの輪にも用ひ、又はごもし火の竹ごもなせり。金を堀るものはこの竹をともして穴へいり、金を堀といへり。外のごもし火は用ひさりしものなりとなり。この國にも、海邊の所には唐竹の多くありしなり。竹は寒くして雪の積りぬるをきらひけるにや、かく寒さも強かりし郡なれば、秋の半のすへよりして露の下り霜の降りけるの故に、長月の比よりして九月を和名長月といふを略せりと也木々の木の葉も色つきて、山に充ぬる紅葉はは實に錦をなせるはかりにて、谷の小川の流れをも紅の色をなせり。奈良帝の御歌に四十二代文武天皇龍田川もみちみたれてなかるめりわたらは錦なかやたへなん。

と申御製、實に三室たつたの川々の左こそなるらめと思ひやれり。又古今、貫之か歌に
みる人もなくてちりぬる奥山のもみちは夜のにしきなりけり。

と詠しける。これなん、みる人もなき足引の山の奥なる紅葉はは、錦をきて故郷へかへらさりしもの、いゝならんか。又延喜の御製續古今に六十代醍醐天皇古郷の紅葉見にゆく旅人は錦をきてやひるやこゆるらん。

この御製なりせば、古郷を遠くはなれ居る人々の、にしきをきてかへらさりしなりとも、せめて其ころさしをもあらまほしけれ。御製の、身にしみて誠にありかたくこそありけるなり。【漢書、上拜買臣會稽大守謂買臣曰富貴不歸古郷如衣繡夜行云々魏張禹爲雍州刺史大祖曰還郷本州可謂衣錦畫行云々又唐張士貴饒州盧人授饒州刺史高祖曰令郷衣錦畫遊云々畫錦堂詩云古人之富貴歸於本郡縣譬如衣錦游白晝自光綯不則如夜行雖麗胡由見云々】爰にかの南宗の類を尋に、むかし野州日光山の神と上州赤城山の神と、野州中禪寺の湖水を争ひしか、【順和名抄、加美津毛野志毛津毛野職原抄云崇神天皇第一皇子豐城命始治東時居上毛野下毛野國也有太守親王任之義同上總常陸也日本有二三太守也此外不任太守矣下野風土記上下野兩國有二野云佐野笠懸野其野中有一河號渡瀨此爲兩國境川西云上野東云下野川東爲下故也地卑東西古今例也又毛字有田之言也後世除毛字云々釋名、上野下野、此二國昔は野多し。上野は上にあり、下野は下にあり、故に上毛野、下毛野と云。つはやすめ字、毛は野に草おほき故にいへり。野を略してかみつけ、下つけと云。いまでも下野國は野おほし。上下は都の方よりついてをなせりと云々】日光山の神は蛇麟となり、赤城山の神は蜈蚣と貌をあらはし戦ひけるに、終に日光山の神あらそひ勝しよし。いまに日光にて、毎年正月四日武射の祭とて社司登山し、上州赤城山の方に向て矢を放ちけるに、その矢則赤城明神の扉に立しを、氏子ともこの日矢ぬきの餅といふを祝詞、かの矢を抜といへり。赤城の氏子二荒山へ登れば、山ある、

事なりとて、赤城は二荒の神の敵なればなりと云へり。【日光山大權現出現稱德天皇神護景雲元年事代主命垂跡下野一宮也開基勝道上人建立大伽藍也云々延喜式神名帳下野國河内郡二荒山神社云々一荒山空海登山自是稱日光山云々。○元亨釋書云、勝道姓若田氏野之下州芳賀郡人早山蘆累鑽仰勝業一州有補陀落山峯巒峻峙振古未有陟者道以神護景雲元年七月企跋涉路險雪深雲霧晦冥不能登止山腹凡經三七日而還天應元年孟夏又興先志亦屈而退延曆之始季春之月發大誓致勤修且曰者回不到山頂亦不至菩提漸達于頂衆峯環峙四湖碧深奇花異木殆非入境道堅誓所遂悅目喜心乃結蝸舍於西南隅修懺又三七日道雖究山區未盡湖曲三年之夏造小船浮東湖西南北湖備極游蕩就勝處建伽藍曰神宮寺居四載道行與靈境並傳桓武帝聞之勅任上野講師又與都賀郡創花嚴精舍大同二年州界大旱刺史令道祈雨道上補陀山行法雪甘雨速降百穀皆登云々。○羅山神社考云、二荒日光音相近蓋其是耶又二荒和訓與補陀落音相似由是浮屠誘國俗而遂號補陀落山歟云々。○赤城山三所明神人皇二十代允恭天皇御宇建立上野國號覺滿大菩薩云々】又倭藤太の事を世に傳ふ。【はしめ秀郷藤原秀郷鎮守府將軍從四位下武藏下總兩國之守護大織冠鎌足後胤也云々人皇六十一代朱雀院時人藤原村雄子也號倭藤太云々。大和の國田原の里にて生れたるの故に田原藤太と號す。異説には、龍宮へ入て倭を得たるいわれあるに依りて倭藤太と號すと也。いつれか是なるや。秀郷社江州栗本郡祭之秀郷靈神也云々】近江の勢田の橋を徹行せしに、【近江昔書淡海後代改近

江一矣此國有_二湖江_一而近_二于帝都_一故名_二近江_一也景行帝五十八年春二月幸_二近江國_一居_二志賀_一三歲是謂_二高穴穗宮_一也天智帝六年三月遷_二於都當國_一此時天下百姓不_レ願_二遷都_一也云々。釋名_三、近江、あはうみなり。はの字を略せり。鹽なき水うみをあはうみと云、味のあはきゆへ也。近の字をそへたるは都にちかければ也。はうのかへし、ふ也。故にあふみとかくと云々。橋の上は大蛇あり。兩眼かゝみの如く、二つの角するどくどかり、口に焰を吐き、齒牙鐵を植たるか如くにて甚恐るへかりしに、秀郷すこしもおどろかすして進んで、大蛇を飛跨てゆきけるに蛇も又驚かさりしか、已にして一人の男あり。來て秀郷に云けるは、我勢多の橋下に居る事二千餘年人を見る事少なからず、いまた公の如く勇剛なるものを見す。願はくは我ために寇を誅し給ひよ、恩忘るへからすと云ければ、秀郷承諾して、かの男とともに勢多に歸る。橋の下より、湖水をしのきて行く事數里なりけるに一の門あり。見るに水精を砂となし、珠石を整となし、朱樓紫閣金欄銀楹にして、その壯麗なる事云へからず。秀郷を請して上座に坐しぬ。男衣冠を整ひ左右を呼て膳を備へ、宴を設けて饗應なしけるか、既にして夜ふくるに及んでみないふ、寇來るへしと。依て秀郷弓矢を挾はさんて相待しに、一陣の雨風頻りにして電光閃々たり。これを見れば比良の峯より光りありて來れり。【比良明神近州土俗定_二神祠_一次第六宮中比良神爲_二第二宮_一云々比良大明神清和天皇貞觀七年正月十八日賜_二從四位下_一云々貞觀元年贈_二諸神官位_一云々。】その形、二千はかりの松明を二行に燃しける。秀郷思ひけるはこれ百足の馬蛇なるへしと、近くすゝむに及んでこれを射けるに、あたりて洞らす。又是を射るにつらぬかさりければ秀郷あやしみ思ふて、鏃につはきをぬりて是を射けるに、眉間にあたりて喉の下まで貫きけるに、その光り俄にきへて山の崩るゝの音しけるに、はたして百足の馬蛇にてそありける。【陽齋訓蒙圖彙百足あまひ、俗おさ虫馬蛇也馬陸馬蝮馬蠲並同云々。案_二此虫を東都_一てやすてと云、予か古郷の邊にてはざる虫と云也。○又圖彙、蜈蚣むか、蜘蛛あまひ、百脚並同云々。又釋名_三、蜈蚣はその手左右にむかへり、むかひてなり、故にむかてと云となり。案に、圖彙の如くにては秀郷の射けるものは蜈蚣にてはなく、おさ虫と云ものなり。けれども百足、馬蛇、蜈蚣、百脚など、云は皆むかてを云へる也。秀郷のいける馬蛇も比良の峯のむかてなるへし。○五雜俎云、嶺南有_二人面蛇者_一知_二人姓名_一晝則伺_二行人_一於_二山谷中_一呼_二其姓名_一應_レ之則夜至殺_二其人_一然主家多蓄_二蜈蚣_一蛇至近則蜈蚣籠中奮擲縱_レ之出逕往昨_レ蛇或曰子美詩薄俗防_二人面_一蓋謂此也云々。】かの男大に歡て云、此所はこれ龍宮なり、かれ頻りに我を侵せり龍ハ蜈蚣ヲ恐ルト云ヘリ我軍かれか侮りにあふ事多年なり。いまや公の恵みにて寇亡たりとて大によろこひて、絹一卷、鎧一領、俵一ツ、銅鐘一ツを以て秀郷に授けて曰、公の家かならず將軍あらんと。秀郷謝して出、男も又送れり。暫く目をふさひて波の音をききしか、已にして橋の側に至れり。秀郷都に歸てその絹を裁に、そのきぬ裁に隨て長し。また俵も取に隨て、米もその中にみつと。故に號して俵藤太といへり。【神社考、大和國金剛山寺俗名矢田寺有_二沙門滿慶者_一一名_二滿米_一小野諫議篁敬_二米有_二戒行_一篁者蓋不測之人也身在_二朝廷_一而神遊琰王宮_二琰王欲_レ受_二菩薩戒_一而陰府無_二戒師_一篁謂_二琰王

けるに、あたりて洞らす。又是を射るにつらぬかさりければ秀郷あやしみ思ふて、鏃につはきをぬりて是を射けるに、眉間にあたりて喉の下まで貫きけるに、その光り俄にきへて山の崩るゝの音しけるに、はたして百足の馬蛇にてそありける。【陽齋訓蒙圖彙百足あまひ、俗おさ虫馬蛇也馬陸馬蝮馬蠲並同云々。案_二此虫を東都_一てやすてと云、予か古郷の邊にてはざる虫と云也。○又圖彙、蜈蚣むか、蜘蛛あまひ、百脚並同云々。又釋名_三、蜈蚣はその手左右にむかへり、むかひてなり、故にむかてと云となり。案に、圖彙の如くにては秀郷の射けるものは蜈蚣にてはなく、おさ虫と云ものなり。けれども百足、馬蛇、蜈蚣、百脚など、云は皆むかてを云へる也。秀郷のいける馬蛇も比良の峯のむかてなるへし。○五雜俎云、嶺南有_二人面蛇者_一知_二人姓名_一晝則伺_二行人_一於_二山谷中_一呼_二其姓名_一應_レ之則夜至殺_二其人_一然主家多蓄_二蜈蚣_一蛇至近則蜈蚣籠中奮擲縱_レ之出逕往昨_レ蛇或曰子美詩薄俗防_二人面_一蓋謂此也云々。】かの男大に歡て云、此所はこれ龍宮なり、かれ頻りに我を侵せり龍ハ蜈蚣ヲ恐ルト云ヘリ我軍かれか侮りにあふ事多年なり。いまや公の恵みにて寇亡たりとて大によろこひて、絹一卷、鎧一領、俵一ツ、銅鐘一ツを以て秀郷に授けて曰、公の家かならず將軍あらんと。秀郷謝して出、男も又送れり。暫く目をふさひて波の音をききしか、已にして橋の側に至れり。秀郷都に歸てその絹を裁に、そのきぬ裁に隨て長し。また俵も取に隨て、米もその中にみつと。故に號して俵藤太といへり。【神社考、大和國金剛山寺俗名矢田寺有_二沙門滿慶者_一一名_二滿米_一小野諫議篁敬_二米有_二戒行_一篁者蓋不測之人也身在_二朝廷_一而神遊琰王宮_二琰王欲_レ受_二菩薩戒_一而陰府無_二戒師_一篁謂_二琰王

曰臣師友戒律精純者在日本國王曰卿早呼來篋詣寺告事米乃與篋俱入地府王悅請米受大戒已而米將歸王令冥使授一漆篋于米米歸開見之白粳米也隨取隨盈終身不盡故時人改滿慶號滿米云々。又元亨釋書の趣意、上略、滿米人間に歸りてかの米を用ひられしに、いか程取てもその米盡る事なく、一生の間はいつも篋にぞ滿にける。されはにや、滿米素より地藏尊を信敬せられし事なれば、かの陰府より歸らるゝこそそのまゝ上手の佛工を招きよせ、件の獄中にて逢ひ奉りし地藏の相像を刻て、我寺の中に是を安置せられたりし。その像いまなほ存在せるか、その長すてに五尺なりける。或曰滿米の本の名は滿慶と云といへども、かの琰王の米を得しより其後には、時の人改ていまの名によひ替たりと云々。滿米か圖する所なると云地蔵の小圖畫の掛物、予いま所持せり。又釋書に、大江の諸世はしめはなはた寔しけるか、常に吉祥天女を歸依していのりけるか、ある時途中にて布の囊をひろひたりしに、その中に精粳一斗はかりありしか、朝夕爨しなれどもつくる事なく、その囊に米盈貯事先きの如しとなり云々。右の事とも釋書に委し、上の三事誠に同し事なりき。いまはたへてかくの如きの事はこれなき事になん。】その鐘を三井寺へ送りて、今にかの寺にこれありと。秀郷か事、羅山鴻儒の神社考に載せり。【九十四代花園院文保二年三井回祿山徒取鐘鐘不鳴衆人多力以巨杵撞之其音如蒲牢之吼山徒惡之轉于無動寺岩下碎破片散聚拾而遺三井一日小蛇來舉尾敲之經宿鐘如故無瑕云々。○回祿左傳、禳火于玄冥回祿註玄冥水神回祿火神云々。○蒲牢五雜俎、龍生九子蒲牢好鳴囚牛好音

云々皆龍之種類也云々。】かの南宗と八郎か十和田の湖水を争ひ、一荒の神と赤城明神と中禪寺の湖水をあらそひしも、比良の蜈蚣か勢田の龍神を侵侮せるにひとしくして、孟浪金口所說豈孟浪哉云々のことにもあらざりき。又むかし比叡山に、肥後の阿闍梨源光といへる法師あり。【比叡山近江國也號延曆寺延曆年中傳教大師開基地也唐天台山青龍寺准天竺靈鷲山比叡山亦准青龍寺云々。傳教大師の歌、阿耨多羅三藐三菩提のほとけたち我立柚に冥加あらせたまへ、云々。これは傳教大師、中堂建立の材木取に柚のし玉ふの時の歌也と云々。傳教大師姓三津氏名最澄近江國滋賀郡人也其遠祖後漢獻帝之裔也云々。○阿耨多羅三藐三菩提是無上眞性也云々。又阿耨多羅三藐三菩提佛無上正遍智トテ佛ノ上ヘモナク、ハカリモナク、シキ智ノスケタル事ナリト云々。○職原抄云、阿闍梨已講内供阿闍梨謂之有職或曰探題論議時出其題也初補擬講撰其清撰後爲已講在于南都山門内供内供奉也毎年正月於大極殿講說金光明最勝王經時以內供奉十禪師爲讀師是常例也依時儀而阿闍梨轉内供奉亦有例也云々。阿闍梨本于佛書法華經普賢菩薩觀發品玄賛曰、釋迦佛爲和尚文珠師利爲阿闍梨彌勒菩薩爲教授云々釋氏要覽云梵語阿遮梨那唐言軌範南山抄云能糾正弟子行云々。○要覽和尚、梵語和尚此名力生舍利弗問經云夫出家者捨其父母生死之家入法門中受微妙法蓋師之力生長法身出功德財養智慧命功莫大焉云々。○要覽法師、離阿含經云何名法師佛言若於色說是生厭離欲滅盡寂靜法者名法師云々。】三塔無双の學者なり。【三塔中堂本尊藥師東塔西塔釋迦彌陀横川觀世音謂之三塔云々叡山

山三分東塔西塔橫川謂之三塔。表空假中三諦也。云々山王明神謂園城寺行圓曰我名三王公委之乎。表三諦即一也。山字堅三畫者空假中也。横一畫者即一也。王字横三畫者三諦也。堅一畫者又一也。二字三畫而有二貫之象。故我立爲號也。一心三觀一念三千亦復如是。是以我護持台教。鎮覆國家云々。】黒谷の源空上人、はしめてひるの山に登り玉へし時の師匠なり。上人後に、るひ空とて長谷におはしける學匠の弟子になり法然と申けるが、源光の源の字とるひ空の空の字を取りて、みつから源空と名を附給へり。【要覽上人、摩訶般若經云何名上人。佛言若菩薩一心行阿耨菩提心不散亂是名上人。增一經云夫艾處世有過能自改者名上人。古師云内有智德。外有勝行。在二人之上。一名上人。云々又書言故事云僧曰上人。有過能自改曰上人云々。○長谷大和國也。○法然上人者美作國久米郡稻岡庄栃社村人也。父漆時國母秦氏本姓源氏仁明天皇之御後西三條右大臣源光公之後胤也。後白河院高倉院後鳥羽院右三帝之御戒師也。勅號非一矣。後白河院惠光菩薩後鳥羽院惠光佛額賜四條院華頂尊者後嵯峨院通明國師後花園院天下上人無極道者。後柏原院光照大士東山院圓光大師中御門院東漸大師桃園院惠成大師及滅後勅號九度矣云々。又後伏見院叡山功德院舜昌法印詔行狀傳四十八卷を撰集せしめ、尙はた菅家、清家の諸儒並に時の才臣をめてして文辭を潤色せしめ、伏見後伏見後二條の三帝宸翰を染させ給ひ、尊圓親王等の能書の人をらみて繕寫あり書寫或云繕寫摺板云摺寫云々。畫圖は土佐某なり。刪訂なりて御額を法然上人行狀畫圖と給ひ、大内の寶庫に納む。其後、弘通の爲にとて伏見後伏見の兩帝再び宸翰をそめさせられ、別に一本を寫し給ふ。これを副本とす。原本は知恩院に納り、その唐櫃は尊氏將軍の御寄附なり。副本は和州當麻寺に納る。二本ともにいまなほ儼然たり。世に勅修御傳と奉稱も此ゆへなり云々。○皇朝史略云、土御門天皇承元二年二月禁專修念佛宗。配僧源空於土佐其弟子親鸞於越後。源空美作人母秦氏夢吞剗刀。而生之幼而穎悟入延曆寺爲僧。究八宗奧旨。後棄所業。倡淨土專念宗。親鸞皇太后宮大進藤原有範之子也。幼從慈鎮。剃髮爲僧。後師源空。至是坐配流亦倡專念宗。云々順德院建曆元年詔召還僧源空云々。】かやうにしたはるゝほどの學匠なりき。然るに源光つらく心にあし給ふは、佛法の深き理をいまの世にしれる人さらになし、みろくの世をまちて、三會說法のみきりにして問ひ奉るへし。されども、それまでのいのちをたもつべきものは蛇身に過たるはなし。われ大蛇となりて命をたもつへしこと、【彌勒下生經云、彌勒菩薩即於出家之日便得成佛。坐龍華樹下花林園中。三會說法故云龍華三會。云々彌勒南天竺波羅門子也。梵語彌勒華翻慈氏。過去爲王名曇摩流支。慈育國民。自爾至今常名慈氏。云々釋氏六帖慈恩疏云母至悲纏。蠢類子性恤及懷生。宿願今成因以標名。又當來人壽八萬歲時出世。三會說法。度人無量。是釋迦遺法弟子也。云々、右元亨釋書。又彌勒菩薩出世時於龍華樹下三莊會場。說法利生。云々三會彌勒菩薩於華林園中。二度於王城。一度說法故云三會云々。○波羅門西域國名在竺西。俗尙浮屠云々。】弟子の法師をもろくの國へ遣はして住所を求めらるゝに、東の方へ參りし波江の住記といへる法師歸り來り、遠江の國城飼の郡笠原の庄櫻か池は、右は滄海漫々として左は青山巖